

参考資料

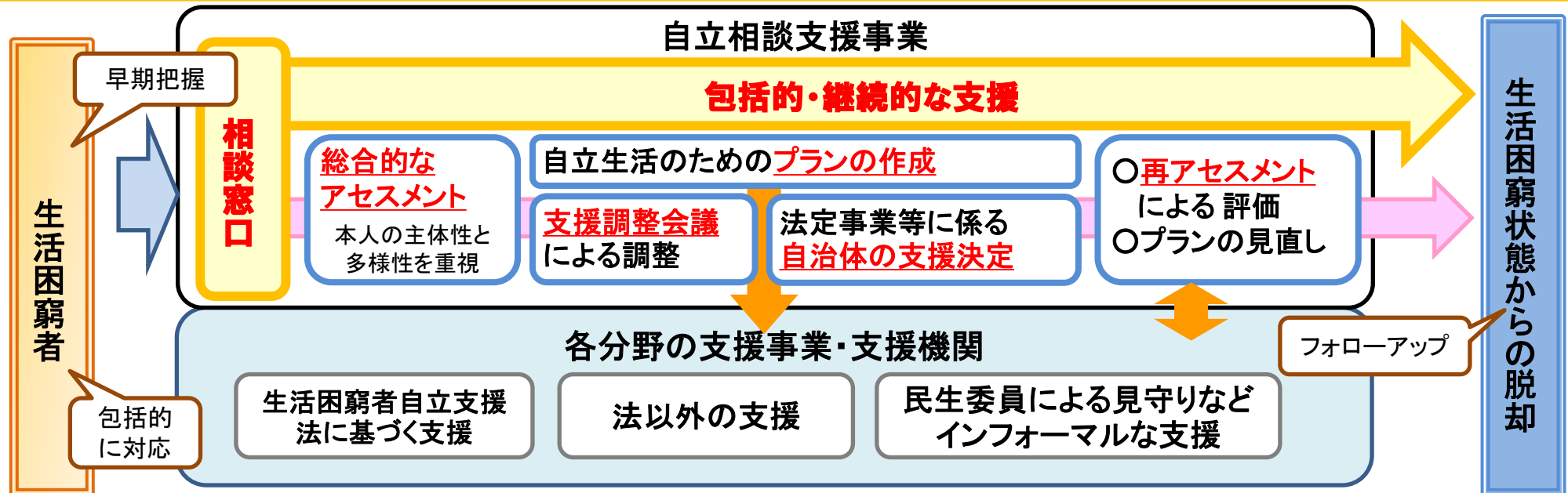
（「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関するこれまでの議論の整理（中間まとめ）」において示された検討事項への対応状況等について）

**①生活困窮者への自立相談支援及び
被保護者への自立支援のあり方について**

自立相談支援事業について

事業の概要

- 福祉事務所設置自治体が直営又は委託により自立相談支援事業を実施。
 - ※ 委託の場合は、自治体は受託機関と連携して制度を運営。自治体は支援調整会議に参画し、支援決定を行うほか、社会資源の開発を担う。
- 自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談を受け、
 - ① 生活困窮者の抱えている課題を評価・分析(アセスメント)し、そのニーズを把握
 - ② ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定
 - ③ 自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施等の業務を行う。



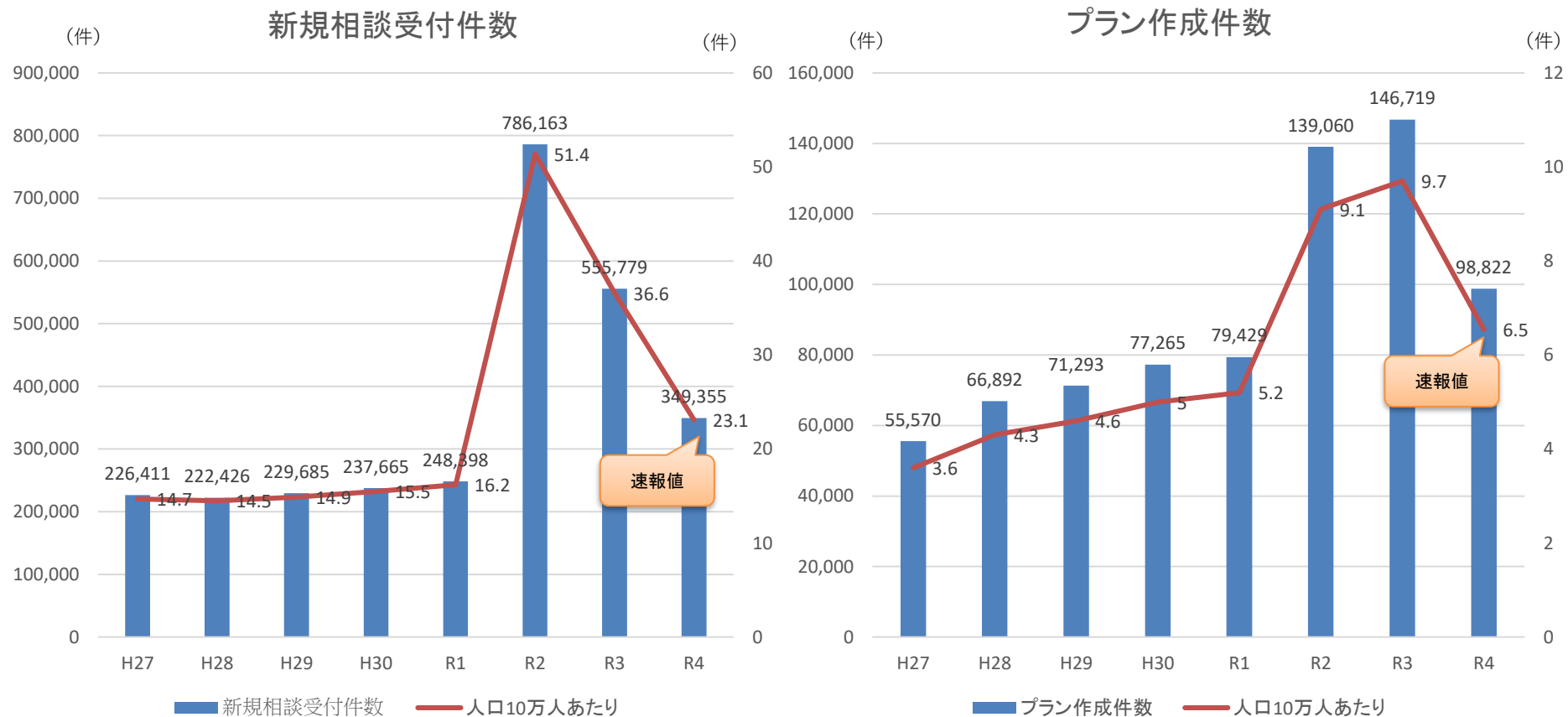
期待される効果

- 生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援。
- 生活困窮者に対する相談支援機能の充実により、福祉事務所の負担軽減とともに、社会資源の活性化、地域全体の負担軽減が可能に。

自立相談支援機関における新規相談受付件数・自立支援計画（プラン）作成件数

- 令和3年度の新規相談件数は前年に比べ減少しているものの、プラン作成件数は増加している。

新規相談受付件数・プラン作成件数



※ H27～R3支援状況調査、R4生活困窮者自立支援統計システム

令和5年度の社会福祉推進事業(生活困窮者自立支援制度関係)

令和5年度

1	自立相談支援機関における支援体制の強化に資する取組に関する調査研究	<p>多様な相談者層の支援ニーズに適切に対応できるよう、自立相談支援機関の支援体制の強化に資する以下の3つのテーマに関する取組の調査研究を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">①良質かつ多様な委託先を確保するための委託先の選定方法 (質を踏まえた評価選定、複数年度契約、コンソーシアムの活用等)②ICTを活用した効果的な取組 (オンライン相談や関係機関との情報連携体制の強化に資する取組など)③SNS等による効果的な制度の広報
2	生活困窮者自立支援制度の事業評価の方法及び帳票類の標準化に関する調査研究事業	<p>生活困窮者自立支援制度全体の事業評価について、各自治体が自らの事業を評価できる方法に関して調査研究を行う。</p> <p>就労準備支援事業及び家計改善支援事業について、統計データの標準化及び任意事業の効果を図るため、全国で統一的に使用する帳票の整備を行う。</p>
3	自治体における住まいに不安を抱える生活困窮者の効果的な把握手法及び居住支援の効果を高める連携手法等のあり方に関する調査研究	<p>自治体が管内の居住支援ニーズを効果的に把握するための手法について調査研究を行う。</p> <p>特に居住支援ニーズが高いと考えられる住居確保給付金の受給者等の抱える様々な課題(就労、家計、債務、経営、住み替え等)に対応するため、公共職業安定所、家計改善事業、法テラス、よろず支援拠点、居住支援法人等との効果的な連携手法や事例収集に向けた調査研究を行う。</p>
4	社会福祉協議会の生活福祉資金貸付におけるオンライン化に関する調査研究事業	<p>生活福祉資金貸付事業における利用者の利便性の向上や実施主体である社会福祉協議会の事務負担の軽減等の観点から、オンライン申請のために必要なシステム構築に向けた調査研究を行う。</p>

生活困窮者自立支援制度の実施体制の確保 (必要な人員体制を確保できる補助体系の見直し)

令和6年度概算要求額 117億円 (113億円) ※ ()内は前年度当初予算額。

1 事業の目的

- コロナ禍で顕在化した新たな支援層や孤独・孤立問題の深刻化、支援ニーズの多様化等の現状を踏まえ、自立相談支援事業等の補助体系の見直しを図り、自治体に対して支援の実施状況に応じた適切な支援を行うとともに、アフターコロナにおける生活困窮者自立支援制度の機能強化を図る。

2 事業の概要・スキーム

【自立相談支援事業に係る見直し案】

- ① 基本基準額の見直し
 - ・ 人口区分ごとの基本基準額について、人口規模に対する標準的な支援件数等に応じた金額に見直す。
 - ② 支援実績加算の創設
 - ・ 標準的な支援件数以上の支援実績がある場合について、当該実績に応じた加算を設ける。
 - ③ 支援の質の評価に係る加算の創設
 - ・ 有資格者の配置やアウトリーチ支援体制の整備、地域づくりの取組等、支援の質を評価する加算を設ける。
- ※ 現行の加算・減算については、内容に応じて、継続・見直し・廃止を図る。
- ※ 支援員の加配、事務職員の配置についても新たな補助体系の中で手当する。

3 実施主体等

実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体907自治体）

負担割合：国3/4、都道府県・市・区等1/4

実施自治体数（令和4年度）：自立相談支援事業906自治体

生活困窮者に関する支援会議・支援調整会議について

- 関係機関の狭間で適切な支援が行われないといった事例の発生を防止するとともに、深刻な困窮状態にある世帯など支援を必要とする人を早期に把握し、確実に相談支援につなげるため、平成30年改正法で「支援会議」を創設。
- 一方、支援調整会議は、個々の生活困窮者の支援プランの決定等を行い、継続的な支援を行うことを目的とするものであり、目的や対象者の範囲等が異なる。

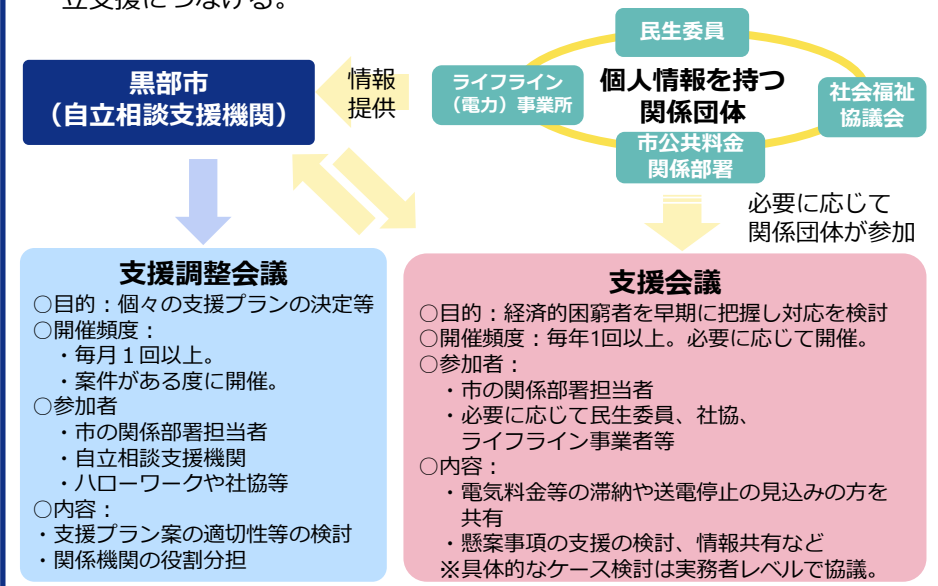
【支援会議と支援調整会議の整理】

	支援会議	支援調整会議
設置根拠	法第9条第1項	実施要綱 自治体事務マニュアル等
設置（開催）主体	福祉事務所設置自治体	主に自立相談支援機関
対象	自立相談支援機関が支援決定したケースに限らない	自立相談支援機関が支援決定したケース
関係機関との情報共有	本人の同意がなくても可能 ※支援会議における情報等の提供は、個人情報保護法や他の法令による守秘義務に違反しない。 ※第三者へ秘密を漏らした場合の罰金あり。	本人の同意が必要
主な目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関間の情報共有による、支援を必要とする人の早期把握・支援へのつなぎ ・ 地域における支援体制の検討 （取り扱う事例） <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人同意が得られず、適切な情報の共有や連携を図ることができない事案 ・ 世帯全体として、支援に当たって連携すべき関係機関・関係者の間で把握・共有されていない事案 	<ul style="list-style-type: none"> ・ プラン案の適切性の協議 ・ 支援提供者によるプランの共有 ・ プラン終結時等の評価 ・ 個々のニーズに対応する社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討

支援会議と支援調整会議の事例

富山県黒部市

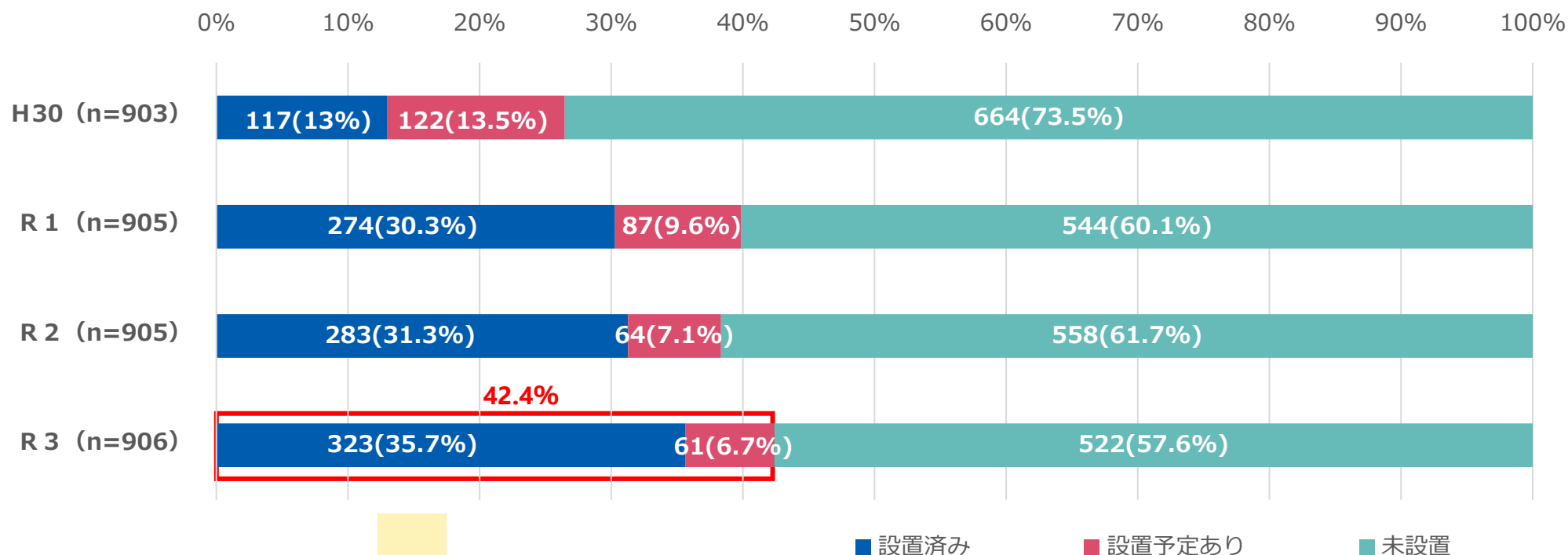
- 関係機関間の狭間で適切な支援が行われないといった事例を防止し、生活困窮者を早期に把握することを目的に、民生委員やライフライン事業者等関係団体に対して、深刻な困窮状態にある世帯を発見したり、訪問時に異常を感じた場合には、市への情報提供を求めている。
- 社会的に孤立状態等にあり、生活状況が心配な世帯については、公共料金の滞納情報や送電停止の見込み等の個人情報を支援会議を活用して関係団体に共有し、確実に相談支援につなげている。
- 自立相談支援機関での支援が必要となった場合、支援調整会議にて支援プラン案の適切性の検討、関係機関の役割分担等を行い、その後の自立支援につなげる。



関係機関間の情報共有を行う会議体（支援会議）の設置状況

- 平成30年改正で新設された支援会議については、設置済み・設置予定ありの自治体は増加傾向にあり、令和3年度においては約4割の自治体が設置済み・設置予定ありの状況。

支援会議の設置状況



平均実施回数：19.6回（年）
対象ケース数：2.7（1会議当たり）（n=323）

※ 各年度事業実績調査

生活困窮者自立支援制度における任意事業等の実施予定状況に関する追加調査について

調査の概要

- 部会の中間まとめにおいて、生活困窮者自立支援制度のうち、
 - ・ 就労準備支援事業・家計改善支援事業については必須事業化、支援会議・シェルター事業又は地域居住支援事業の少なくとも一方については努力義務化する方向で検討を進めていくとともに、
 - ・ 制度化に当たっては、**現在これらの事業等を実施していない自治体の背景や理由等を更に十分に把握等していくことが必要と**された。

◎生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関するこれまでの議論の整理（中間まとめ）（抄）

II 各論

2. 就労支援のあり方

(1) 生活困窮者に対する就労支援

(対応の方向性)

- こうした中、自立相談支援機関においては、相談者の年代を問わず「就職活動困難」に関する課題が多く見られる。こうした課題に対し、自立相談支援機関の就労支援員が行う職業紹介や個別求人開拓等の支援だけではなく、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援する就労準備支援事業についても、自立を支援する上で、全国どこでも必要な支援を受けられるようにしていくことが望ましい。このため、**就労準備支援事業については、必須事業化する方向で検討を進めていく必要がある。**
- ただし、その際は、**就労準備支援事業を実施していない自治体が現に存在している背景や理由等を更に十分に把握等していくことが必要である。**その上で、例えば、当該自治体管内の支援ニーズが少なかったり、社会資源が限られていたりするような小規模な自治体もあると考えられ、このような自治体に対しては、広域連携による事業の実施に向けた支援を行うなどの必要な環境整備について、並行して検討を進めていくことが必要である。

- 令和5年2月に、全国の福祉事務所設置自治体に対し、令和5年度以降の生活困窮者自立支援制度に基づく各任意事業等の実施予定を調査。
- 当該調査において、**令和6年度までに、中間まとめにおいて必須事業化・努力義務化の検討の方針が示されている下記事業等（調査対象事業等）の実施の予定がないと回答した自治体に対し、その理由・背景等に関する追加調査を実施。**

<令和6年度の各調査対象事業等の実施予定自治体数>

- | | |
|-------------------------|-----------------|
| ○ 支援会議：468自治体（約52%） | ⇒ 追加調査対象：438自治体 |
| ○ 就労準備支援事業：800自治体（約88%） | ⇒ 追加調査対象：106自治体 |
| ○ 家計改善支援事業：824自治体（約91%） | ⇒ 追加調査対象：82自治体 |
| ○ 一時生活支援事業：392自治体（約43%） | ⇒ 追加調査対象：514自治体 |
| ○ 地域居住支援事業：100自治体（約11%） | ⇒ 追加調査対象：806自治体 |

調査方法

- 追加調査の対象となる自治体に対し、都道府県を通じて調査票を送付し、回答を依頼。
- 調査実施期間：令和5年3月20日～4月14日

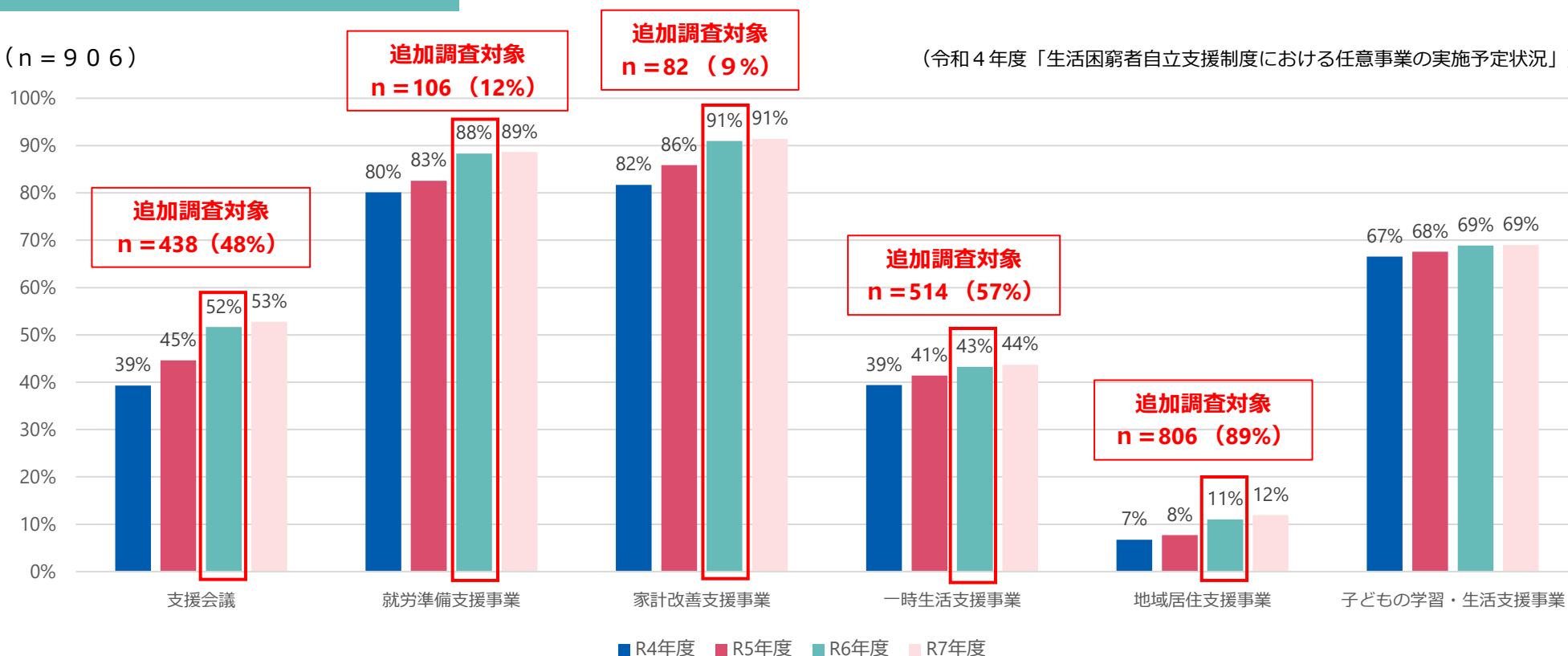
任意事業等の実施・実施予定率の推移（全国推移）

- 支援会議の設置率については、増加傾向であり、令和5年度に5割を超える見込み。
- 就労準備支援事業及び家計改善支援事業の実施予定率については、令和6年度に約9割となる見込み。
- 一時生活支援事業及び子どもの学習・生活支援事業については、微増しているものの、増加率は鈍化傾向。

任意事業等の実施・実施予定率の推移

(n = 906)

(令和4年度「生活困窮者自立支援制度における任意事業の実施予定状況」)



※ 支援会議の設置・設置予定については、社会福祉法第106条の6による支援会議を一部含む。

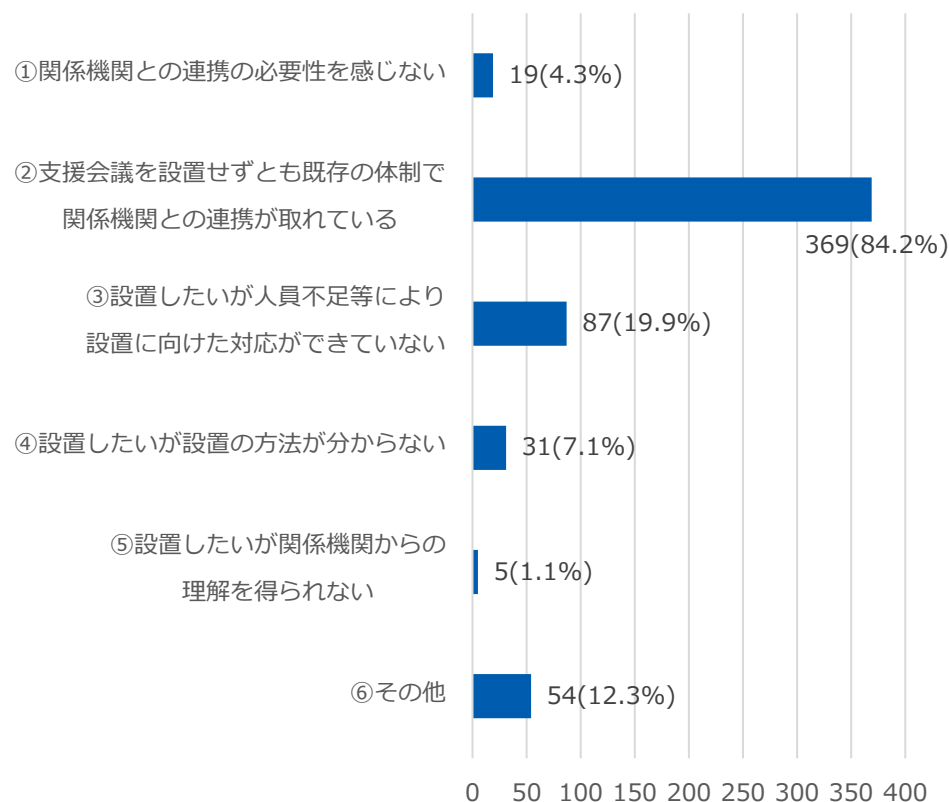
※ 令和4・5年度の地域居住支援事業の実施・実施予定については、令和4年度第二次補正予算事業の居住支援加速化事業を含む。

未実施自治体への追加調査結果【支援会議】 支援会議を設置しない理由

- 支援会議を設置しない理由として、「支援会議を設置せずとも既存の体制で関係機関との連携が取れている」ことを（最大の）理由として挙げている自治体が多い。

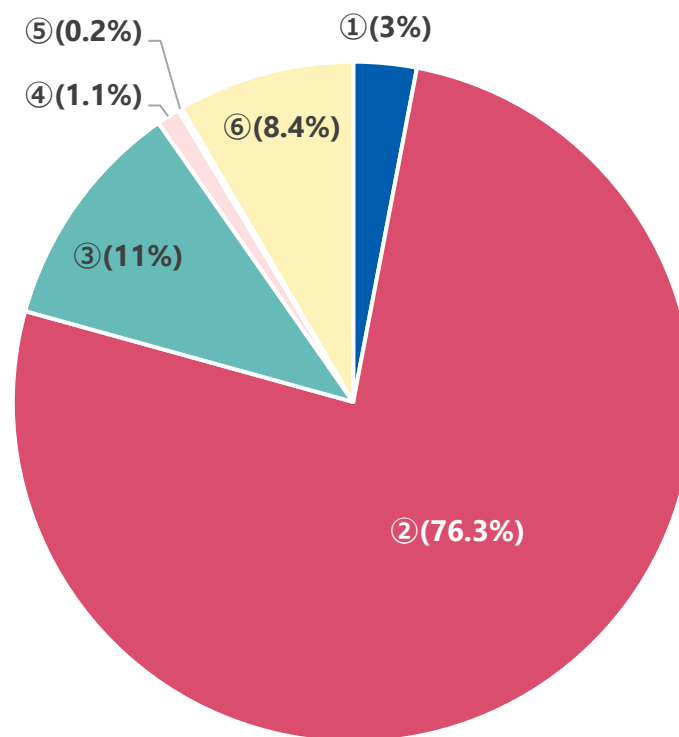
（１）支援会議を設置しない理由

（複数回答可）（n=438）



（１－２）（会議を設置しない）最大の理由

（いずれか1つを選択）（n=438）



未実施自治体への追加調査結果【支援会議】 潜在的な支援会議の活用場面

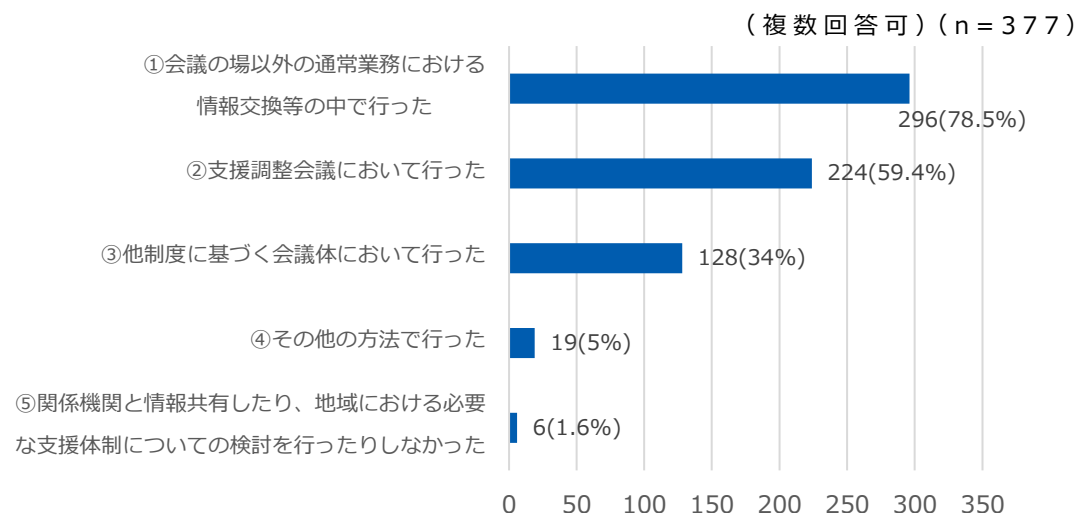
- 潜在的な支援会議の活用場面については、約 8 割の自治体が「あった」と回答。このような場合においては、「会議の場以外の通常業務における情報交換等の中」や「支援調整会議」において対応している場合が多い。
- 他方、このような支援会議以外の方法で対応した場合、約 2 割の自治体が「関係機関との連携等について困難や課題を感じたことがあった」と回答。その具体的な内容としては、
 - ・ 本人同意が得られない場合には支援が困難
 - ・ 関係機関の協力を得ることや役割分担が難しい、機関によって認識や対応に差異がある、連携に時間を要する等が挙げられた。

(2) これまで、生活困窮が疑われる者について関係機関と、情報共有したり、地域における生活困窮者への支援体制についての検討を行ったりすることが必要となる場合があったか

(n = 438)

▶ **あった：377自治体（86.1%）**

(2-2) (2) のような場合に、具体的にどのような対応を行ったか



(2-3) (2) のような場合に、(2-2) で選択した対応を行った際、関係機関との連携等について困難や課題を感じたことがあったか (n = 377)

▶ **あった：74自治体（19.6%）**

【具体的な困難や課題の内容（例）】

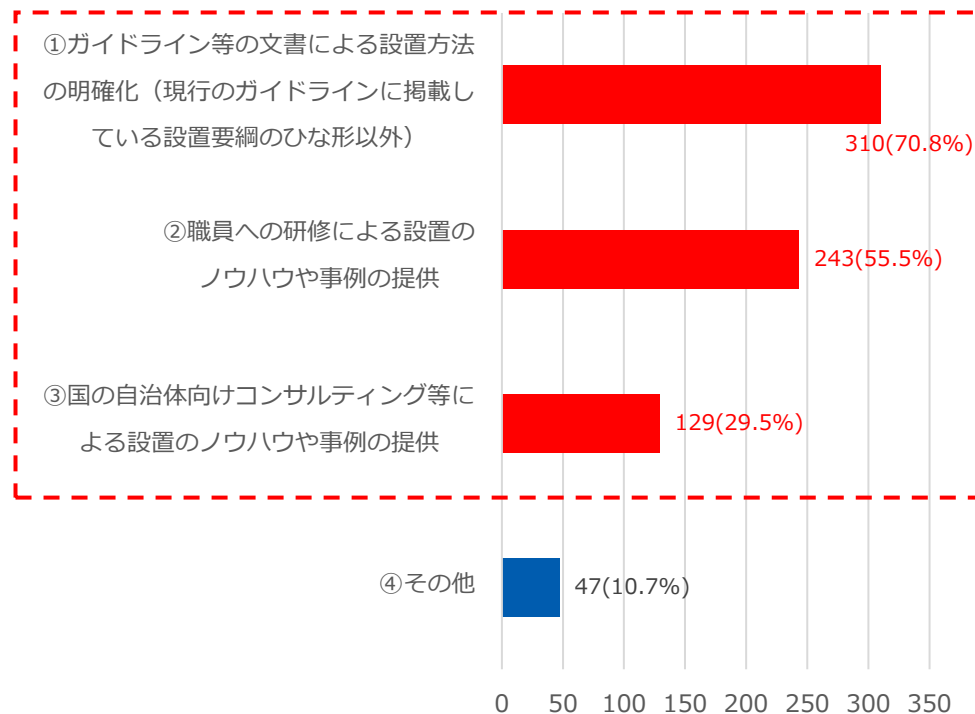
- ・ 本人の同意をもらうことに一定の時間を要するため、支援のスタートが必然的に遅れる。 ・ 家族または本人が支援を求めず課題を把握できない。
- ・ 個人情報を取り扱う上で、安全に情報の共有を行える会議体の整備が必要だと感じている。
- ・ 関係機関にかかわりを拒否された。自立支援相談窓口に対応をつないだ以降はかかわらないとのスタンスだった。
- ・ 関係機関との役割分担の調整が困難。 ・ 関係機関ごとに温度差が異なる。
- ・ 関係機関が複数になると、情報共有に時間を要する。 ・ 複雑化・複合化した課題や制度の狭間にあるケースの対応が困難。 など

未実施自治体への追加調査結果【支援会議】 必要な支援策

- 支援会議を設置するために必要な国・都道府県からの支援については、「ガイドライン等の文書による設置方法の明確化」や「ノウハウや事例の提供」との回答が多い。
- 具体的なノウハウ・事例の中身については、「支援会議の立ち上げ時における具体的な検討・調整過程の事例」が最も多い。

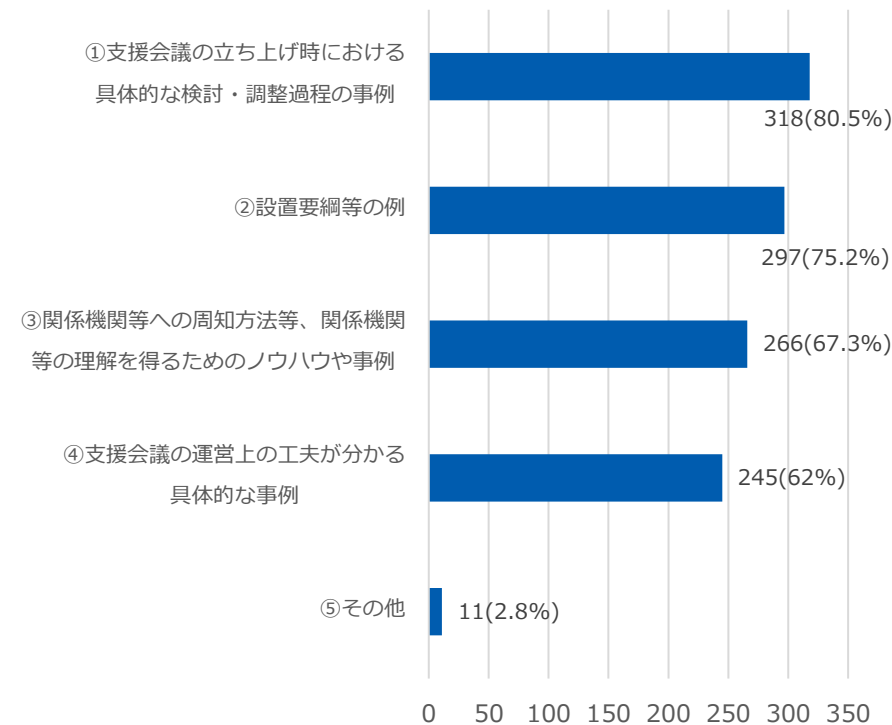
(3) 支援会議を設置するには、国・都道府県から更にどのような支援があると良いか

(複数回答可) (n = 438)



(3-2) 具体的にどのようなノウハウや事例に関する情報提供があると良いか

(複数回答可) (n = 395)

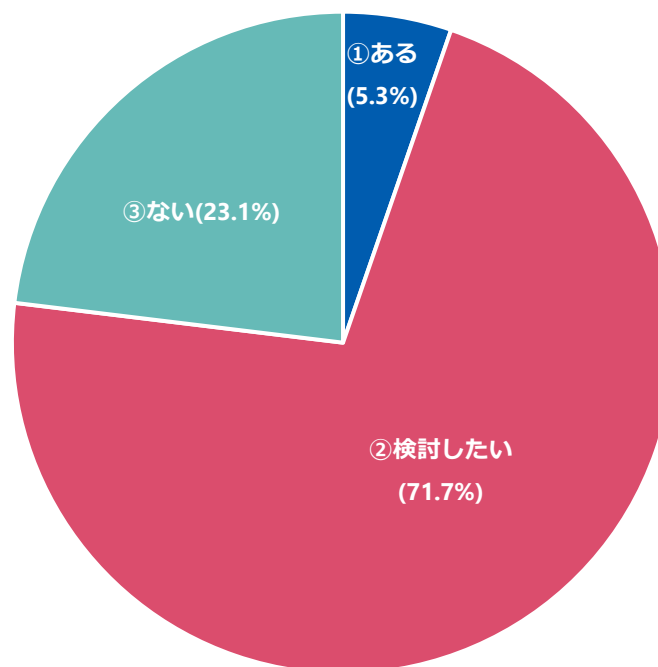


未実施自治体への追加調査結果【支援会議】 支援があった場合の会議の設置意向

- 国・都道府県からの必要な支援がある場合、支援がある場合、約8割の自治体が支援会議の設置について「設置の意向がある」又は「検討したい」と回答。

(4) (3)・(3-2)で選択した国・都道府県からの支援があれば、支援会議を設置する意向があるか

(いずれか1つを選択)(n=438)



生活保護受給者に対する「自立支援プログラム」について

背景

○ 生活保護制度の目的

- ・ 最低生活の保障（保護費の支給）
- ・ **自立の助長**

○ 自立の助長の内容

- ・ 日常生活自立 → 入院から在宅復帰 等
- ・ 社会生活自立 → ひきこもり防止、社会参加 等
- ・ 経済的自立 → 就労 等

○ 自立支援プログラム導入の背景

- ・ 被保護者の抱える問題の多様化、被保護世帯数の増加
- ・ 生活保護担当職員の不足と経験不足

自立支援プログラムの導入（平成17年度～）

○ 経済的給付に加え、福祉事務所が組織的に被保護者の自立支援を行う制度への転換を目的

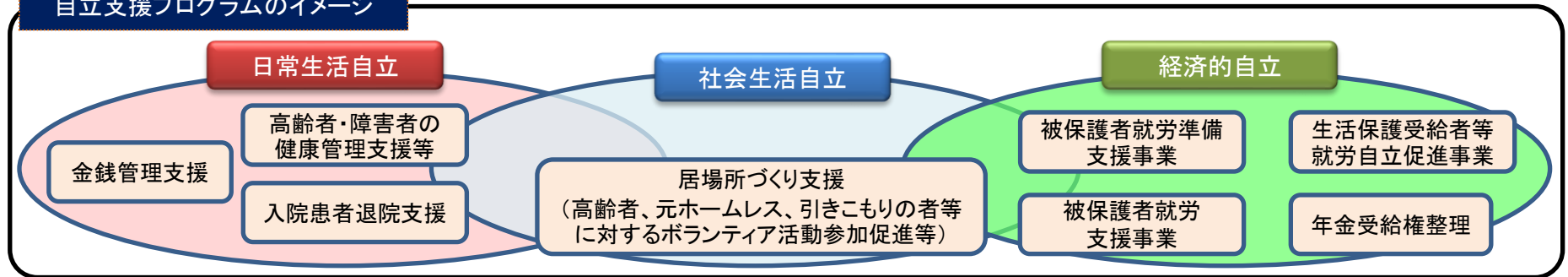
概要

- 実施機関は、管内の被保護者の状況や自立阻害要因を類型化し、自立支援の具体的内容と手順を定めた自立支援プログラムを類型毎に策定
- 様々なプログラムの中から、個々の被保護者に必要なプログラムを本人同意の上決定し、労働部局、医療・福祉施設、NPO等の関係機関と連携し、被保護者が自らの自立のため行う活動を組織的に支援

自立の概念

- ・ 日常生活自立：身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康・生活管理を行うなど日常生活において自立した生活を送ること
（例）精神障害者⇒長期入院を防止・解消し、居宅生活の復帰・維持を目指すプログラム
- ・ 社会生活自立：社会的なつながりを回復・維持し、地域社会の一員として充実した生活を送ること
（例）高齢者⇒傷病や閉じこもりを防止し、社会貢献活動の参加等により健康的な自立生活を維持するプログラム
- ・ 経済的自立：就労による経済的自立等
（例）稼働能力を有する者⇒就労に向けた具体的取組を支援し、就労を実現するプログラム

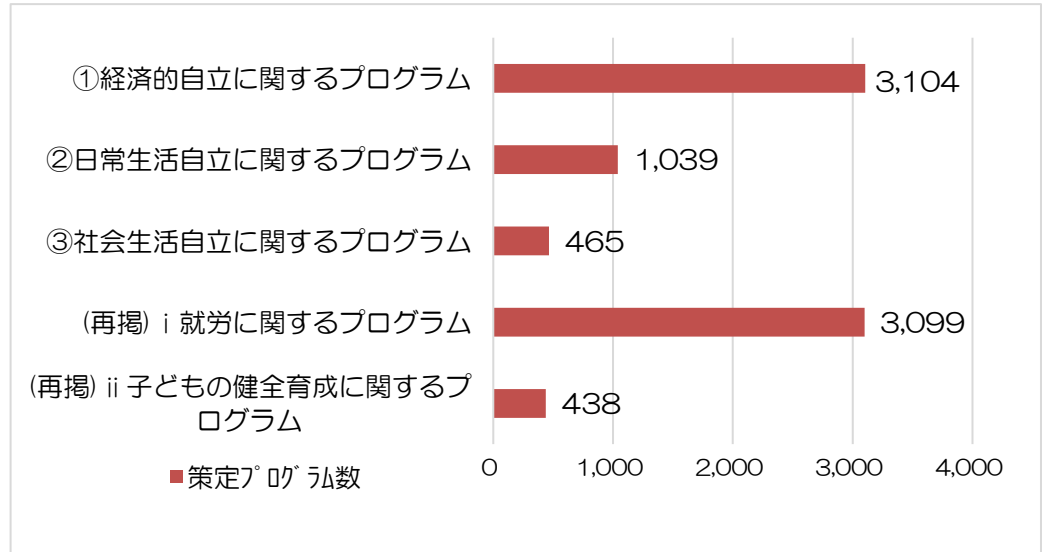
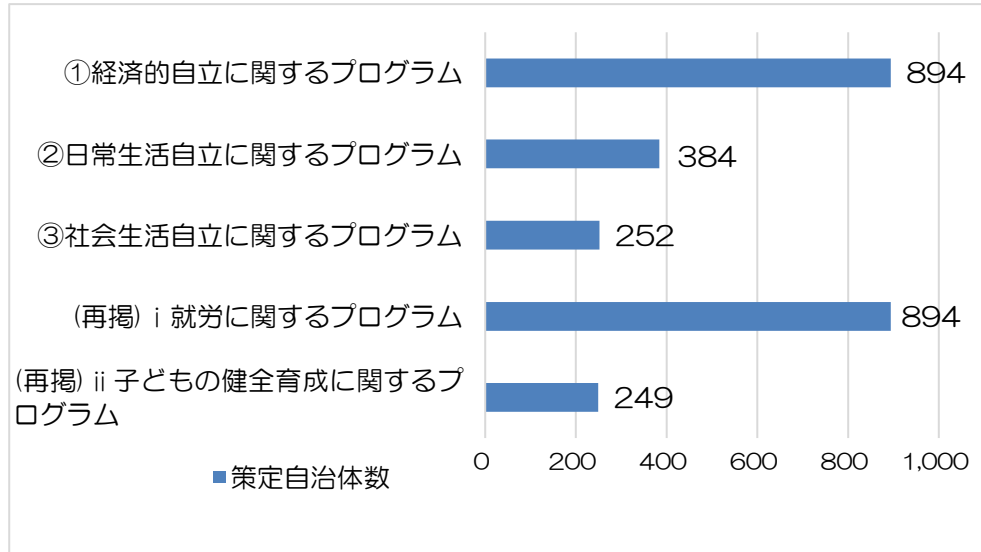
自立支援プログラムのイメージ



自立支援プログラム策定率（令和3年度実績）

- 自立支援プログラムは、福祉事務所設置自治体の897自治体（99.0%）で策定している。
- そのうち、経済的自立に関するプログラムを策定している自治体数及び策定プログラム数は894自治体（全福祉事務所（906自治体）に占める割合98.7%）、3,104プログラムとなっている一方で、日常生活自立・社会生活自立に関するプログラムを策定している自治体数及び策定プログラム数は経済的自立に関するものと比べ少ない状況。

自立支援プログラム等の取組状況調査（令和3年度実績）



	策定自治体数(a)	策定プログラム数	策定率(a/906)	参加者数(P)	達成者数(I)	達成率(I/P)
①経済的自立に関するプログラム	894	3,104	98.7%	263,180	99,544	37.8%
②日常生活自立に関するプログラム	384	1,039	42.4%	215,845	115,224	53.4%
③社会生活自立に関するプログラム	252	465	27.8%	47,126	32,727	69.4%
(再掲) i 就労に関するプログラム	894	3,099	98.7%	163,562	74,774	45.7%
(再掲) ii 子どもの健全育成に関するプログラム	249	438	27.5%	36,746	26,014	70.8%

①経済的自立に関するプログラム
「生活保護受給者等就労自立促進事業」を活用して行うものを除く、経済的自立に関するプログラムの合計

②日常生活自立に関するプログラム
日常生活自立に関するプログラムの合計

③社会生活自立に関するプログラム
社会生活自立に関するプログラムの合計

(再掲) i 就労に関するプログラム
「被保護者就労支援事業」を活用して就労支援を行うもの、「被保護者就労準備支援事業」を活用して就労支援を行うもの、上記以外の事業を活用して就労支援を行うもの、査察指導員・ケースワーカーのみで就労支援を行うもの、資格取得に関して支援を行うものの合計

(再掲) ii 子どもの健全育成に関するプログラム
母子世帯の日常生活を支援するもの、引きこもりの者や不登校児に対して支援を行うもの、「子どもの学習・生活支援事業」を活用して支援を行うもの、(学習・生活支援事業の活用以外で)中学生の高等学校等への進学、高校生の在学継続など、児童・生徒等に対して支援を行うものの合計

自立支援プログラム策定数・実施状況リスト（令和3年度実績）

プログラム内容	プログラム策定数	プログラム実施状況	
	R4年3月末	参加者数 (A)	達成者数 (B)
（経済的自立に関する個別支援プログラム）			
「生活保護受給者等就労自立促進事業」を活用して就労支援を行うもの	887	42,750	26,968
「被保護者就労支援事業」を活用して就労支援を行うもの	882	73,441	27,479
「被保護者就労準備支援事業」を活用して就労支援を行うもの	354	21,670	8,353
上記以外の事業を活用して就労支援を行うもの。	83	6,863	3,679
SV・CWのみで就労支援を行うもの	177	14,521	6,193
資格取得に関して支援を行うもの	50	4,317	2,102
年金裁定や年金受給権の再確認など、年金受給に関する支援を行うもの	115	95,119	23,311
その他の経済的自立に関する自立支援プログラム	48	4,499	1,459
（日常生活自立に関する自立支援プログラム）			
入院患者（精神障害者）の退院支援を行うもの	157	5,156	1,960
入院患者（精神障害者以外）の退院支援を行うもの	74	7,363	1,958
看護師や保健師の派遣など、傷病者の在宅療養を支援するもの	58	4,689	1,743
適切な障害福祉サービスの利用を支援するもの	98	6,445	2,431
生活習慣病の重症化予防等の健康管理支援を行うもの	130	52,817	10,514
薬局と連携した服薬管理・服薬指導を行うもの	25	3,303	997
居宅介護支援計画点検等の充実（適切な介護サービスの利用支援）を行うもの	42	9,210	5,491
在宅高齢者の日常生活を支援するもの	140	30,132	22,090
在宅障害者の日常生活を支援するもの	98	11,450	4,458
母子世帯の日常生活を支援するもの	67	2,114	1,190
多重債務者の債務整理等の支援を行うもの	269	5,590	2,288
金銭管理の支援を行うもの	120	10,082	6,546
「居宅生活移行総合支援事業」を活用して行うもの	20	3,483	2,291
「社会的な居場所づくり支援事業」を活用して行うもの	17	3,093	629
「居住生活移行緊急支援事業」を活用して行うもの	11	386	198
（居場所づくり事業以外で、）アルコール依存、ギャンブル依存者等の日常生活を支援するもの	23	2,333	1,207
外国人・帰国者等の日常生活を支援するもの	13	898	840
総合的に日常生活を支援するもの	64	42,528	37,781
その他の日常生活自立に関する自立支援プログラム	41	14,773	10,612
（社会生活自立に関する自立支援プログラム）			
ボランティア活動（福祉、環境等に関する地域貢献活動、公園清掃など）に参加させるもの	42	3,554	2,868
引きこもりの者や不登校児に対して支援を行うもの	106	8,449	5,675
元ホームレスに対して支援を行うもの	57	5,187	2,006
「子どもに対する学習支援事業」を活用して支援を行うもの。	212	15,902	10,996
（学習支援事業の活用以外で）中学生の高等学校等への進学、高校生の在学の継続など、児童・生徒等に対して支援を行うもの	128	10,281	8,153
その他の社会生活自立に関する自立支援プログラム	20	3,753	3,029

※ 達成者数は、自治体が定めたそれぞれのプログラムの目標を達成した者の人数。

令和5年度の調査研究事業について（生活保護制度関係）

令和5年度 社会福祉推進事業

1	福祉事務所における新たな支援に係るケースワーカーと関係機関との効果的な連携方策のあり方に向けた調査研究事業	ケースワーカーと関係機関の連携に関する現状と課題等を把握するとともに、社会福祉法上の支援会議等の取組実例を参考にしつつ、ケースワーカーと関係機関の連携の効果的な実施方法、新たな計画の具体的な内容等を整理するための調査研究を行う。
2	医療扶助における都道府県のデータ分析に基づくPDCAサイクル実践に関する調査研究事業	全ての都道府県が、質の高いデータ分析に基づくPDCAサイクルによる取組を推進し、管内市町村に対する必要な後方支援ができるよう、国が提供しているレセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）を活用した集計データを含む健診・医療等の情報を「見える化」するための分析ツールを作成するとともに、データ活用マニュアルを作成する。
3	福祉事務所等における情報照会の活用支援に関する調査研究事業	実施機関の情報照会の実施状況を把握するとともに、実施機関で活用できる平易なマニュアル及び都道府県が実施機関に対して行う研修で活用する研修素材を作成し、実施機関でのマイナンバー情報連携の更なる活用促進、ひいては実施機関における事務負担の軽減に資することを目的とし、自治体において管内の居住支援ニーズを属性や量的に把握するために効果的な把握手法について調査研究を行う。

令和5年度 委託事業

1	救護施設等における個別支援計画策定に係る調査研究	中間まとめでの議論を踏まえ、救護施設等の事業者や自治体に対し、救護施設等における個別支援計画策定に係る理念、目的、策定のポイント、策定手法、策定事例等について調査研究を行う。
---	--------------------------	---

令和5年度 厚労科研

1	生活保護利用者における多剤処方の実態把握と効果的な対応策立案に向けた研究	被保護者の多剤投薬の実態と取組効果について、質的・量的研究を実施し、効果的な対応策立案に資する基礎資料を得る。
---	--------------------------------------	---

令和6年度概算要求額 11百万円（-） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 生活保護受給世帯が抱える課題は多岐にわたり、また複数の課題を抱える場合も多いが、他法他施策や関係機関との連携に当たり、必ずしも十分な協力が得られずに被保護者及びケースワーカーの双方が専門的な支援の枠組みから取り残されてしまうおそれがある。
- 社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会における「中間まとめ」（令和4年12月20日）において、福祉事務所やケースワーカーが、関係機関と円滑に連携し、適切に役割分担をしながら支援に取り組むことが不可欠であり、関係機関間での役割分担を明確化した被保護者の援助に関する計画の策定や、関係機関との間での支援の調整や情報共有を行うための会議体の設置の必要性が示されている。
- 「中間まとめ」を踏まえ、多様で複雑な課題を抱える被保護者について、関係機関の役割分担や支援の目標・方向性を整理した特定援助計画を作成し、援助調整会議において支援体制を構築し、支援を行う。
- 本施行に向け、令和6年度は4自治体を対象に先行実施を行い、課題の整理等を行う。

2 事業の概要・スキーム

関係機関と連携した自立支援体制の構築

特定援助計画（仮称）策定経費

援助計画の作成にあたり、支援対象者に係る情報交換、連絡調整、助言等を行う嘱託職員の配置にかかる経費について補助を行う。

援助調整会議（仮称）運営費

援助調整会議に係る会議費等に対する補助を行う。

3 実施主体等

- 実施主体 保護の実施機関（都道府県、市、福祉事務所を設置する町村）（R6先行実施は4自治体）
- 補助率 国10/10
- 施行時期 R6.4～

就労支援事業等におけるKPIの設定について

就労支援事業等におけるKPIを平成30年度に一部見直しし令和3年度までとしていたが、コロナ禍において対面での就労支援が困難になるなど事業への参加を巡る環境や雇用環境に厳しい状況が生じたことから達成が困難な状況であり、今後、コロナ禍における対応が収束し、就労を巡る環境が回復をすることが見込まれることを前提として、令和4年度に同目標値を令和7年度まで延長することとした。

○就労支援事業等の参加率2018年度(平成30年度)までに60% → 就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率2021年度(令和3年度)までに65%

→さらに2025年度(令和7年度)まで延長して目標値65%を維持

※ 平成30年度から参加率を算出する分母である事業対象者のうち、就労支援事業に参加する余地のない者(稼働能力を十分に活用している者、稼働能力を失った者、保護廃止となった者)が含まれていたため、それらの者を分母から除去。

※ 平成28年度実績について、就労支援事業に参加余地のない者を分母から除くと、参加率は56.8。全国平均参加率(56.8%)以下の自治体が、56.8%を達成した(かつ、平均以上自治体は現状維持)場合、全国平均が約67%となるため、目標値を65%に設定した。

○就労支援事業等の参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合は、2018年度までに50%

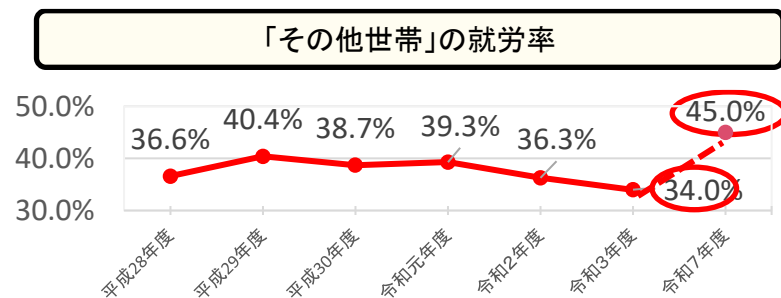
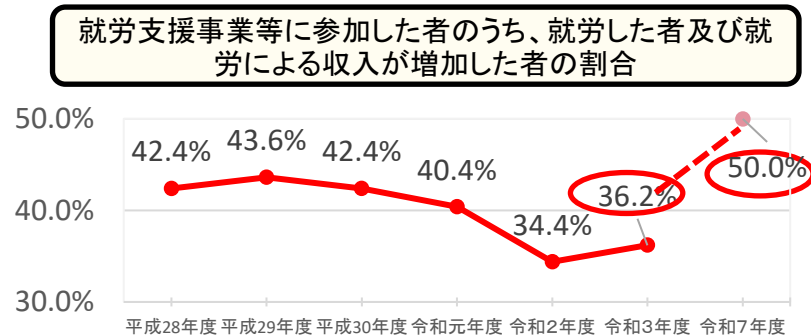
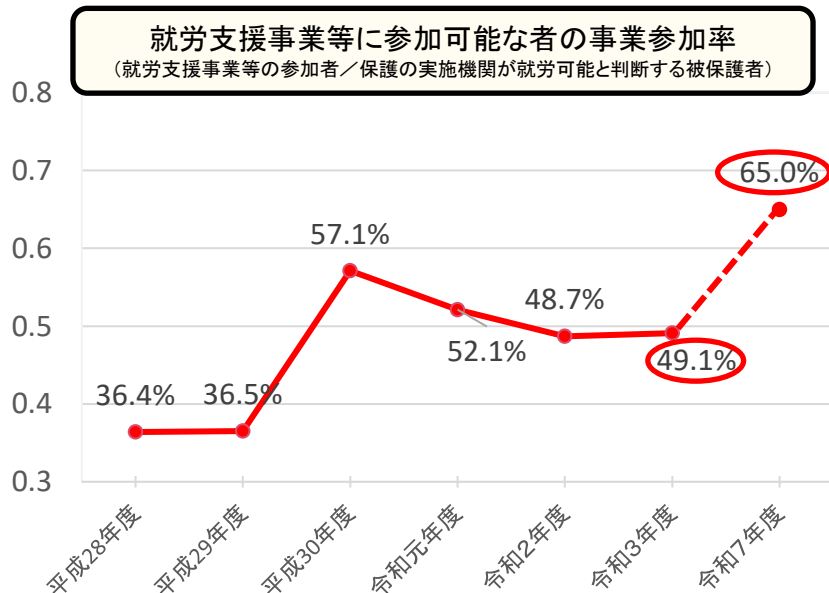
→目標値を維持。2021年度までに50% →さらに2025年度まで延長して目標値50%を維持

※ 平成27年度実績から5%伸ばす目標であったが、平成28年度に実績が下がったことを踏まえ、目標は現状維持

○「その他の世帯」の就労率(就労者のいる世帯の割合)2018年度までに45%

→目標値を維持。2021年度までに45% →さらに2025年度まで延長して目標値45%を維持

※ 世界金融危機前(平成20年度の「その他世帯」就労率43.9%)と同じ水準を目標



出典 厚生労働省社会・援護局保護課調べ

※平成30年度から就労支援事業に参加する余地のない者を分母から除去

出典:被保護者調査

日常生活自立や社会生活自立におけるKPIの設定について

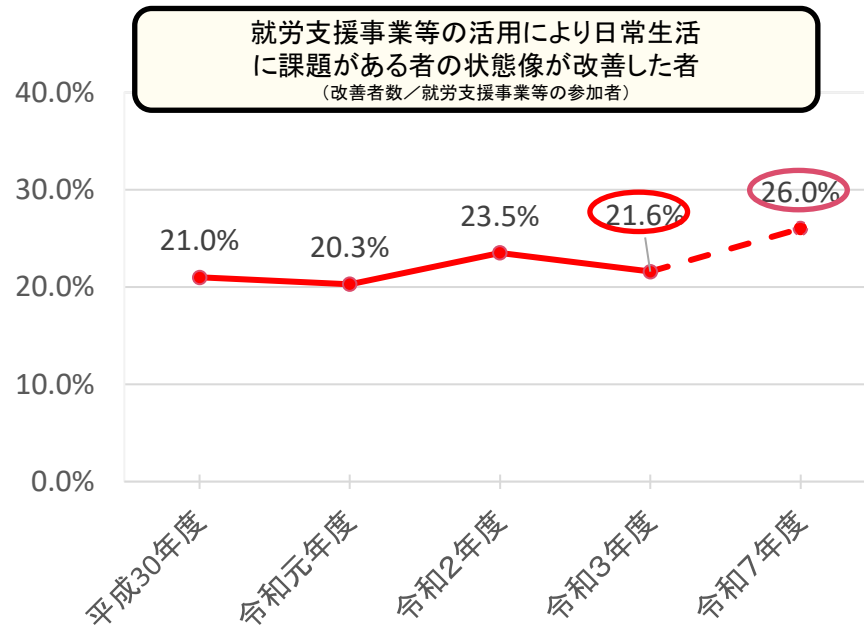
社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会（以下、部会）において、KPIに関して、日常生活自立や社会生活自立についても被保護者への支援の充実を図っていく必要があり、KPIの設定に関しても、経済的自立だけでなく3つの自立の概念を念頭に置いた設定となるよう検討していくことが必要された、これを踏まえ、下記の通り具体的なKPIを設定することとした。

○就労支援事業等の活用により日常生活の課題がある者の状態像が改善した者 → 2025年度(令和7年度)までに26%

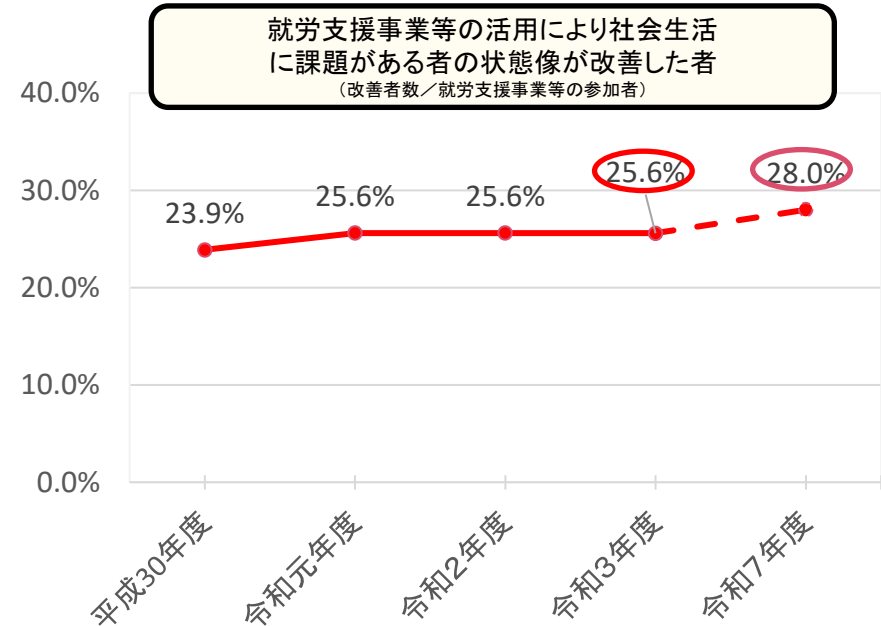
※ 直近、令和2年度の実績値 23.5%≒24%とし、それ以前3カ年の伸び率が平均約1%増加であったことから、令和5年度から令和7年度までの3カ年の伸び率も同様に1%ずつ伸ばすこととする。基準年度の令和5年度を24%として、令和7年度の目標を26%とする。なお、令和3年度及び4年はコロナ渦における影響で就労支援事業等への取組が低調となっていることが考えられることから影響を排除した。

○就労支援事業等の活用により社会生活の課題がある者の状態像が改善した者 → 2025年度(令和7年度)までに28%

※ 直近、令和2年度の実績値 25.6%≒26%とし、それ以前3カ年の伸び率が平均約1%増加であったことから、令和5年度から令和7年度までの3カ年の伸び率も同様に1%ずつ伸ばすこととする。基準年度の令和5年度を26%として、令和7年度の目標を28%とする。なお、令和3年度及び4年はコロナ渦における影響で就労支援事業等への取組が低調となっていることが考えられることから影響を排除した。



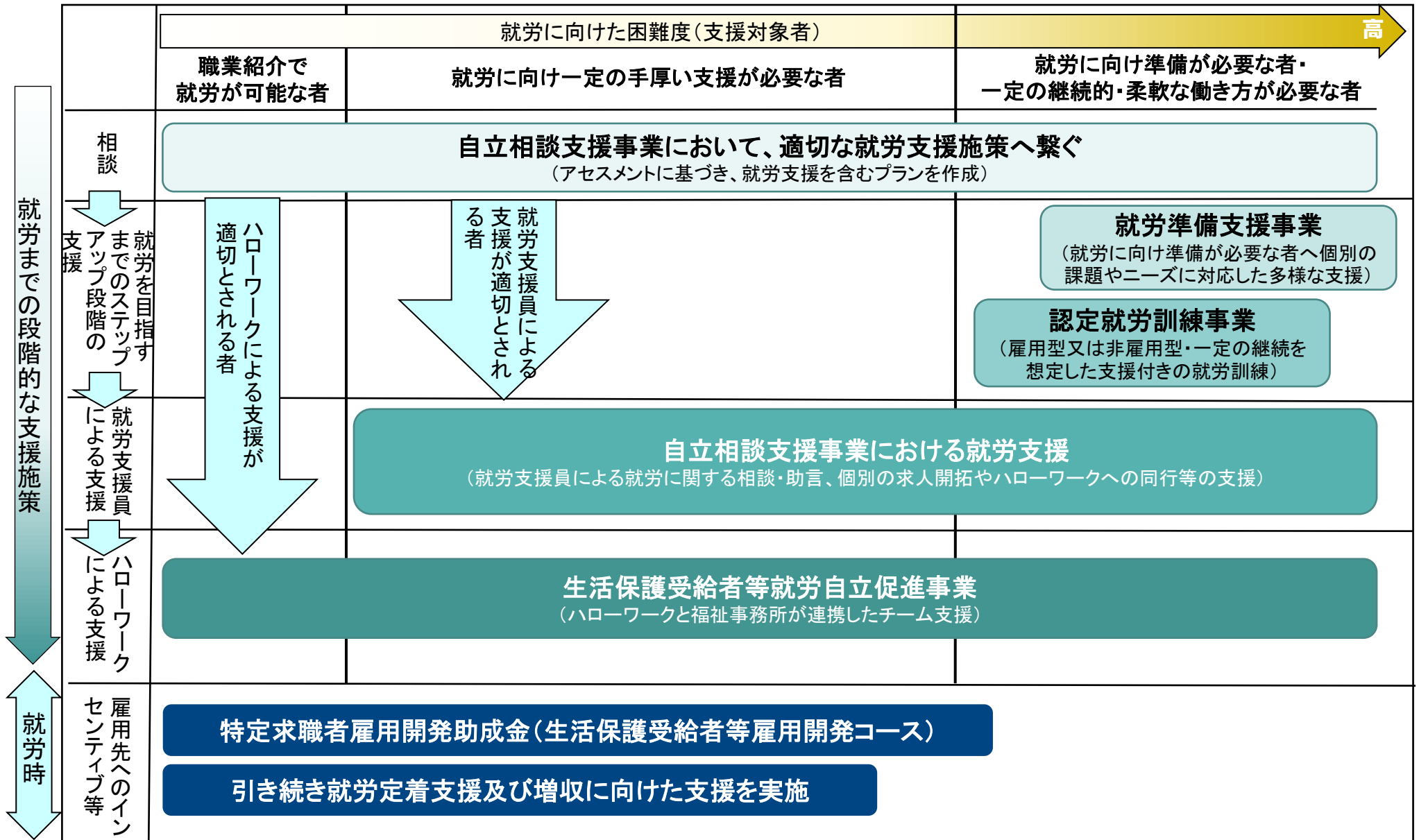
出典：厚生労働省社会・援護局保護課調べ



出典：厚生労働省社会・援護局保護課調べ

②就労支援のあり方について

生活困窮者に対する就労支援の全体像



事業の概要

- 生活リズムが崩れている等就労に向け準備が必要な者を対象として、一般就労の準備としての基礎能力の形成に向けて、最長1年間の集中的な支援を実施。(平成27年4月施行の生活困窮者自立支援法により創設)
- 平成30年10月就労準備支援事業を実施する努力義務を創設。

支援のイメージ

- 対象者の様々な状態像に応じて、多様な支援メニューを組み合わせたプログラムを作成。
- プログラムにより、一般就労に向けて、計画的かつ一貫した支援を実施。

対象者の様々な状態像

- 決まった時間に起床・就寝できない等、生活習慣の形成・改善が必要。
- 他者との関わりに不安を抱えており、コミュニケーション能力などの社会参加能力の形成・改善が必要。
- 自尊心や自己有用感を喪失している。
- 就労の意思が希薄・就労に関する能力が低い。等

様々な状態像に対応できる多様な支援メニュー

- 日常生活自立、社会生活自立、就労自立の3つの自立段階を想定した多様な支援メニューによる支援。(対象者の様々な状態像をカバーできる事業の幅が必要)
- 通所、合宿等の様々な形態で実施。

(多様な支援メニューの例)

- ・ワークショップ ・セミナー ・グループワーク ・職場見学 ・就労体験 ・模擬面接
- ・応募書類作成指導 ・キャリアコンサルティング ・ボランティア活動への参加 等

(生活・健康講座)



(農作業体験)



(封入作業)



(PC講座)



(就職面接等の講座)

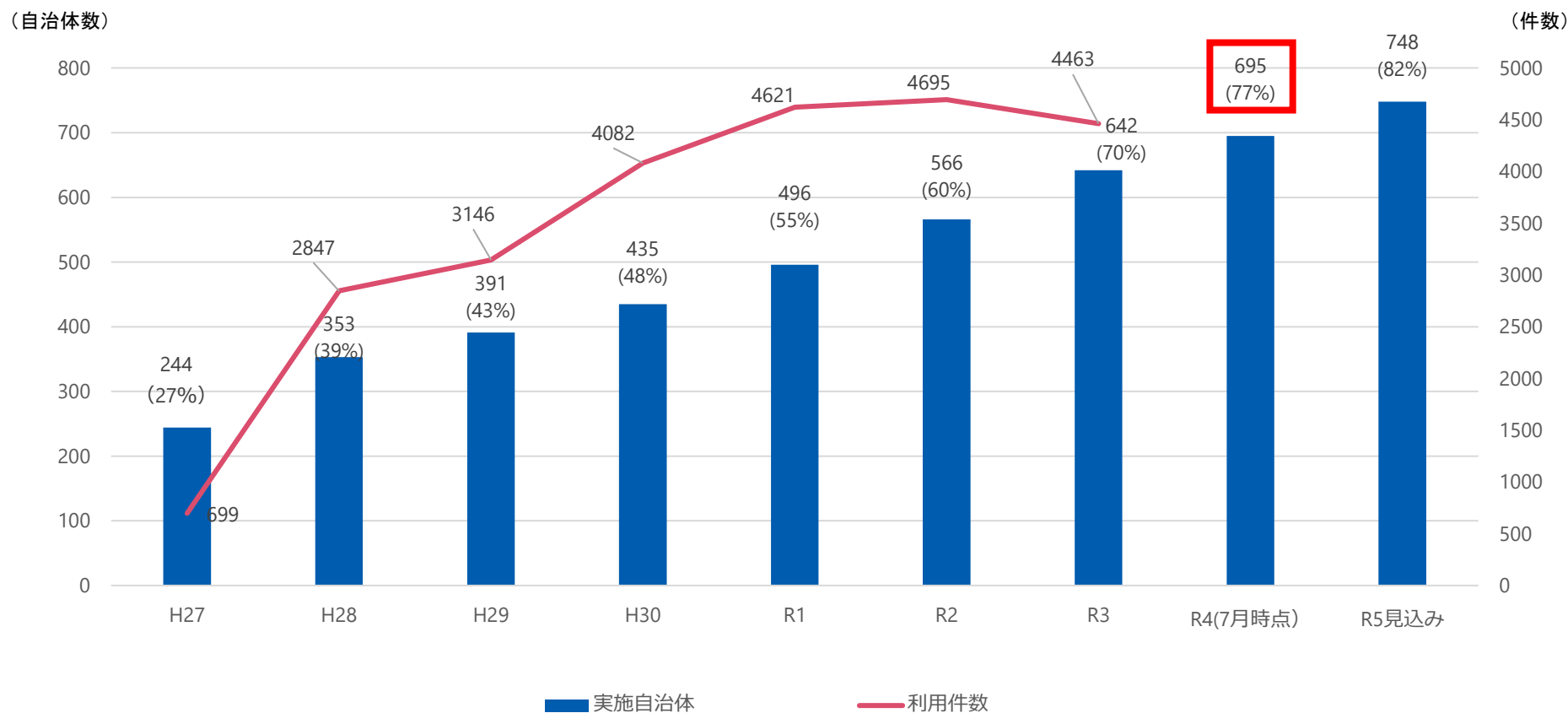


期待される効果

- 一般就労の準備としての基礎能力の習得により、一般就労に向けたステップアップを図ることができる。

生活困窮者就労準備支援事業の実施状況

○ 令和4年度（7月時点）の就労準備支援事業の実施自治体数は695自治体で、全体の約8割が実施している。



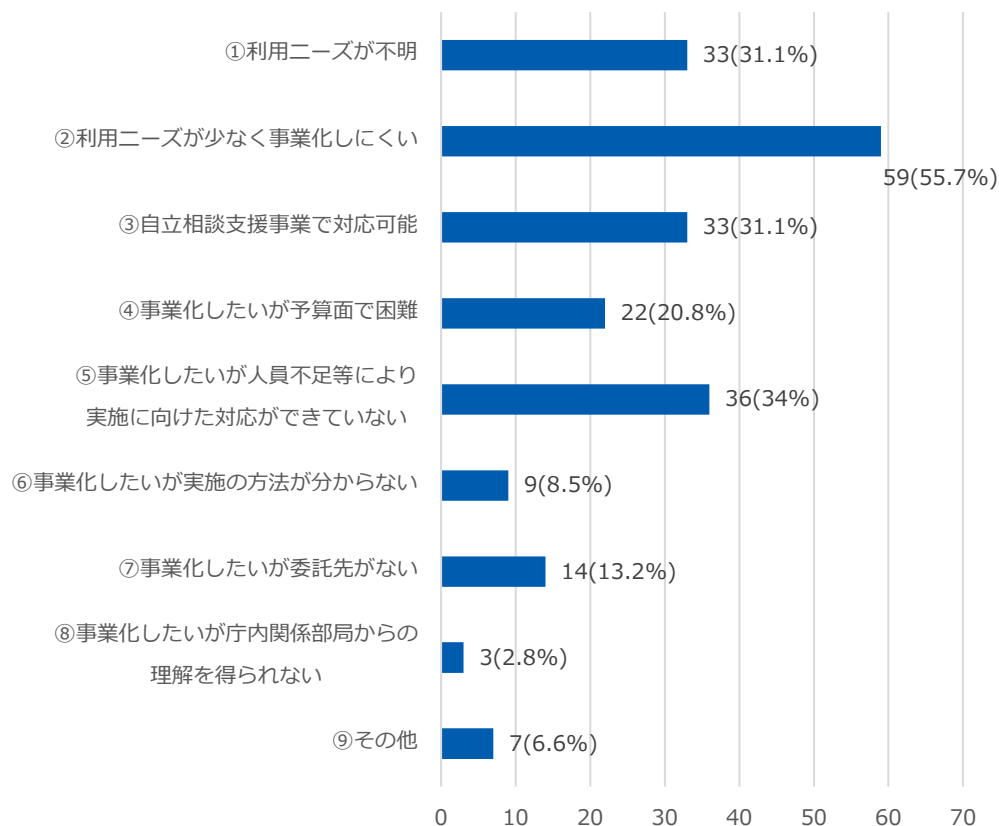
※ H27～H30「生活困窮者自立支援制度の実施状況調査」（困窮室調べ）、R1～R4（7月時点）「生活困窮者自立支援法等に基づく各事業の事業実績調査」（困窮室調べ）、R5見込み「（令和4年度）生活困窮者自立支援制度における任意事業実施予定状況」（困窮室調べ）

未実施自治体への追加調査結果【就労準備支援事業】 事業を実施しない理由

- 事業を実施しない理由として、「利用ニーズが少なく事業化しにくい」ことを（最大の）理由として挙げている自治体が多い。
- 事業化したいが何らかの課題により事業を実施しないことを最大の理由として挙げている自治体は約3割。

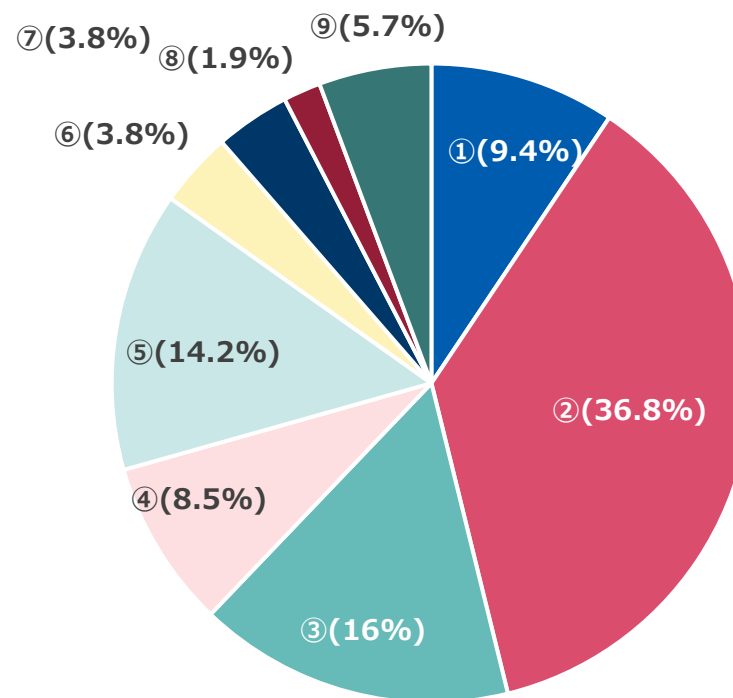
（1）就労準備支援事業を実施しない理由

（複数回答可）（n=106）



（1-2）（事業を実施しない）最大の理由

（いずれか1つを選択）（n=106）



未実施自治体への追加調査結果【就労準備支援事業】 潜在的ニーズの状況

- 潜在的な事業の対象者については、約76%の自治体が「いた」と回答。このような者に対しては、「自立相談支援事業における就労支援」や「他の支援事業・支援機関につないだ」ことで対応している場合が多い。
- 他方、このような就労準備支援事業以外の方法で対応した場合、約半数の自治体が「支援内容や支援効果等について困難や課題を感じたことがあった」と回答。その具体的な内容としては、
 - ・ 対象者像にあった適切な支援ができなかった、思うように効果が得られなかった
 - ・ 支援に時間と専門的な知識を要する等が挙げられた。

(2) これまでに次のような相談者がいたか

以下のような状況にあり、ハローワークにおける職業紹介や職業訓練等の雇用支援施策によっては直ちに就職が困難であることから、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成を行うことが望ましい者（就労準備支援事業の対象者像として想定している者）

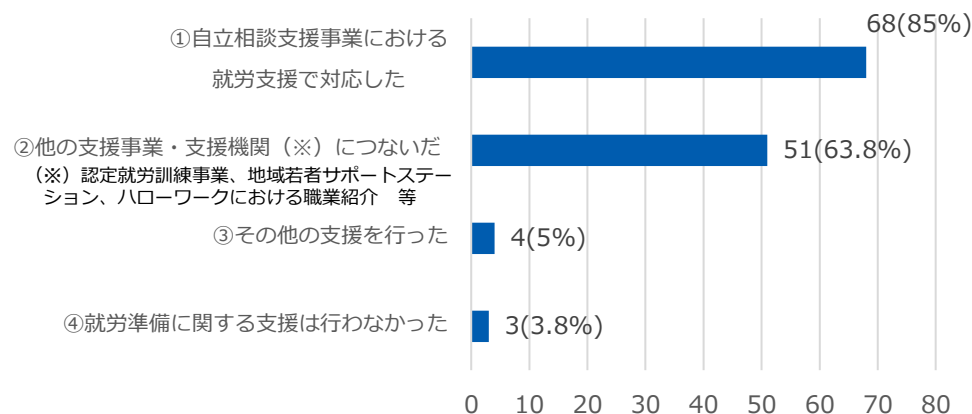
- 就労の意思が希薄である又は就労に関する能力が低い
- 決まった時間に起床・就寝できない等、生活習慣の形成・改善が必要である
- 他者との関わりに不安を抱えており、コミュニケーション能力などの社会参加能力の形成・改善が必要である
- 自尊心や自己有用感を喪失している

(n = 106)

▶ **いた：80自治体（75.5%）**

(2-2) (2) のような相談者に対し、 具体的にどのような就労準備に関する支援を実施したか

(複数回答可) (n = 80)



(2-3) (2) のような相談者に対し、(2-2) の支援を行った際、 困難や課題を感じたことがあったか

(n = 80)

▶ **あった：40自治体（50.0%）**

【具体的な困難や課題の内容（例）】

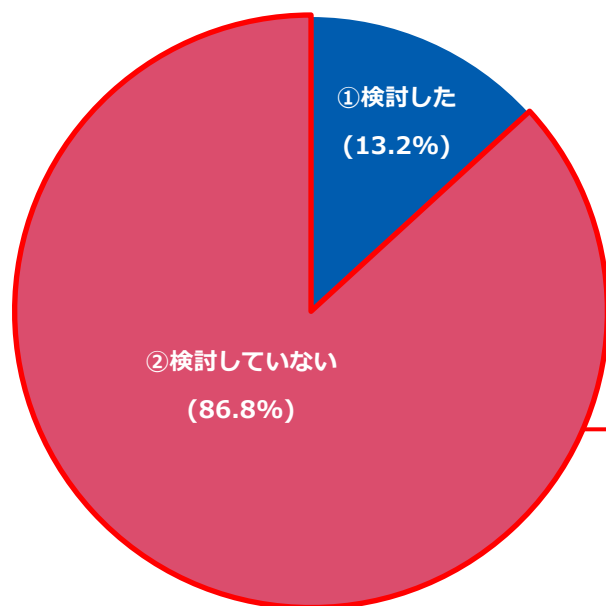
- ・ 本人の意欲の問題もあり、就業に繋がらなかった。 ・ 就労に繋がる見込みが少ないものが多いと感じる。
- ・ 無職の期間が長い方、障害認定はないが何らかの課題を抱えた方は、ハローワークを紹介しても就職に結びつかない場合がある。
- ・ 就労意欲はあっても、生活リズムが整っていないなど、就労に向けたステップアップが思うように進まない。
- ・ 一時的に就労ができたとしても、継続することができない。
- ・ 生活習慣の改善、就労に向けた能力・意欲の向上のために長期間を要する。
- ・ 短期間で成果が出にくい支援であるため、継続的に専門的なかわりが必要であると感じる。など

未実施自治体への追加調査結果【就労準備支援事業】 広域実施の検討状況

- 事業未実施自治体のうち、約9割の自治体は広域実施の検討を行っていない。
- その理由としては、単独実施を想定している自治体を除けば、「近隣に連携できる自治体があるかどうか分からない」「事業運営や費用等に係る自治体間の調整等が困難」「広域実施の方法が分からない」等の回答が多い。

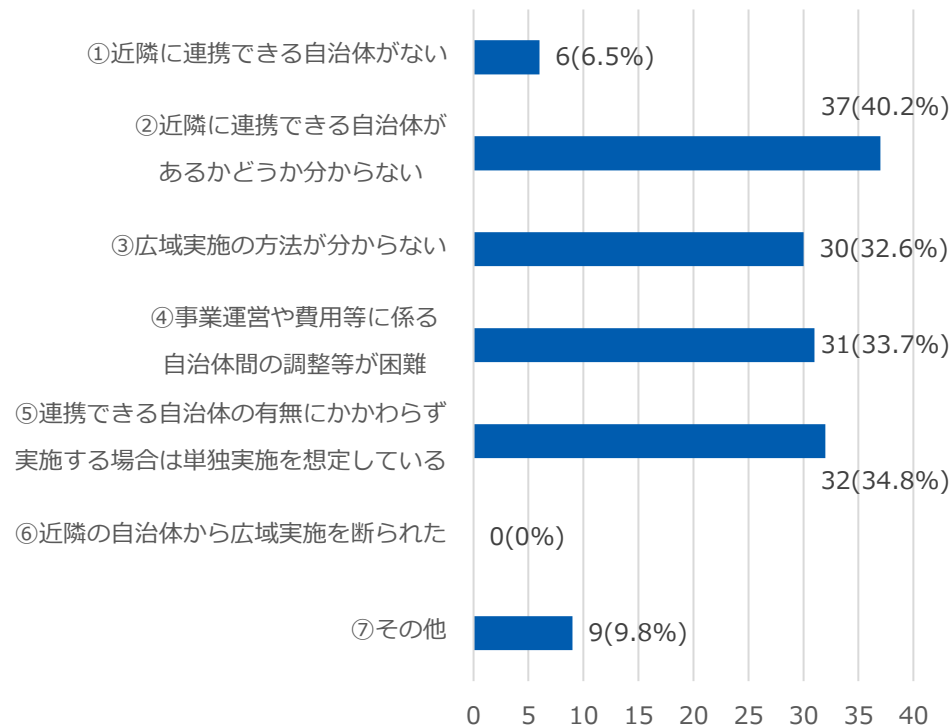
(3) 広域実施することを検討したか

(いずれか1つを選択) (n=106)



(3-2) (広域実施することを検討していない場合) その理由

(複数回答可) (n=92)

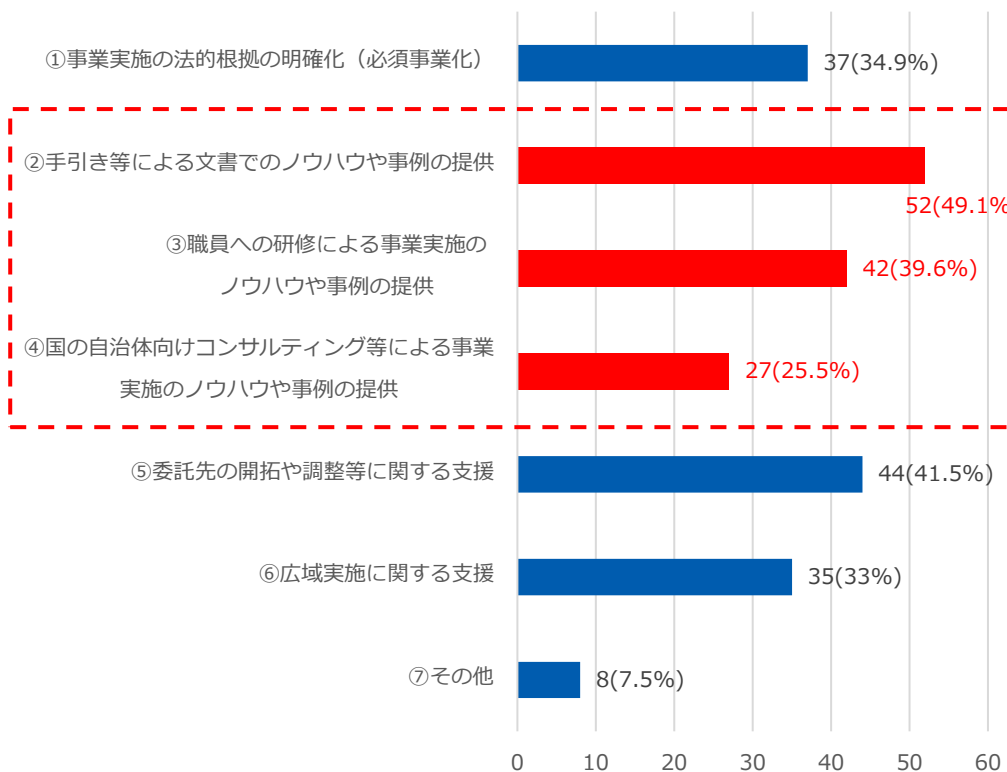


未実施自治体への追加調査結果【就労準備支援事業】 必要な支援策

- 事業を実施するためには、ノウハウ・事例の提供や委託先の開拓・調整等に関する支援を求める回答が多い。
- 具体的なノウハウ・事例の内容については、「実施要綱や仕様書等の例」や「事業の立ち上げ時における具体的な検討・調整過程の事例」「近隣自治体における実施のノウハウや事例」の回答が多い。

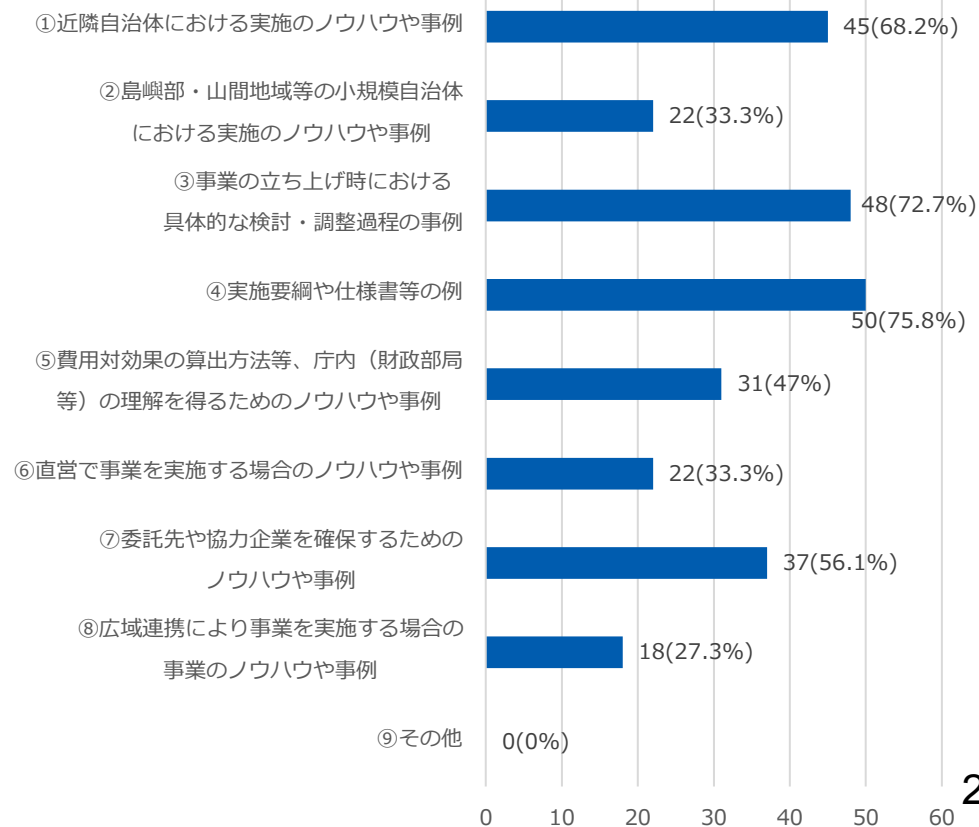
(4) 現在の補助制度を前提に、就労準備支援事業を実施するには、国・都道府県から更にどのような支援があると良いか

(複数回答可) (n = 106)



(4-2) 具体的にどのようなノウハウや事例に関する情報提供があると良いか

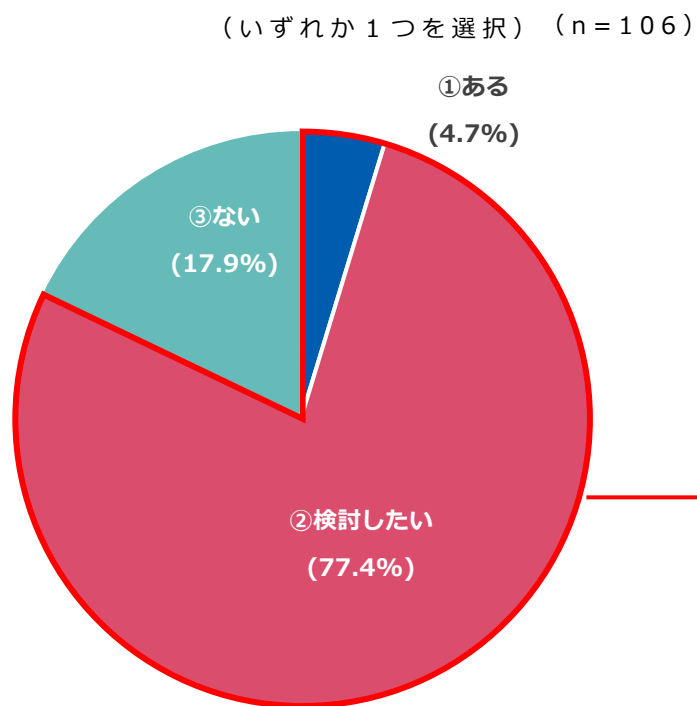
(複数回答可) (n = 66)



未実施自治体への追加調査結果【就労準備支援事業】 支援があった場合の事業の実施意向

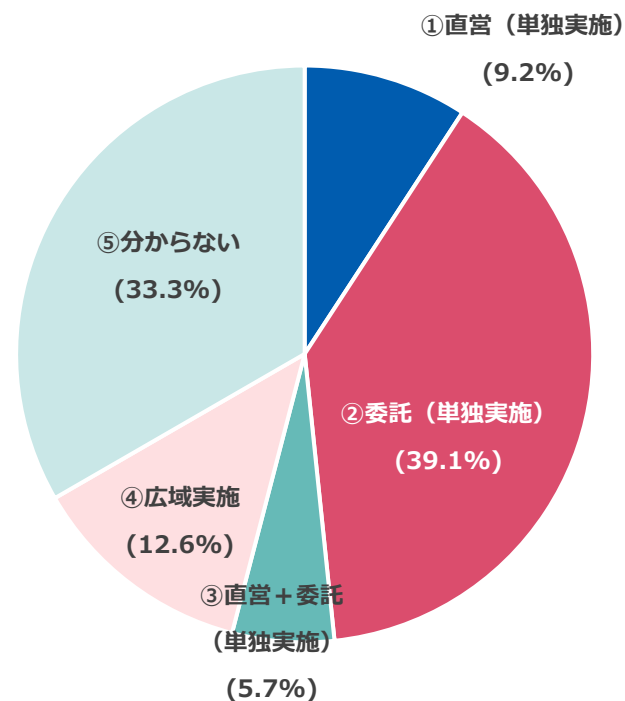
- 国・都道府県からの必要な支援がある場合、約 8 割の自治体が就労準備支援事業の実施について「実施する意向がある」又は「検討したい」と回答。

(5) (4)・(4-2)で選択した国・都道府県からの支援があれば、就労準備支援事業を実施する意向があるか



(5-2) 就労準備支援事業の実施について検討する場合、どのような実施方法を想定しているか

(いずれか 1 つを選択) (n = 87)



就労準備支援事業・家計改善支援事業の実施体制の強化 (支援実績等に応じた補助体系の見直し等)

令和6年度概算要求額 39億円 (39億円) ※ ()内は前年度当初予算額。

1 事業の目的

- 就労準備支援事業及び家計改善支援事業は、生活困窮者の生活の立て直しや自立を支援していく上での重要な取組であり、更なる推進を図っていく必要がある。このため、両事業の補助体系の見直しを図り、自治体における支援の実施状況に応じた適切な補助を行うとともに、支援の質の向上を図る。
- また、就労準備支援事業では、交通費負担が就労体験の利用に繋がらない原因の一つになっていることから、就労体験利用時の交通費の負担を軽減する仕組みを創設し、就労に向けた取組を推進する。

2 事業の概要・スキーム

(1) 就労準備支援事業・家計改善支援事業の補助体系の見直し

① 基本基準額の見直し

- ・ 人口区分ごとの基本基準額について、人口規模に対する標準的な支援件数等に応じた金額に見直す。

② 支援実績加算の創設

- ・ 標準的な支援件数以上の支援実績がある場合について、当該実績に応じた加算を設ける。

③ 支援の質の評価に係る加算の創設

ア 良質な人材の確保

：常勤職員・有資格者・経験年数の長い職員等を一定割合確保している場合

イ 取組内容の評価

：アウトリーチ支援、就農訓練事業（就労準備）、司法専門職との連携（家計改善）等を実施している場合

(2) 就労準備支援事業における就労体験先への交通費支給

就労体験利用時の交通費の負担を軽減する仕組みを創設し、就労に向けた取組を推進。

※実施主体が、就労体験等の利用が効果的と判断し、支援プランに位置づけることを前提として、交通費の負担を軽減する仕組みを創設

3 実施主体等

実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体907自治体）

補助率：就労準備支援事業：2/3

家計改善支援事業：1/2（自立相談支援事業・就労準備支援事業と一体実施している場合には2/3）

実施自治体数（令和4年度）：就労準備支援事業695自治体、家計改善支援事業712自治体

認定就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）

【実績（R5.3.31時点）】

- ・認定件数2,182件
- ・利用件数551件

対象者

就労準備支援事業を利用しても一般就労等への移行ができない者等、就労する上でまずは柔軟な働き方をする必要のある者

支援のイメージ

- 認定を受けた法人で実践的な訓練を、段階的（非雇用型～雇用型）に行うことで、就労に必要な知識や経験を習得することを目指す。



＜就労へ＞
・一般就労
・福祉的就労
等本人が希望する選択肢へ

【非雇用型】（無償・有償）

- ・労働基準関係法令適用対象外
- ・無償/有償での就労訓練が可能
- ・働き方や作業内容については、本人の体調や能力に合わせ組み替え等の配慮

【雇用型】（賃金）

- ・労働基準関係法令適用対象
- ・最低賃金～該当企業の給与規定に沿った賃金が支払われる
- ・就労条件における一定の配慮（労働時間、業務内容の組み替え、出勤について柔軟な対応）

就労訓練中の支援計画やモニタリング等、就労支援担当者（※）は本人と事業所担当者等と話し合いながら、支援を継続

（※）就労支援担当者の業務（事業所ごとに1名以上配置）

- ① 訓練計画等の策定
- ② 対象者への必要な相談、指導等
- ③ 関係機関との連絡調整 等

自立相談支援機関（就労支援員）による定期的・継続的なアセスメント

連携

認定の仕組み

認定主体

（都道府県、政令市、中核市）

申請

認定



（社会福祉法人、NPO法人、株式会社等）

認定の主旨

- 事業所へのインセンティブの付与（税制優遇や優先発注の仕組みの活用）
- 貧困ビジネスの排除（法人や事業所の運営の健全性を担保） 等

期待される効果

- 対象者の状況に応じた柔軟かつ多様な働き方を可能とし、本人が希望する就労に向けたステップアップを実現。
- また、就労訓練事業所の開拓等を通じて、地域における社会資源の開拓（地域づくり）を実現。

認定就労訓練事業所の認定状況(令和5年3月31日時点)

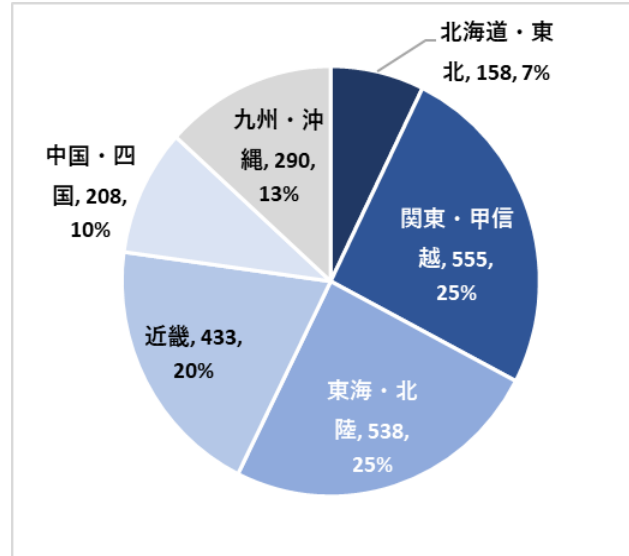
(1) 全体状況

認定件数	2,182件
利用定員合計	5,545名
受入人数	551名

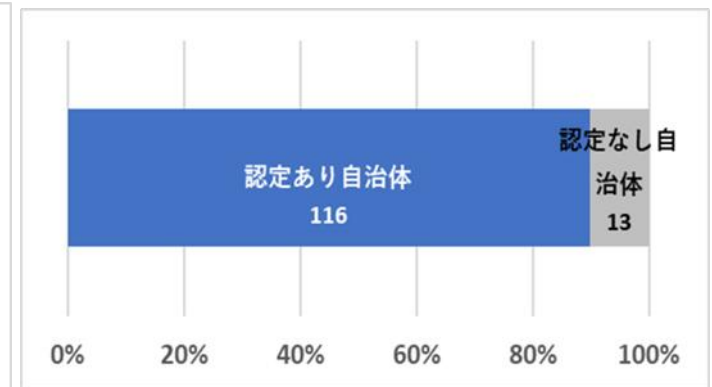
(4) 法人種別の状況 (n=2,182)

社会福祉法人	1,220
(高齢者関係)	(628)
(障害者関係)	(315)
(保護施設)	(76)
(児童関係)	(55)
(その他)	(146)
NPO法人	232
株式会社	430
生協等協同組合	96
社団法人(公益及び一般)	50
財団法人(公益及び一般)	11
医療法人	24
その他	119

(2) ブロック別の状況 (n=2,182)



(3) 認定主体別の状況 (n=129自治体)



※ 認定あり116自治体の内訳：
都道府県47、指定都市18、中核市51

(5) 予定している主な訓練内容 (n=2,182：複数回答)

食品製造・加工	114
その他製造	133
クリーニング・リネンサプライ	222
農林漁業関連(加工も含む)	177
印刷関係作業	27

福祉サービスの補助作業	1,023
事務・情報処理	229
清掃・警備	1,238
建設作業	20
その他	578

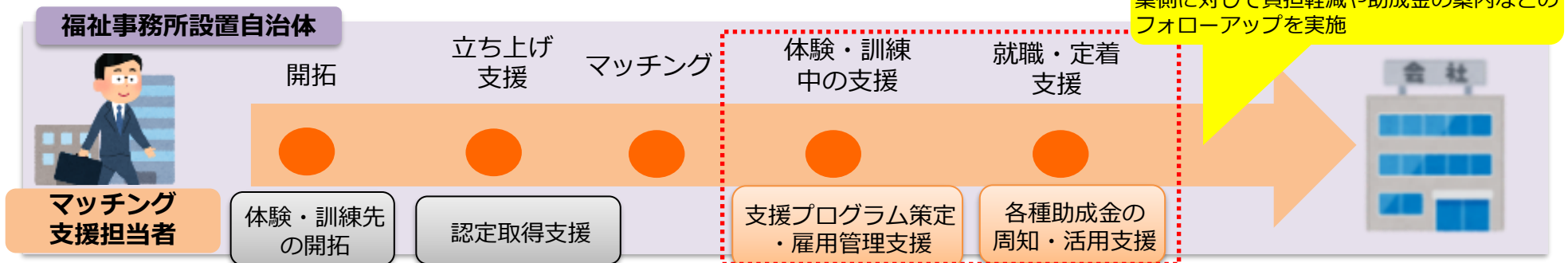
令和5年度当初予算 545億円の内数 (594億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 生活困窮者の就労体験・訓練の受入先の確保等にあたっては、受入企業側の理解と、支援対象者の特性に応じた業務切り出しなどの支援ノウハウが必要。
- 現在、受入先の開拓、支援対象者と受入企業とのマッチングのための事業を実施しているが、以下が課題。
 - ・ 就労体験・訓練中の支援対象者・受入企業双方へのフォローアップが不十分で、受入企業側が対応できない
 - ・ 受入れ先の開拓・マッチングは、就労準備支援事業や認定就労訓練事業などのそれぞれの支援員が兼務して担当しているため、支援対象者一人ひとりの特性や企業側の状況を十分に把握した支援ができておらず、また、事業間で情報が共有なされず支援にばらつきがある

2 事業の概要・スキーム

- 福祉事務所設置自治体等で、支援対象者と受入企業への支援を同時に行う**マッチング支援担当者を配置**するなどにより、**以下の取組を一体的に行うモデル事業**を実施。
 - ① 就労体験・就労訓練先の開拓 (支援対象者の特性や地域の人手不足分野に応じた開拓)
 - ② 事業所に対する受入体制整備支援 (支援対象者の特性に応じた業務切り出しなど)
 - ③ マッチングの実施 (支援対象者の特性と事業所の特徴を踏まえたマッチング)
 - ④ 就労体験・就労訓練先への支援・負担軽減 (支援プログラムの策定支援や雇用管理支援など)
 - ⑤ 就職支援・定着支援 (雇用関係助成金の周知・活用支援など)



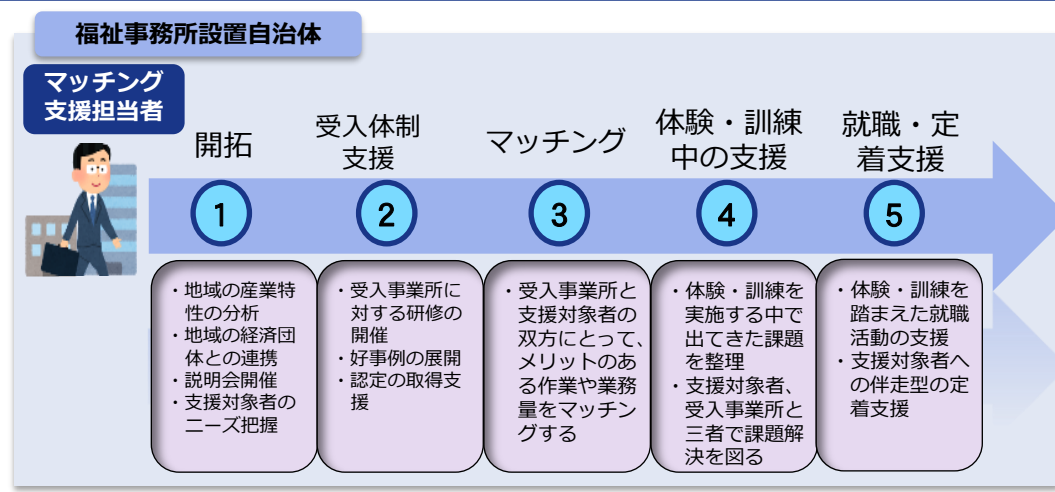
令和6年度概算要求額 2.3億円 (1.0億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 「就職氷河期世代支援に関する新行動計画2023」において、個々人の状況に合わせた丁寧な寄り添い支援として、効果的・効率的な支援に取り組むことが求められている。※令和5年度からの2年間は「第二ステージ」と位置づけられている。
- 生活困窮者の就労支援にあたっては、支援対象者の特性に応じた就労体験・就労訓練の場を開拓・確保するとともに、地域の協力事業所との連携をさらに推進する観点から、令和5年度に就労体験・訓練中の利用者・受入企業双方に対するフォローアップ支援の強化(④・⑤)を図っているところ。
- 引き続き、これらの取組を加速させるため、より身近な福祉事務所設置市町村におけるモデル事業を中心に実施し、より実践的な取組・手法等に資する課題・ポイントを整理する。

2 事業概要・イメージ

- ① 就労体験・就労訓練先の開拓
(支援対象者の特性や地域の人手不足分野に応じた開拓)
- ② 事業所に対する受入体制整備支援
(支援対象者の特性に応じた業務切り出しなど)
- ③ マッチングの実施
(支援対象者の特性と事業所の特徴を踏まえたマッチング)
- ④ 就労体験・就労訓練先への支援・負担軽減
(支援プログラムの策定支援、雇用管理支援などのフォロー)
- ⑤ 就職支援・定着支援
(雇用関係助成金の周知・活用支援など)



3 実施主体等

【実施主体】福祉事務所設置自治体 (単独実施 21(9)、広域実施 6(3) ※)

【補助率】 10/10

※()内は、令和5年度当初予算における想定箇所数

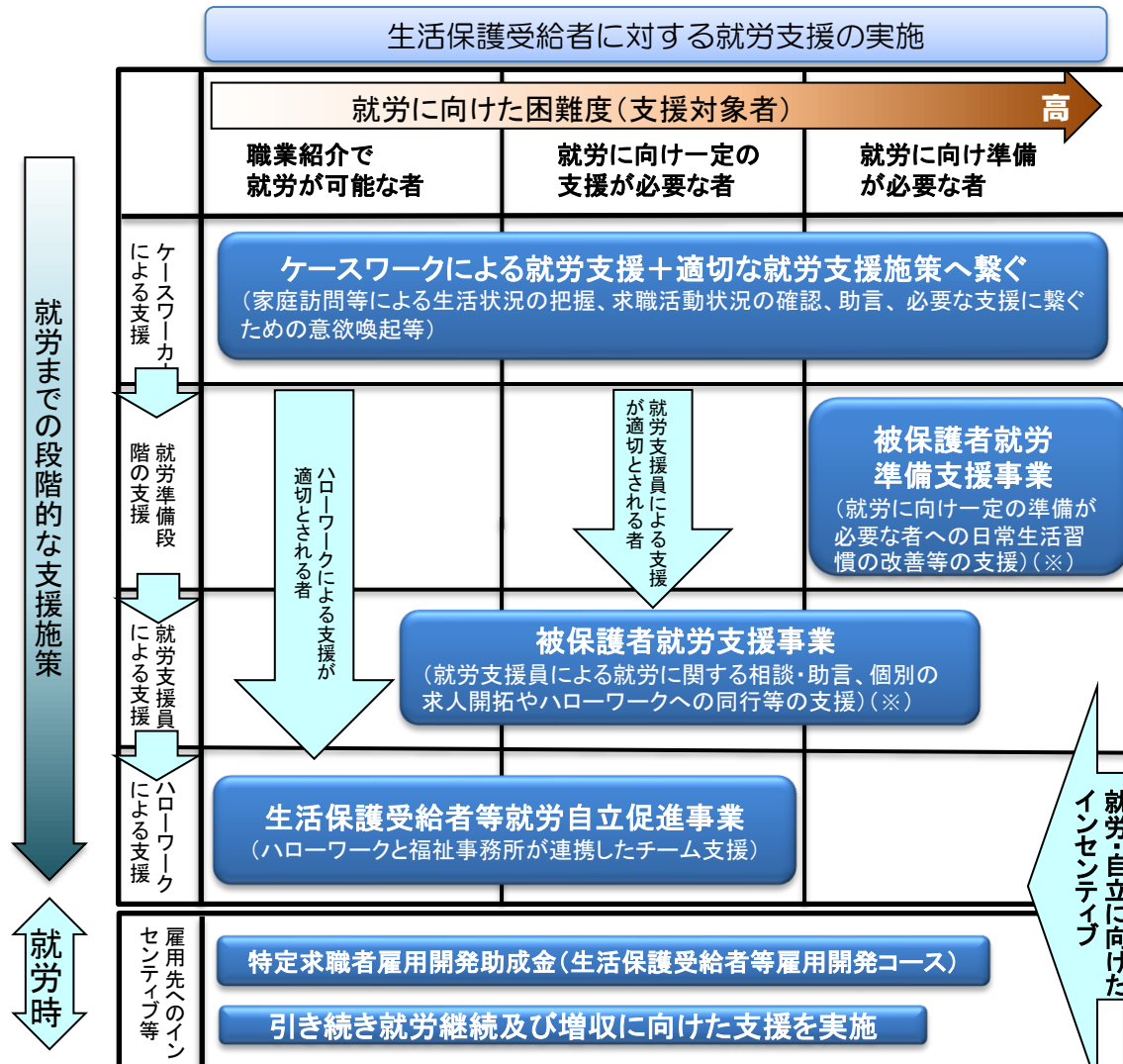
【事業の経緯等】

- ・ 令和5年度は都道府県(単独実施を含む)を中心としたモデル収集
- ・ 令和6年度は市町村(広域実施を含む)を中心としたモデル収集
 - 令和7年度以降は就労準備支援事業としての実施を検討

【令和2年~令和4年の主な実績】

	自治体数	開拓事業所数	マッチング件数
令和2年	13	376	231
令和3年	21	455	323
令和4年	18	543	472

生活保護受給者に対する就労支援施策について



※就労体験等の場として認定就労訓練事業も利用可能

【参考】就労支援事業の参加状況 (R3年度)

事業対象者	参加者	参加率
184,740人	90,740人	49.1%
	就労増収者	就労増収率
	32,865人	36.2%

・改革工程表KPI (達成時期：2025年度まで)
 事業に参加可能な者の参加率 65%
 事業参加者のうち就労増収者の占める割合 50%

【内訳】※ 重複して支援を受けているものも含めて計上

- 生活保護受給者等就労自立促進事業
 (参加者) 42,750人
 (就労増収者) 26,968人 (63.1%)
- 被保護者就労支援事業
 (参加者) 61,122人
 (就労増収者) 18,481人 (30.2%)
- 被保護者就労準備支援事業
 (参加者) 6,979人
 (就労増収者) 1,037人 (14.9%)
- その他自治体の独自事業
 (参加者) 3,542人
 (就労増収者) 964人 (27.2%)

就労・自立インセンティブの強化

就労自立給付金

【保護受給中の就労収入のうち一定額を仮想的に積み立て、保護廃止時に支給するもの】
 (上限 単身世帯10万円 多人数世帯 15万円)

勤労控除

【就労収入から一定額を控除し、収入の一部を手元に残す制度】
 (最低控除額 15,000円)

就労活動促進費

【積極的に就労活動に取り組んでいる者に就労活動に必要な経費の一部を支給するもの】
 (月5,000円 原則6ヶ月以内)

就労・自立に向けたインセンティブ

就労自立給付金について（生活保護法第55条の4第1項）

- ◎ 生活保護から脱却すると、税・社会保険料等の負担が生じるため、こうした点を踏まえた上で、生活保護を脱却するためのインセンティブを強化するとともに、脱却直後の不安定な生活を支え、再度保護に至ることを防止することが重要。
- ◎ このため、保護受給中の就労収入のうち、収入認定された金額の範囲内で別途一定額を仮想的に積み立て、安定就労の機会を得たこと等により保護廃止に至った時に就労自立給付金を支給。

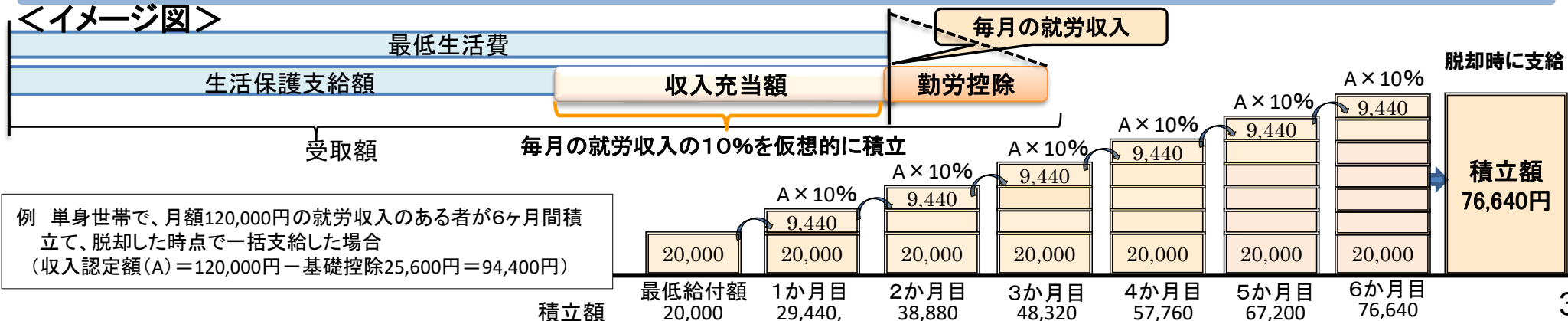
実績	
(支給件数)	
令和元年度	16,064
令和2年度	13,808
令和3年度	14,847

(出典：各年度実績)

制度概要

- 支給要件：安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなったと認められたもの
- 支給時期：世帯を単位として保護廃止時に一括支給
- 支給額：上限額 単身世帯 10万円、多人数世帯 15万円
- 算定方法：「最低給付額(※1)」に、「算定対象期間(※2)における各月の就労収入額(※3)に対し、その各月に応じた算定率(※4)を乗じて算定した金額」を加え、上限額といずれか低い額を支給額とする。
- 再受給までの期間：原則3年間
 - ※1 単身世帯2万円、複数世帯3万円
 - ※2 算定対象期間：保護を必要としなくなったと認められた日が属する月から起算して前6か月間。
 - ※3 就労収入額：就労に伴う収入として収入充当した額
 - ※4 算定率：保護の廃止に至った就労の収入認定開始月を起算点として10%

<イメージ図>



③家計改善支援等のあり方について

○ 生活困窮者に対し、家計の状況を把握することや家計の改善の意欲を高めることを支援するため、家計表等を活用し、本人を含む世帯全体の家計収支等に関する課題の評価・分析(アセスメント)を行い、状況に応じた家計再生プランを作成。具体的な支援業務として、

- ① 家計管理に関する支援(家計表等の作成支援、出納管理等の支援)
- ② 滞納(家賃、税金、公共料金等)の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援
- ③ 債務整理に関する支援(多重債務者相談窓口との連携等)
- ④ 貸付のあっせん 等を行う。

支援の流れとねらい

家計に対して指導を行う事業ではない

基本的な形

1. 世帯の家計の見える化
(相談時家計表の作成)
2. 月単位又は数年先の家計推移の見通しを立て、家計計画を検討
(家計計画表・キャッシュフロー表の作成)
3. 継続面談を通じたモニタリング

- ・・・収支を把握し本人自ら「いくら足りないか」に気づく
- ・・・家計改善支援員とのやりとりの中で「何を増やし、何を減らすか」を本人が自分で考え、見通しを立て、家計の改善意欲を高める(各種給付制度の利用や契約の見直し等については支援員がアドバイス)
- ・・・本人が自力で家計管理できるようになるまでの支援

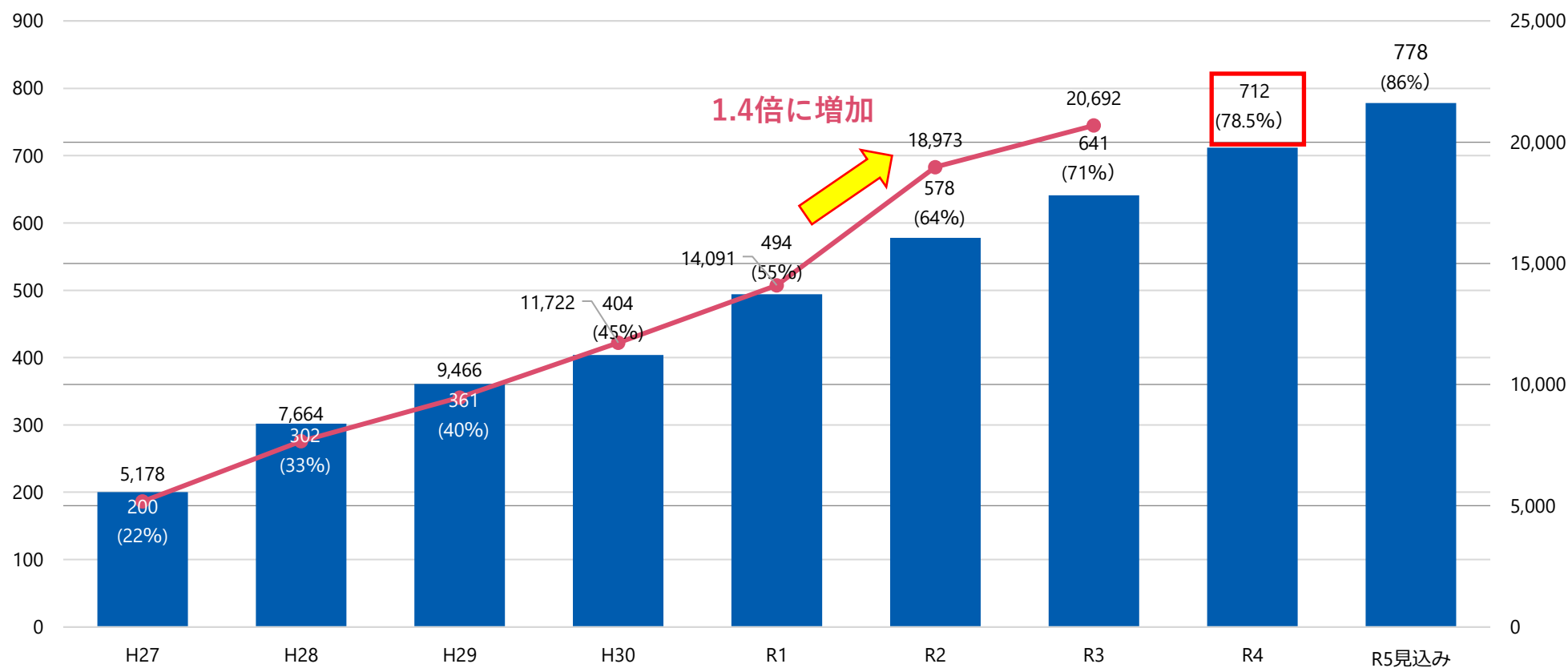
【本人の状況に応じて組み込む支援】滞納している税・公共料金等や債務の分納・償還、貸付のあっせん等

効果

- 自力で家計管理できるようになり、世帯としての家計基盤が整うことにより、将来の収支変動にも対応可能に。
- 滞納している税・公共料金等や債務等を解消することにより、生活が安定。

生活困窮者家計改善支援事業の実施状況

○ 令和4年度（7月時点）の家計改善支援事業の実施自治体数は712自治体で、全体の約8割が実施している。



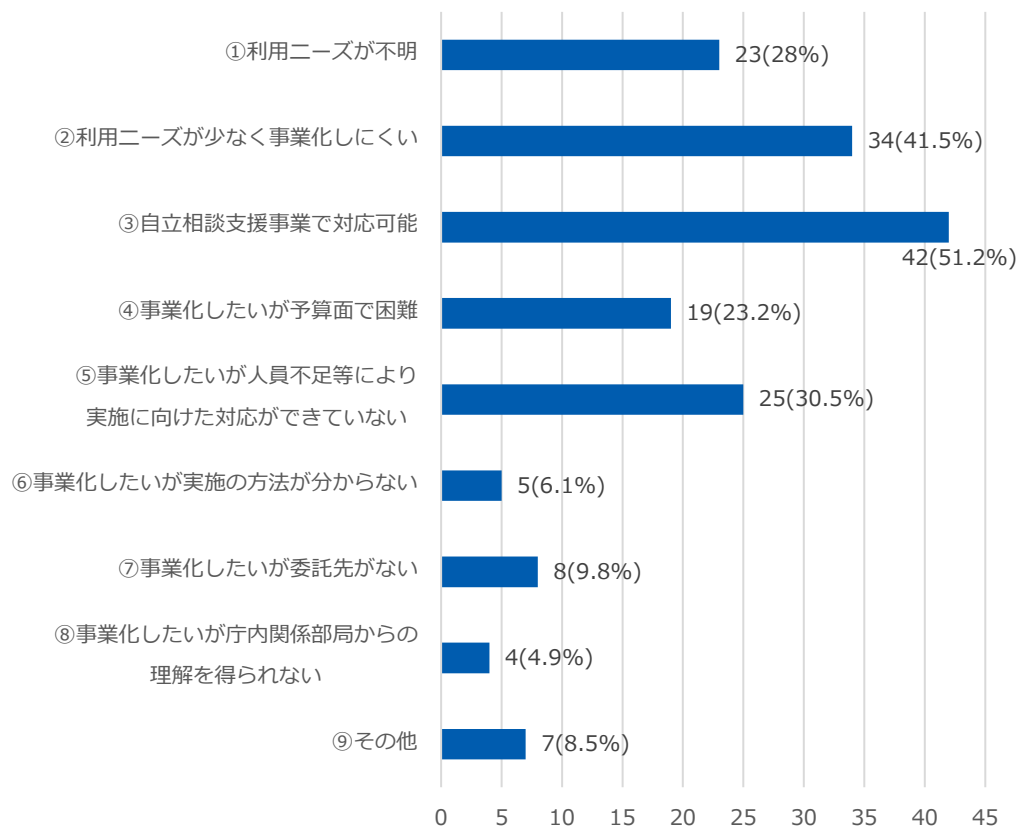
(出典) H27～R4（7月時点）：事業実績調査
R5：令和4年度任意事業実施予定状況調

未実施自治体への追加調査結果【家計改善支援事業】 事業を実施しない理由

- 事業を実施しない理由として、「自立相談支援事業で対応可能」であることを（最大の）理由として挙げている自治体が最も多く、続いて「利用ニーズが少なく事業化しにくい」と回答している自治体が多い。
- 事業化したいが何らかの課題により事業を実施しないことを最大の理由として挙げている自治体は約35%。

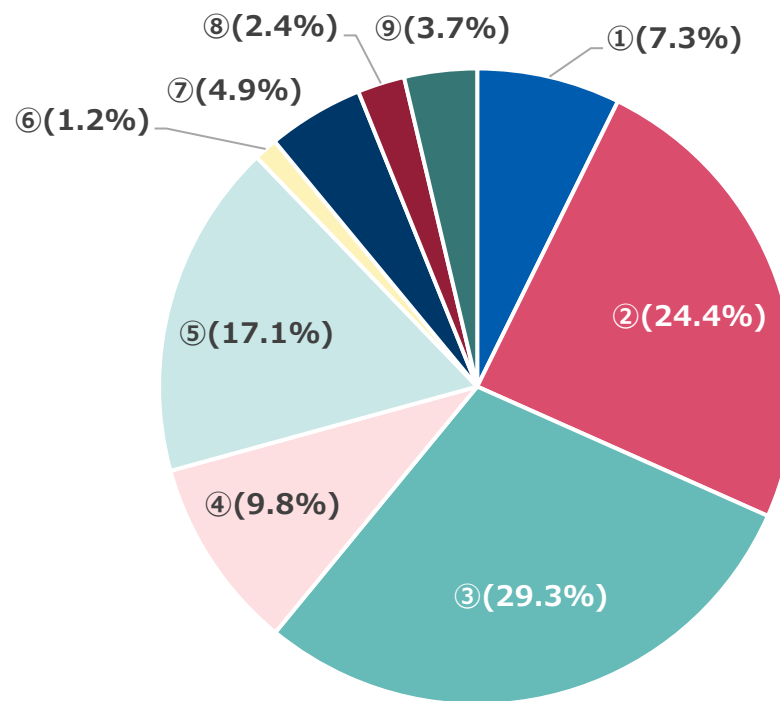
（1）家計改善支援事業を実施しない理由

（複数回答可）（n = 82）



（1-2）（事業を実施しない）最大の理由

（いずれか1つを選択）（n = 82）



未実施自治体への追加調査結果【家計改善支援事業】 潜在的ニーズの状況

- 潜在的な事業の対象者については、約85%の自治体が「いた」と回答。このような者に対しては、「自立相談支援事業」や「他の支援事業・支援機関につないだ」といった対応を行っている場合が多い。
- 他方、このような家計改善支援事業以外の方法で対応した場合、半数以上の自治体が「支援内容や支援効果等について困難や課題を感じたことがあった」と回答。その具体的な内容としては、
 - ・ 対象者像にあった適切な支援ができなかった、思うように効果が得られなかった
 - ・ 支援に時間と専門的な知識を要する等が挙げられた。

(2) これまでに次のような相談者がいたか

以下のような状況にあり、家計収支の均衡が取れていないなど家計に問題を抱えていることから、家計の状況把握や家計を改善する意欲を高めるための支援を行うことが望ましい者（家計改善支援事業の対象者像として想定している者）

- 多重債務・過剰債務を抱え、返済が困難になっている
- 収入よりも生活費が多くお金が不足しがちで、借金に頼ったり、支払いを滞らせざるを得ない
- 家計の状況を把握できていない
- 税金、保険料、家賃、公共料金等を滞納している

(n = 82)

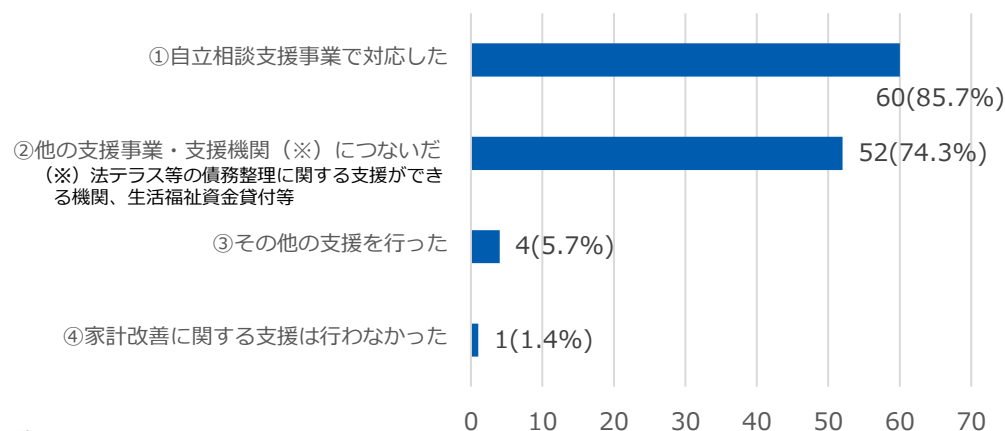
▶ **いた：70自治体（85.4%）**

(2-3) (2) のような相談者に対し、(2-2) の支援を行った際、 困難や課題を感じたことがあったか

(n = 70)

(2-2) (2) のような相談者に対し、 具体的にどのような家計改善に関する支援を実施したか

(複数回答可) (n = 70)



▶ **あった：38自治体（54.3%）**

【具体的な困難や課題の内容（例）】

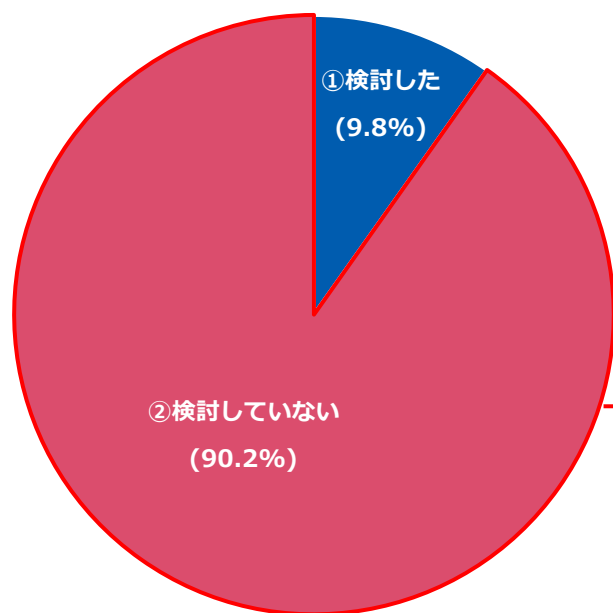
- ・ 相談者自身の家計改善に対する意欲が乏しい。 ・ 生計バランスシートが破綻していることへの理解力がない。
- ・ 家計を改善すべき状況であっても、支出を優先してしまい、具体的な改善に進まない。
- ・ 支援により一時的に家計が改善したケースがあるが、家計改善支援員が不在なため継続した支援が難しい。
- ・ 職員に専門知識がないこと。中長期的な支援が困難なこと。 ・ 根本的な解決に向かっていくには、長期的な支援が必要 など

未実施自治体への追加調査結果【家計改善支援事業】 広域実施の検討状況

- 事業未実施自治体のうち、約9割の自治体は広域実施の検討を行っていない。
- その理由としては、単独実施を想定している自治体を除けば、「近隣に連携できる自治体があるかどうか分からない」「事業運営や費用等に係る自治体間の調整等が困難」「広域実施の方法が分からない」等の回答が多い。

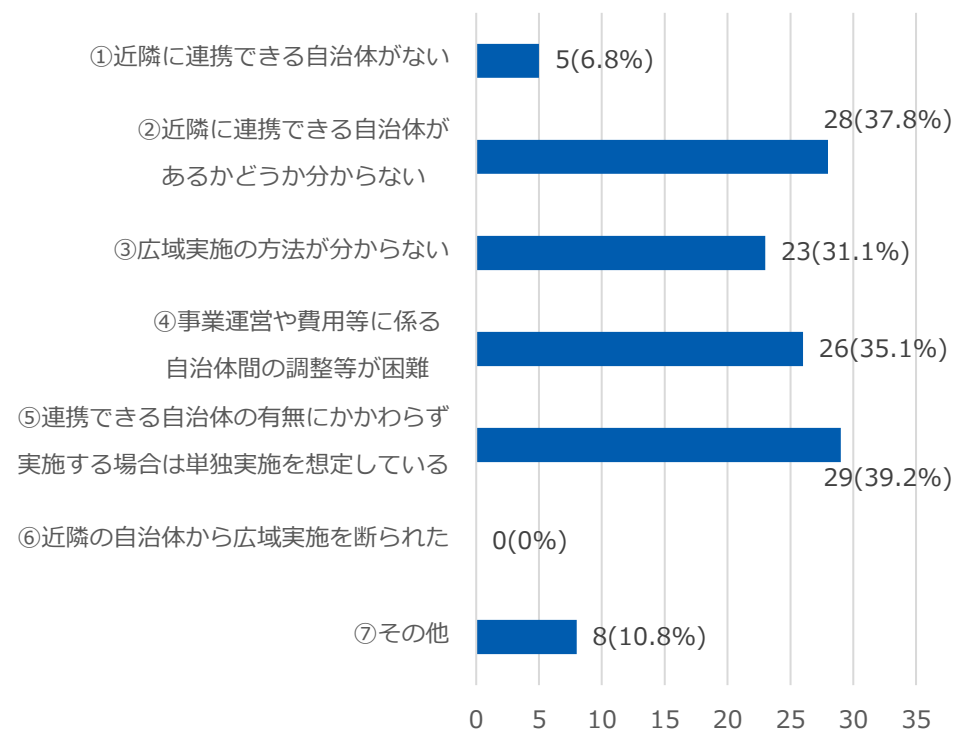
(3) 広域実施することを検討したか

(いずれか1つを選択)(n=82)



(3-2) (広域実施することを検討していない場合) その理由

(複数回答可)(n=74)

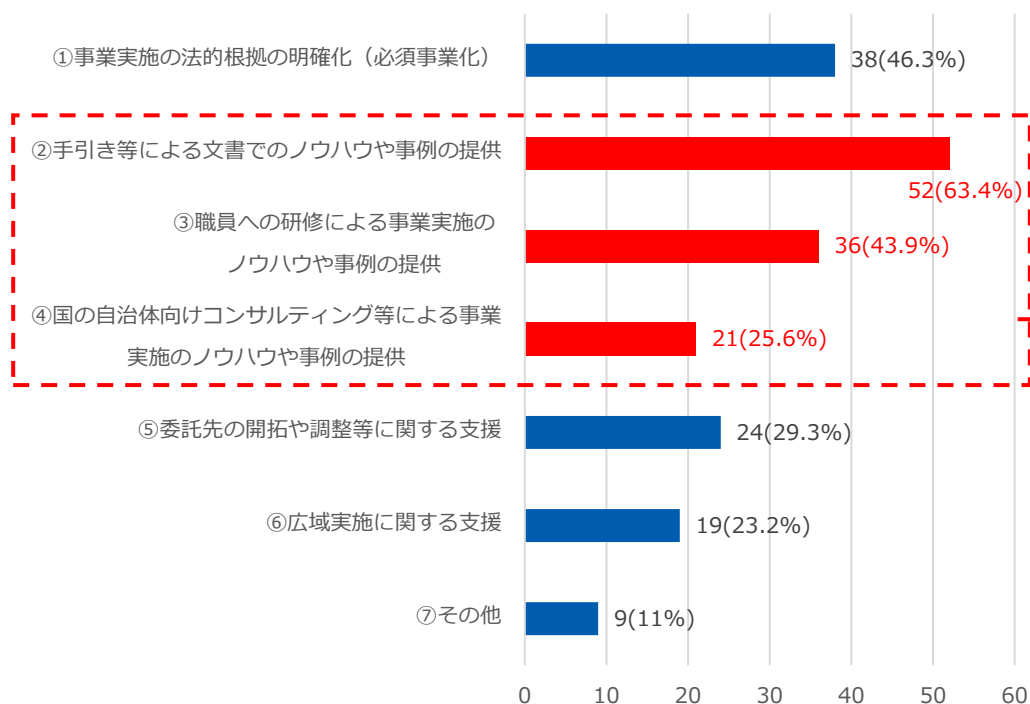


未実施自治体への追加調査結果【家計改善支援事業】 必要な支援策

- 事業を実施するためには、ノウハウ・事例の提供や事業実施の法的根拠の明確化（必須事業化）を求める回答が多い。
- 具体的なノウハウ・事例の内容については、「実施要綱や仕様書等の例」や「事業の立ち上げ時における具体的な検討・調整過程の事例」「近隣自治体における実施のノウハウや事例」の回答が多い。

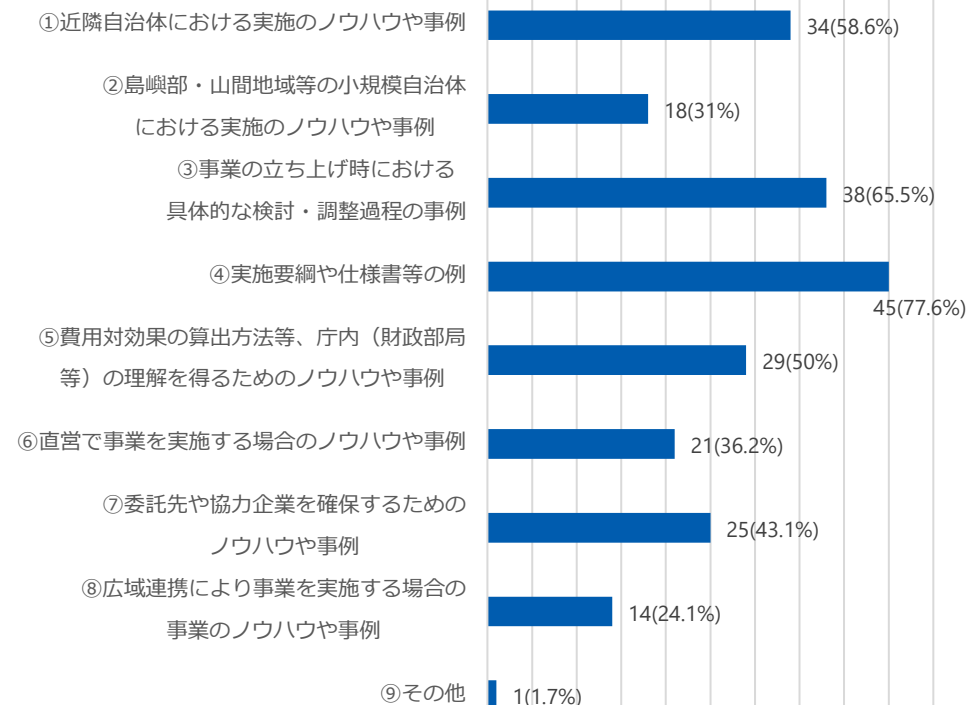
（４）現在の補助制度を前提に、家計改善支援事業を実施するには、国・都道府県から更にどのような支援があると良いか

（複数回答可）（n = 82）



（４-2）具体的にどのようなノウハウや事例に関する情報提供があると良いか

（複数回答可）（n = 58）

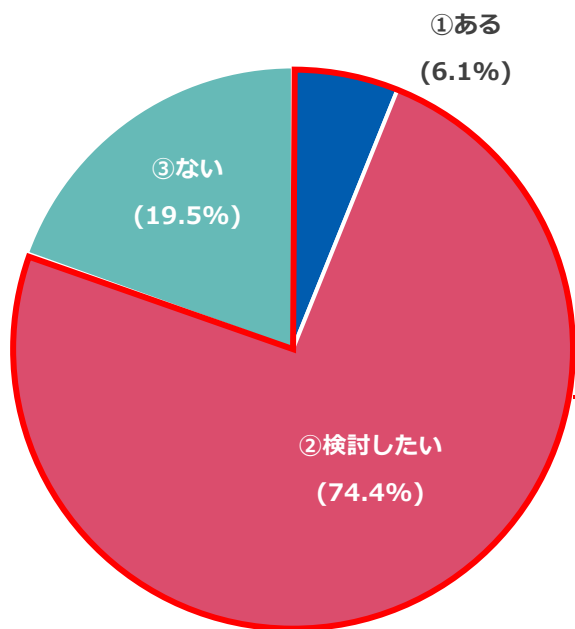


未実施自治体への追加調査結果【家計改善支援事業】 支援があった場合の事業の実施意向

- 国・都道府県からの必要な支援がある場合、約 8 割の自治体が家計改善支援事業の実施について「実施する意向がある」又は「検討したい」と回答。

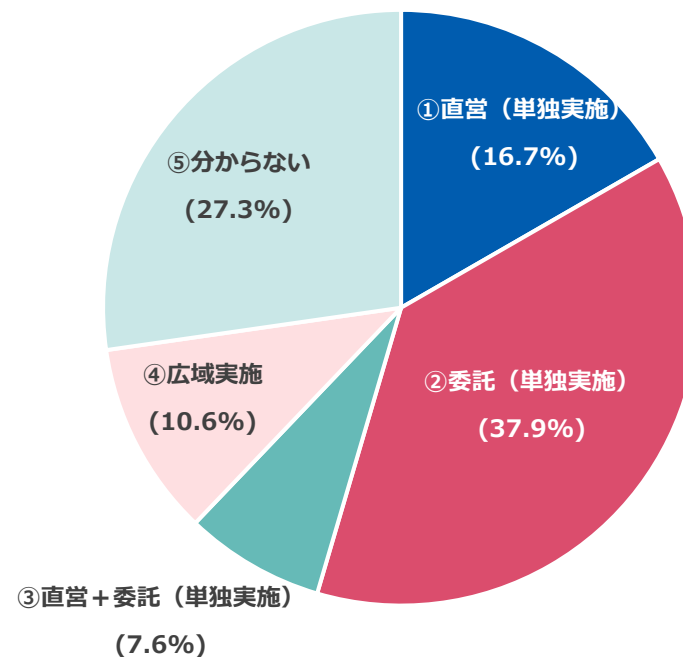
(5) (4)・(4-2)で選択した国・都道府県からの支援があれば、家計改善支援事業を実施する意向があるか

(いずれか 1 つを選択) (n=82)



(5-2) 家計改善支援事業の実施について検討する場合、どのような実施方法を想定しているか

(いずれか 1 つを選択) (n=66)



被保護者家計改善支援事業について

- 世帯の自立に向けて家計に関する課題を抱える被保護者世帯に対する家計管理方法の提案支援を行うとともに、大学等への進学を検討している高校生等のいる世帯に対する、進学に向けた費用についての相談や助言等を行う。
(平成30年3月30日社援保発0330第12号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)「被保護者家計改善支援事業の実施について」
- 生活保護受給者等の中には、家計の状況を把握し、中長期的な生活設計を立てた上で日々の生活を組み立てることが難しい方が存在。生活保護受給中から家計管理のスキルを身につけることで、保護脱却後に再び生活保護の受給に至ることを防止することが期待される。
- また、大学等に進学する子どもがいる世帯についても、進学前の段階から進学に受けた各種費用についての相談・助言、各種奨学金制度の案内等により、子どもの進学や世帯全体の自立を促進することが期待される。
- ※ 別途、生活保護受給者の家計管理の支援は、平成25年法改正により「収入、支出その他生計の状況を適切に把握する」ことが生活上の義務として規定されたことも踏まえ、これまでは自立支援プログラムの一環として支援を行っている自治体もあり。
- 実施主体は、都道府県、市、福祉事務所を設置する町村(社会福祉法人、NPO等に委託可)
- 補助割合は、国2/3 都道府県、市、福祉事務所を設置する町村1/3 令和5年度予算額:被保護者就労支援準備事業29.1億円の内数
- 実施自治体数:82自治体(令和4年度交付決定自治体数)

事業内容

家計に関する課題を抱えており、自立を助長する観点から家計改善支援を実施することが効果的と考えられ、本事業への参加を希望世帯。

(具体例)

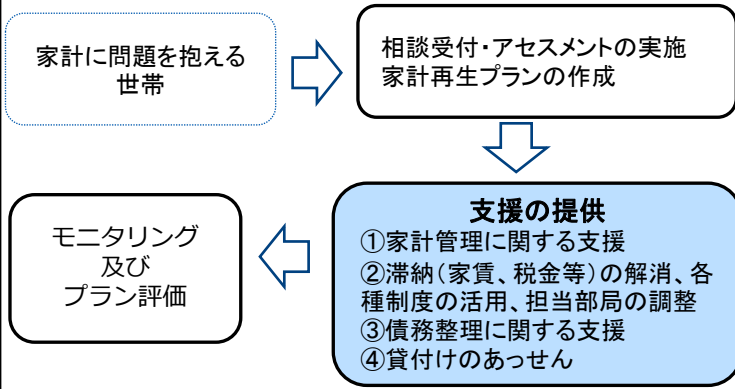
- ・ 過去に家賃、水道光熱費、学校納付金、給食費、保育料、税金の滞納や延滞をしたことがある世帯
- ・ 債務整理を法律専門家に依頼している世帯
- ・ 就労収入が毎月一定でない世帯や児童手当、児童扶養手当等を受給しており月によって収入が異なる世帯

大学等への進学を検討している高校生等のいる世帯。

(具体例)

- ・ 大学等への進学に伴い自立が見込まれる子どもがいる被保護世帯。

支援の流れ(イメージ)



・ 家計表やキャッシュフロー表等の活用により、家計を「見える化」することで、家計の現状、見通しを具体的に示し、相談者自らが家計管理する能力を身につけるようにする。

実施方法

- 生活困窮者自立支援法に基づく家計改善支援事業が実施されている場合は、当該事業者との一体的実施に努めること。
- 改善支援に従事する者は、厚生労働省が実施する家計改善支援事業従事者養成研修を修了した者が望ましい。

令和6年度概算要求額 6.4億円 (一) ※()内は前年度当初予算額

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金

1 事業の目的

- 被保護者の中には、依存症を抱えているなどの理由により、家計管理能力に課題があり、生活費を適正に管理できずに生活に支障をきたしている者もいる。このため、本人の同意の下で、預貯金の払い戻しや公共料金の支払い代行、その他の日常生活費の管理支援等を行うことが必要。
- 金銭管理能力が不足したままでは自立した生活を送ることは困難であり、被保護者の日常生活自立及び社会生活自立の助長の観点から、金銭管理能力に課題がある被保護者に対して、日常生活費の管理支援を行うとともに日常生活を安定させるための支援や教育支援を行うことで金銭管理への意識を促し、自立に向けた意欲や能力の向上を図る。

2 支援内容等

- 支援対象者：アルコールやギャンブル依存などにより、生活費を管理できずに生活に支障が生じる(おそれがある)者
公共料金や家賃などの滞納(を招くおそれ)がある者 等
- 支援のイメージ
 - ・日常生活費の管理支援 (例:預金通帳等の貴重品預かり、公共料金や家賃等の支払い支援(援助)、生活費の払出や預入の助言)
 - ・日常生活を安定させるための支援 (例:依存症支援機関の情報提供及び利用支援、突然の支出に備えるための貯蓄支援)
 - ・自分で管理を行っていくための手続き支援 (例:銀行口座開設のための身分証明証の取得、銀行振替などの手続き支援)
 - ・教育支援 (例:お金の使い方や、物やサービスの値段に関心を持ってもらうための金銭管理教育)

3 実施主体等

◆実施主体：福祉事務所設置自治体（委託可）

◆補助率：1 / 2

④子どもの貧困への対応について

子どもの学習・生活支援事業

【実績】

- ・596自治体(66%) (R4)
- ・利用件数39,606件 (R3)

- 「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に学習支援事業を実施。各自治体が地域の実情に応じ、創意工夫をこらし実施（地域資源の活用、地域の学習支援ボランティアや教員OB等の活用等）。平成30年改正法において、生活習慣・育成環境の改善に関する助言や進路選択、教育、就労に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整を加え、「子どもの学習・生活支援事業」として強化。

支援のイメージ

- 将来の自立に向けた包括的な支援：単に勉強を教えるだけではなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けたきめ細かで包括的な支援を行う。
- 世帯全体への支援：子どもの学習・生活支援事業を入口として、必要に応じて自立相談支援事業等と連携することで世帯全体への支援を行う。

<子どもの課題とその対応>

生活困窮世帯の子ども等を取り巻く主な課題

学習面

- ・高校進学のための学習希望
- ・勉強、高校卒業、就労等の意義を感じられない

生活面

- ・家庭に居場所がない
- ・生活習慣や社会性が身につけていない

親の養育

- ・子どもとの関わりが少ない
- ・子育てに対する関心の薄さ

上記課題に対し、総合的に対応

子どもの学習・生活支援事業

学習支援 (高校中退防止の取組を含む)

- ・日々の学習習慣の習慣づけ、授業等のフォローアップ
- ・高校進学支援
- ・高校中退防止(定期面談等による細やかなフォロー等) 等



生活習慣・育成環境の改善

- ・学校・家庭以外の居場所づくり
- ・生活習慣の形成・改善支援
- ・小学生等の家庭に対する巡回支援の強化等親への養育支援を通じた家庭全体への支援 等



教育及び就労(進路選択等)に関する支援

- ・高校生世代等に対する以下の支援を強化
- ・進路を考えるきっかけづくりに資する情報提供
- ・関係機関との連携による、多様な進路の選択に向けた助言 等



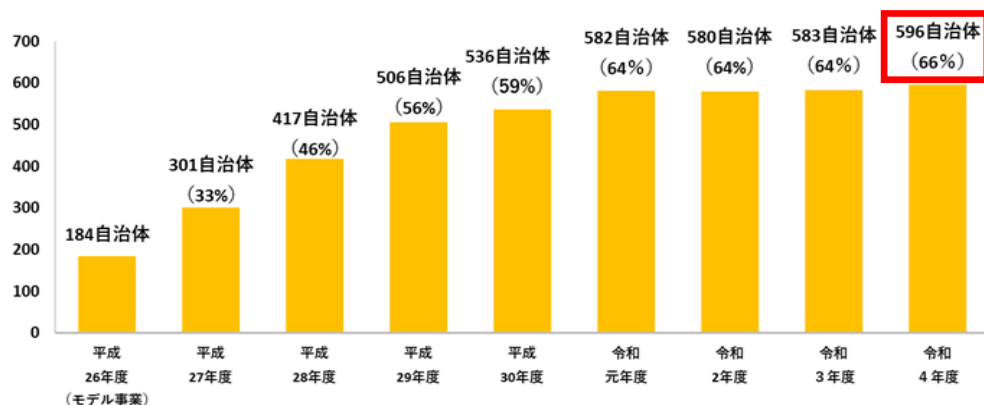
子どもの学習・生活支援を通じて、子ども本人と世帯の双方にアプローチし、
子どもの将来の自立を後押し(貧困の連鎖防止)



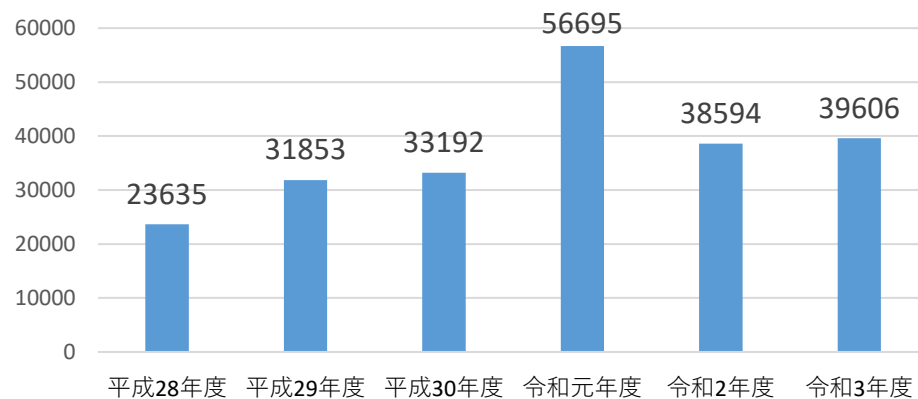
子どもの学習・生活支援事業の実施状況

- 令和4年度（7月時点）の子どもの学習・生活支援事業の実施自治体数は712自治体で、全体の約66%が実施している。

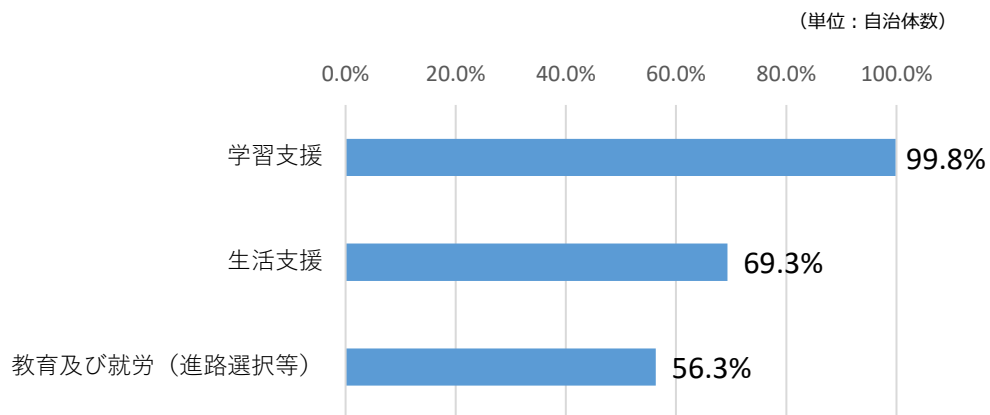
実施自治体の推移



利用人数の推移



支援の取組状況 (n=583)



新たな課題に対応した子どもの学習・生活支援事業の推進

令和5年度当初予算 545億円の内数 (594億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 利用者のうち、家族の世話のため、勉強や学校行事、友人との交流や部活動に時間を割けず、本人の育ちや教育に影響があるといった課題等を抱えるヤングケアラーや不登校・ひきこもりの子どもが従来から一定数存在しており、従来の生活支援では、子どもやその家庭に対して個別かつ長期的に関わっていくことは困難な状況。
- こうした課題に対して、ヤングケアラー等の早期発見・把握、勉学等に対する本人・家族の理解促進、学習機会の提供や進路選択に関する支援について、より一層の対応を強化するとともに、関係機関等と連携し、もって子どもの貧困の連鎖を防止することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

- ヤングケアラー等へ個別かつ長期的に関わり支援するため、学校等と連携したアウトリーチや、必要に応じて事業等の利用を促すための戸別訪問による長期的関わり、オンライン等を活用した各種支援を実施する。
- なお、ヤングケアラーの支援にあたっては、「子育て世帯訪問支援臨時特例事業」と連携することを条件にするとともに、ヤングケアラー等の関係機関等と連携し、必要に応じて本事業以外の相談先やサービス等へ繋ぐ。(※)
※臨時特例事業は令和5年度までの時限措置であるため、加算措置も令和5年度までとし、令和6年度以降は必要な見直しを行う。



ヤングケアラー等の早期発見・把握

- ・学校やSSW等と連携したアウトリーチ
- ・自治体等が開催する研修の受講 等



本人や家族への長期的関わり

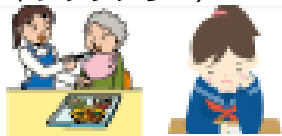
- ・本人や家族が必要に応じて事業やサービスを利用するための長期的関わり



訪問やオンライン等を活用した支援

- ・訪問、電話、SNS等を活用した各種支援や情報提供 (学習支援、生活支援、進路選択等)

(例 ヤングケアラー)



(例 不登校・ひきこもり)



3 実施主体等

- 福祉事務所設置自治体 (社会福祉法人、NPO法人等へ委託可)

学習支援費の運用の見直し（平成30年度）

○ 生活保護における学習支援費については、これまでの学習参考書の購入(※1)やクラブ活動費用(※2)として毎月定額で金銭給付していたものを、平成30年10月からクラブ活動費用の実費支給による給付として見直すこととしている。

	見直し前（H30.9月以前）【金銭給付（月額）】	見直し後（H30.10月以降）【実費支給（年額）】
小学校	2,630円（年間の支給総額31,560円）	15,700円以内
中学校	4,450円（年間の支給総額53,400円）	58,700円以内
高校	5,150円（年間の支給総額61,800円）	83,000円以内

※1 学習参考書の購入費用については、H30.10月以降、児童養育加算において対応する。

※2 ここでいうクラブ活動とは、主に学校教育活動として実施される小学校におけるクラブ活動や、中学校・高校における部活動である。

クラブ活動の範囲

○ クラブ活動については、それぞれの地域や学校によって活動の差が見られることを踏まえ、学校で実施するクラブ活動だけに限定はせず、以下の要件①から③までのすべてを満たす活動についても支給対象として認める。

- ①地域住民や生徒等の保護者が密接に関わって行われる活動又はボランティアの一環として行われる活動であること
- ②当該活動に係る実費相当分のみを徴収する活動であること
- ③営利を目的として運営される活動ではないこと

対象費用の範囲

①クラブ活動にかかる道具類等の物品の購入費用、②部費、③クラブ活動に伴う交通費、④大会参加費用（参加費、交通費及び宿泊費を含む。）、⑤宿泊費用（交通費及び宿泊費を含む。）など

支給手続

事前給付（あらかじめクラブ活動に要する費用が確認できる場合）

○ クラブ活動に要する費用が確認できる資料(※)によって事前給付を行い、交通費や部費など領収書・レシートの取得が比較的困難な場合は、給付後の用途の確認(領収書・レシートの提出)は不要とすることを認める。

※ 学校からのお知らせ(クラブ活動に必要な購入品目のリスト、チラシ)やカタログ・パンフレットの提示及び交通ルートの申し出等

○ この支給に当たっては、クラブ活動への参加状況等の確認のため、必要に応じて、福祉事務所と学校・教育委員会等との連携が円滑に図られるよう、厚生労働省から文部科学省に対して協力依頼の通知を発出する。

事後給付（事前に必要額の把握が困難である場合）

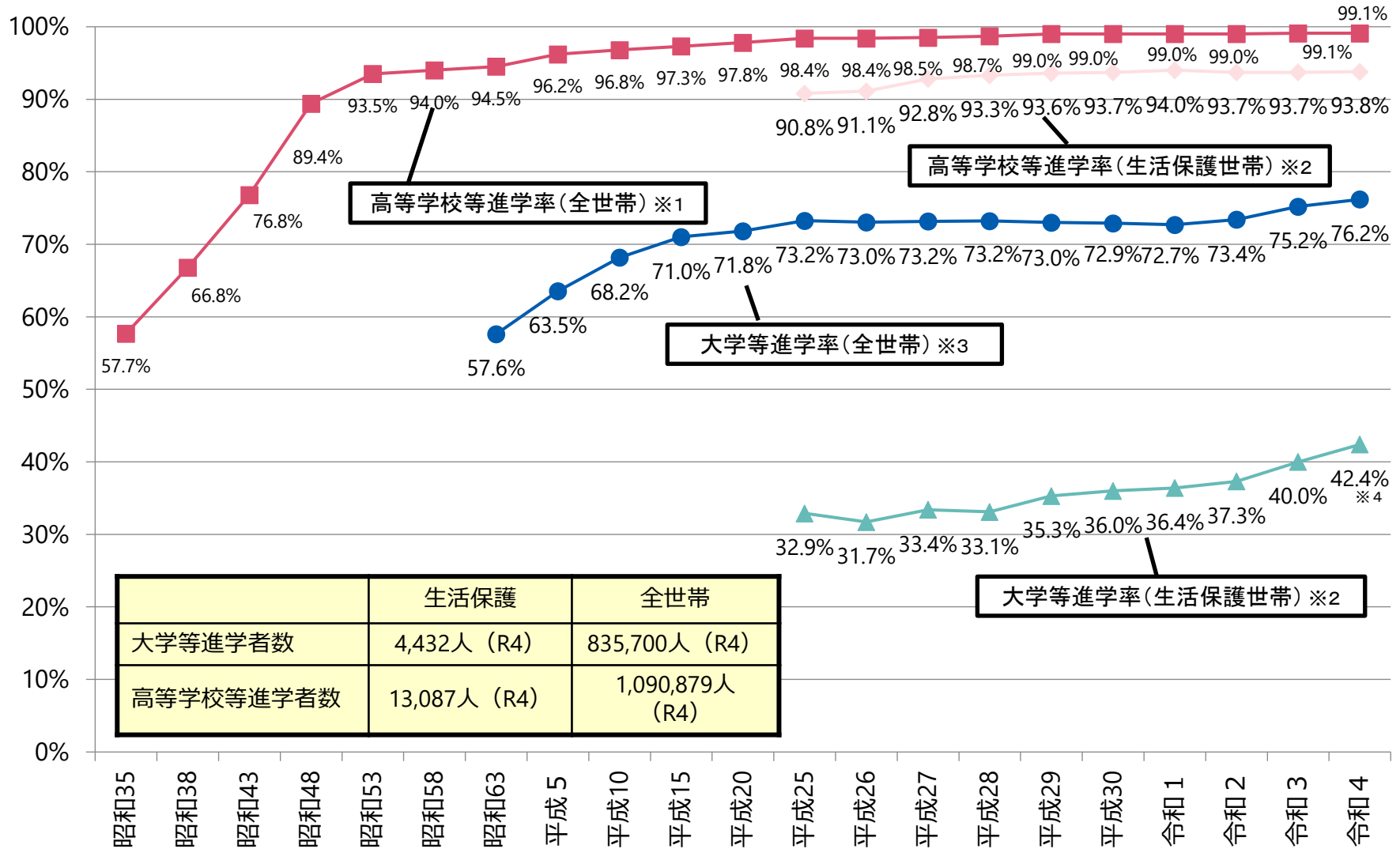
○ 領収書・レシートによる事後給付とすることも認めるが、交通費や部費など領収書・レシートの取得が比較的困難な場合は、被保護者からの申し出のみによって支給することを認める。

クラブ活動の加入の確認

○ また、クラブ活動の加入の確認に当たっては、書面を求めることは不要とし、被保護者からの申し出のみで支給を認める。

※ 令和元年10月以降の基準額については、消費税率の引き上げ等を踏まえた基準改定を行ったため、上記の「見直し後」の基準額とは異なる。

高等学校等、大学等進学率の推移



(注1) 令和5年8月14日時点で自治体に確認が取れた数値を記載
 (注2) 昭和62年以前は、専修学校・各種学校入学者数のデータを把握していないことから、それ以前の大学等進学率は不明である。
 (注3) 各年3月の中学校等及び高等学校等を卒業した者の進学率
 (注4) 「生活保護世帯」と「全世帯」の数値は、算出方法が異なるため、単純に比較することには留意

※1 文部科学省「学校基本調査」
 ※2 保護課調べ
 ※3 文部科学省「学校基本調査」を基に保護課にて算出
 ※4 生活保護世帯において既卒者1年目までを含めた上で算出すると大学等進学率(生活保護世帯)は47.3%(令和4年)となる。

生活保護世帯の子どもが進学率等の経過

指標	平成26年 4月1日時点 (子供の貧困 対策に関する 大綱掲載時)	平成27年 4月1日時点	平成28年 4月1日時点	平成29年 4月1日時点	平成30年 4月1日時点	平成31年 4月1日時点	令和2年 4月1日時点	令和3年 4月1日時点	令和4年 4月1日時点	【参考】 全世帯 (直近値)
① 高等学校等進学率	91.1% (19,799人 /21,732人)	92.8% (18,886人 /20,346人)	93.3% (18,306人 /19,624人)	93.6% (17,641人 /18,844人)	93.7% (16,219人 /17,317人)	94.0% (14,867人 /15,818人)	93.7% (13,732人 /14,651人)	93.7% (12,713人 /13,572人)	93.8% (13,087人 /13,946人)	99.1%
② 高等学校等中退率 ※生活保護世帯に属し、令和3年4月 1日時点で高等学校等に在籍してい た者のうち、令和4年3月末までの間 に中退した者の割合	4.9% (2,609人 /52,866人)	4.5% (2,323人 /51,234人)	4.5% (2,296人 /51,330人)	4.1% (1,971人 /47,810人)	4.1% (1,884人 /45,913人)	4.3% (1,816人 /42,000人)	4.1% (1,594人 /39,084人)	3.6% (1,325人 /36,830人)	3.3% (1,151人 /34,968人)	1.2%
③ 大学等進学率	31.7% (4,242人 /13,393人)	33.4% (4,550人 /13,604人)	33.1% (4,619人 /13,938人)	35.3% (4,282人 /12,147人)	36.0% (4,335人 /12,041人)	36.4% (4,320人 /11,880人)	37.3% (4,221人 /11,331人)	40.0% (4,414人 /11,019人)	42.4% (4,432人 /10,449人)	76.2%
うち、大学・短大進学率	18.5% (2,476人 /13,393人)	20.0% (2,715人 /13,604人)	19.0% (2,655人 /13,938人)	19.0% (2,305人 /12,147人)	19.9% (2,400人 /12,041人)	19.6% (2,332人 /11,880人)	21.0% (2,380人 /11,331人)	21.6% (2,376人 /11,019人)	23.3% (2,439人 /10,449人)	55.9%
うち、専修学校・各種学校 進学率	13.2% (1,766人 /13,393人)	13.5% (1,835人 /13,604人)	14.1% (1,964人 /13,938人)	16.3% (1,977人 /12,147人)	16.1% (1,935人 /12,041人)	16.7% (1,988人 /11,880人)	16.2% (1,841人 /11,331人)	18.4% (2,028人 /11,019人)	19.1% (1,993人 /10,449人)	20.2%
④ 就職率(中学校卒 業後)	2.0% (444人 /21,732人)	1.7% (341人 /20,346人)	1.6% (308人 /19,624人)	1.3% (243人 /18,844人)	1.5% (255人 /17,317人)	1.4% (214人 /15,818人)	1.0% (151人 /14,651人)	1.0% (141人 /13,572人)	1.1% (151人 /13,946人)	0.2%
⑤ 就職率(高等学校等 卒業後)	43.6% (5,833人 /13,393人)	45.5% (6,194人 /13,604人)	44.3% (6,171人 /13,938人)	47.9% (5,817人 /12,147人)	46.6% (5,612人 /12,041人)	47.1% (5,597人 /11,880人)	43.6% (4,944人 /11,331人)	41.3% (4,555人 /11,019人)	39.6% (4,140人 /10,449人)	15.6%

出典：生活保護世帯の指標は、厚生労働省社会・援護局保護課調べ

全世帯の①④は、令和3年度文部科学省「学校基本調査」を基に算出。

全世帯の③⑤は令和3年度文部科学省「学校基本調査」を基に厚生労働省社会・援護局保護課で算出。

全世帯の②は、令和2年度文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より作成。

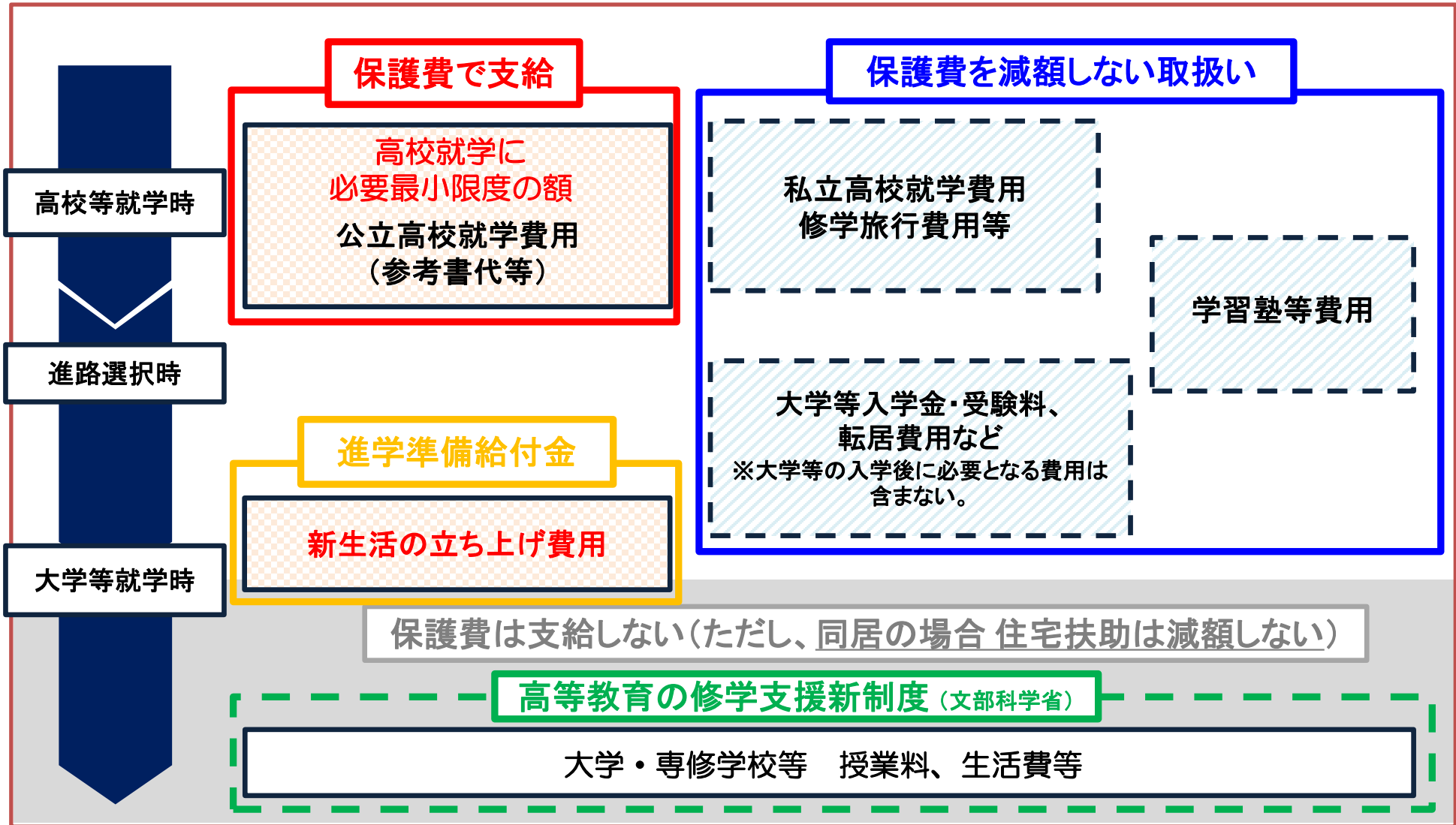
注1：令和5年8月14日時点で自治体に確認が取れた数値を記載

注2：平成24年以前の進学率等は把握していない。

注3：「生活保護世帯」と「全世帯」の数値は、算出方法が異なるため、単純に比較することには留意

※1 生活保護世帯において既卒者1年目までを含めた上で算出すると大学等進学率（生活保護世帯）は47.3%（令和4年）となる。

生活保護世帯における高校生に対する支援



生活保護世帯における高校生に対する支援

○ 高校卒業後就職した者への支援と、大学等進学者への支援とを比べると、以下のとおり。

	高卒就職者	大学等進学者
一時金	— (※1)	・進学準備給付金 一人暮らし：30万円 同居：10万円 (個人単位)
引っ越し代等	・移送費 ・就職支度費 (32,000円以内)	—
人数(※2)	4,558人	4,404人

(※1) 就労自立給付金(上限15万円(世帯単位))の支給の可能性はあるものの、支給は世帯全体が保護廃止となった場合に限る。
また、廃止前6ヶ月間の勤労収入の仮想積立を行うため、高校在学中に就労収入を得ていなかった高卒就職者のいる世帯に対しての支給額は基本額の3万円となる。

(※2) 高卒就職者の人数、大学等進学者の人数は令和3年。

(※3) 高卒就職者の初任給の平均額は、約18万円。(出典：令和3年賃金構造基本統計調査)

高等教育の修学支援新制度について (令和2年4月1日より実施)

※大学等における修学の支援に関する法律 (令和元年 5月10日成立)

【支援対象となる学校種】 大学・短期大学・高等専門学校・専門学校
 【支援内容】 ① **授業料等の減免** ② **給付型奨学金の支給**
 【支援対象となる学生】 住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生
 【財源】 少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用

令和5年度予算額 5,311億円

授業料等減免 2,710億円※
 給付型奨学金 2,601億円
 ※公立大学等及び私立専門学校に係る
 地方負担分(454億円)は含まない。

国・地方の所要額 5,764億円

給付型奨学金

- 日本学生支援機構が各学生に支給
- 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

(給付型奨学金の給付額 (年額) (住民税非課税世帯))

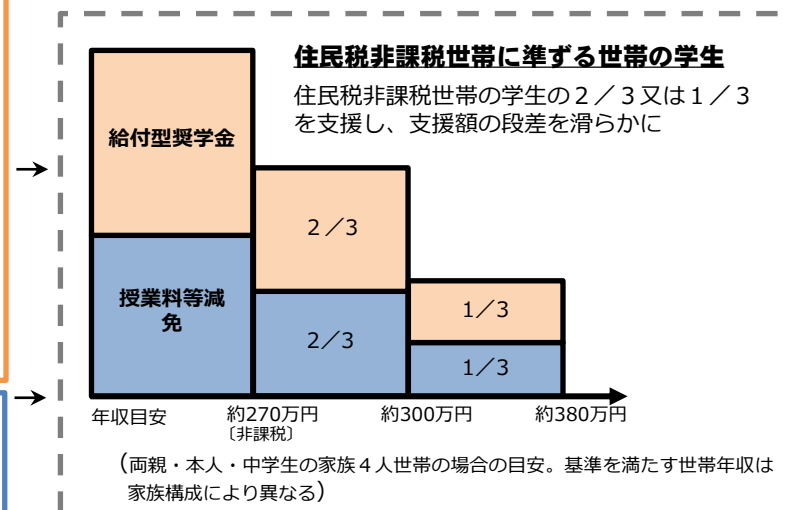
国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立 高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円

授業料等減免

- 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

(授業料等減免の上限額 (年額) (住民税非課税世帯))

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円



支援対象者の要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学修意欲を確認
- 大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

大学等の要件：国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象

- 学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

※詳細は、文部科学省ホームページ「高等教育の修学支援新制度」参照 (<https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>)

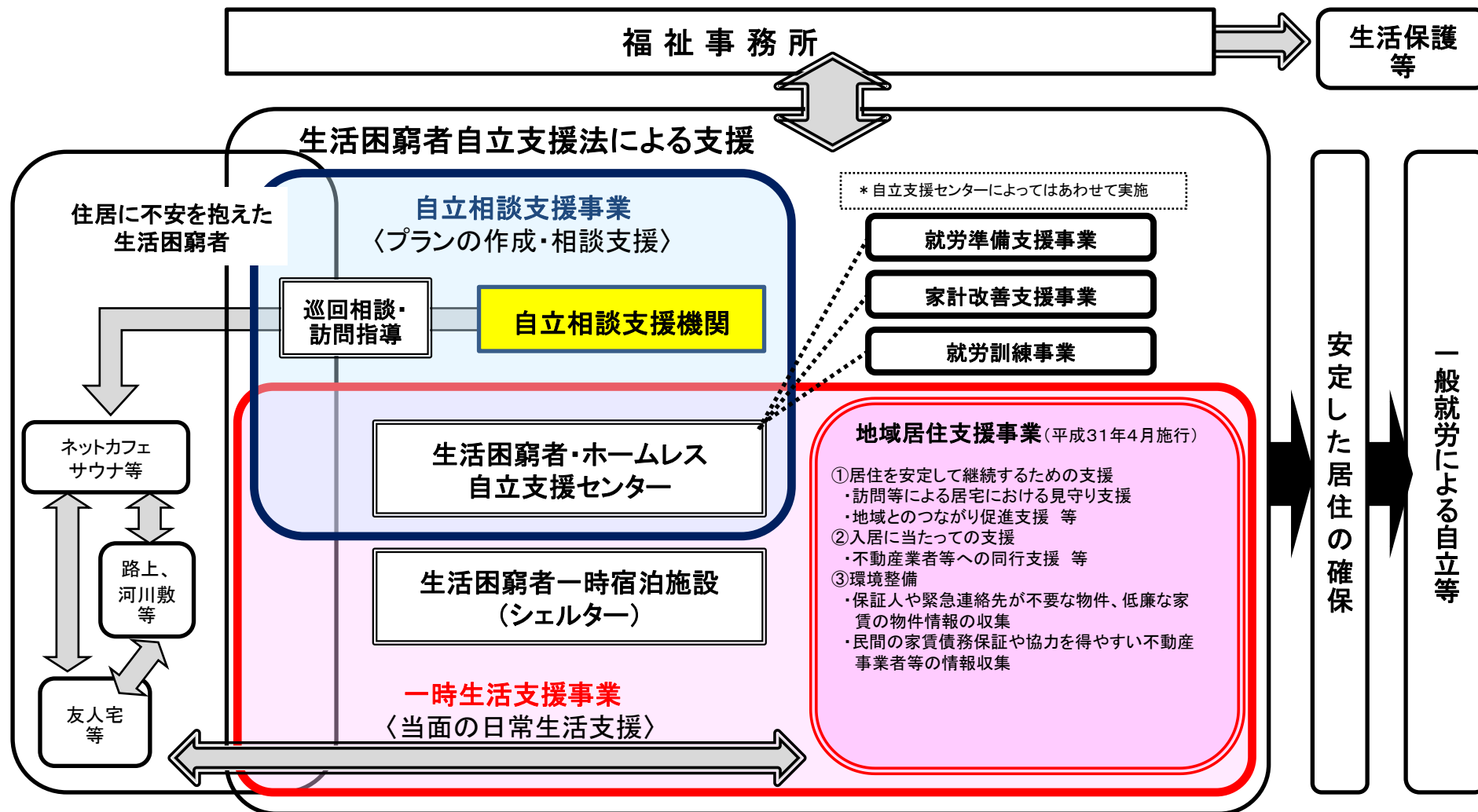
⑤居住支援のあり方について

一時生活支援事業の概要

【実績】

シェルター：・346自治体(38%) (R4)、利用件数4,663件(R3)
 地域居住支援：54自治体(R4)、利用件数1,792件(R3)

- 一時生活支援事業については、巡回相談等により、路上生活者や終夜営業店舗等にいる住居に不安を抱えた生活困窮者へアウトリーチを実施し、自立相談支援機関と連携の上、シェルター利用中に、課題の評価・分析を実施し、就労支援等を行うとともに、一定期間内に限り、衣食住に関する支援を行う。

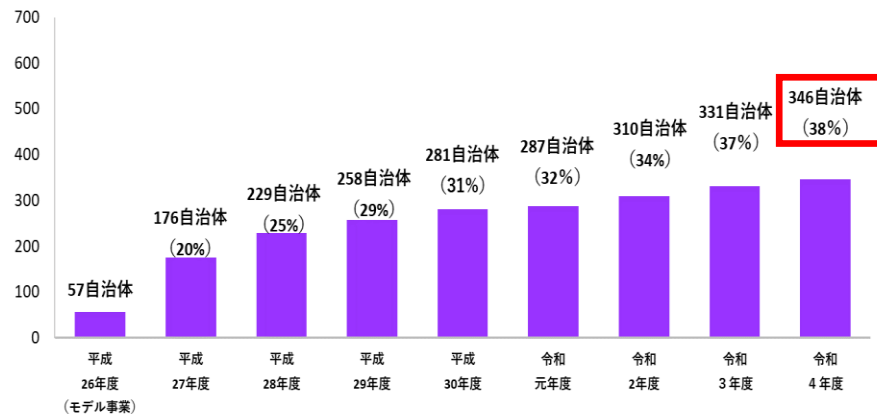


生活困窮者一時生活支援事業の実施状況

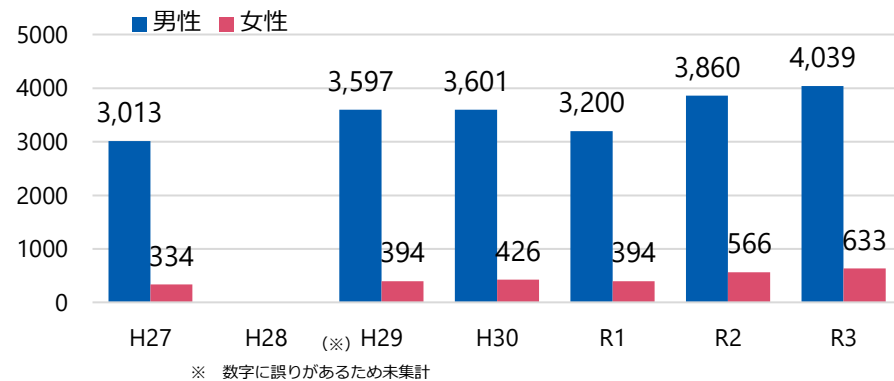
- 令和4年度（7月時点）のシェルター事業の実施自治体数は346自治体で、全体の約4割が実施している。
- 令和4年度（7月時点）の地域居住支援事業の実施自治体数は54自治体。

シェルター事業

実施自治体の推移 (n=906)



利用人数の推移



地域居住支援事業

実施自治体の推移

実施自治体：54自治体（令和4年7月時点）

支援人数

1,792人（令和3年度実績）

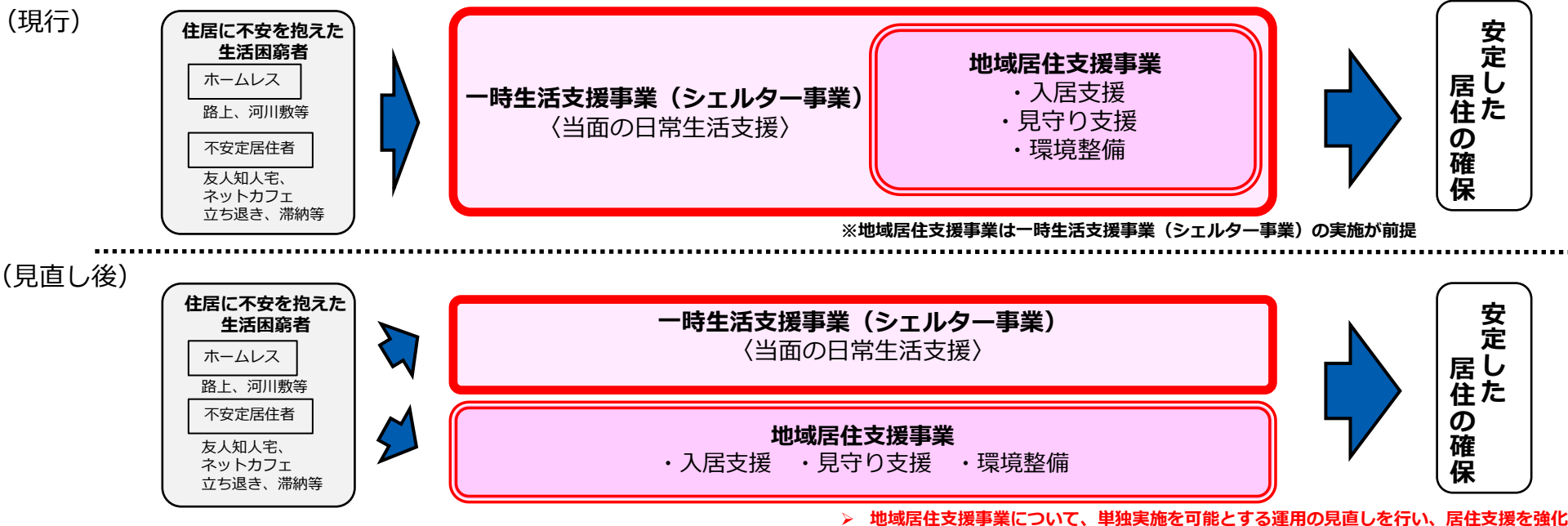
拡充 居住支援の強化（地域居住支援事業）

令和5年度当初予算 545億円の内数（594億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 福祉事務所設置自治体においては、住居喪失者に対して一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供する一時生活支援事業を実施しているほか、シェルター退所者や不安定居住者が地域の中で安定して生活することができるよう、入居支援や見守り支援を行う地域居住支援事業を実施している。
- コロナ禍において、年代・性別・地域を問わず、住まいの確保に困難を抱えている人が多く、居住支援のニーズが顕在化していることから、一時生活支援事業の実施を前提とした地域居住支援事業について、単独実施を可能とする運用の見直しを行うなど、生活困窮者に対する居住支援の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- 福祉事務所設置自治体（社会福祉法人、居住支援法人、NPO法人等へ委託可）

一時生活支援事業の機能強化（緊急一時支援を可能とする加算の創設）等

令和6年度概算要求額 **40**億円（**35**億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 生活困窮者には様々な要因により緊急一時的な居所確保が必要な場合があるが、各制度や運用上の課題、時間上の制約による各施設の入入れ拒否の問題が生じている。こうした生活困窮者に対して、支援先・受入れ先に繋ぐまでの間、宿泊場所や滞在中の食事の提供等による一時的な支援を可能とするため、一時生活支援事業において加算を創設する。
- また、地域居住支援事業については、これまで一時生活支援事業（シェルター事業）の実施を前提としていたが、R5年10月より単独実施を可能とすることとしたため、R6年度では平年度化するための経費を要求する。

※実施自治体数（令和4年度）：一時生活支援事業346自治体

2 緊急一時支援の加算創設の内容

【現行の事業対象者】

- ・住居を持たず収入・資産が一定以下の生活困窮者



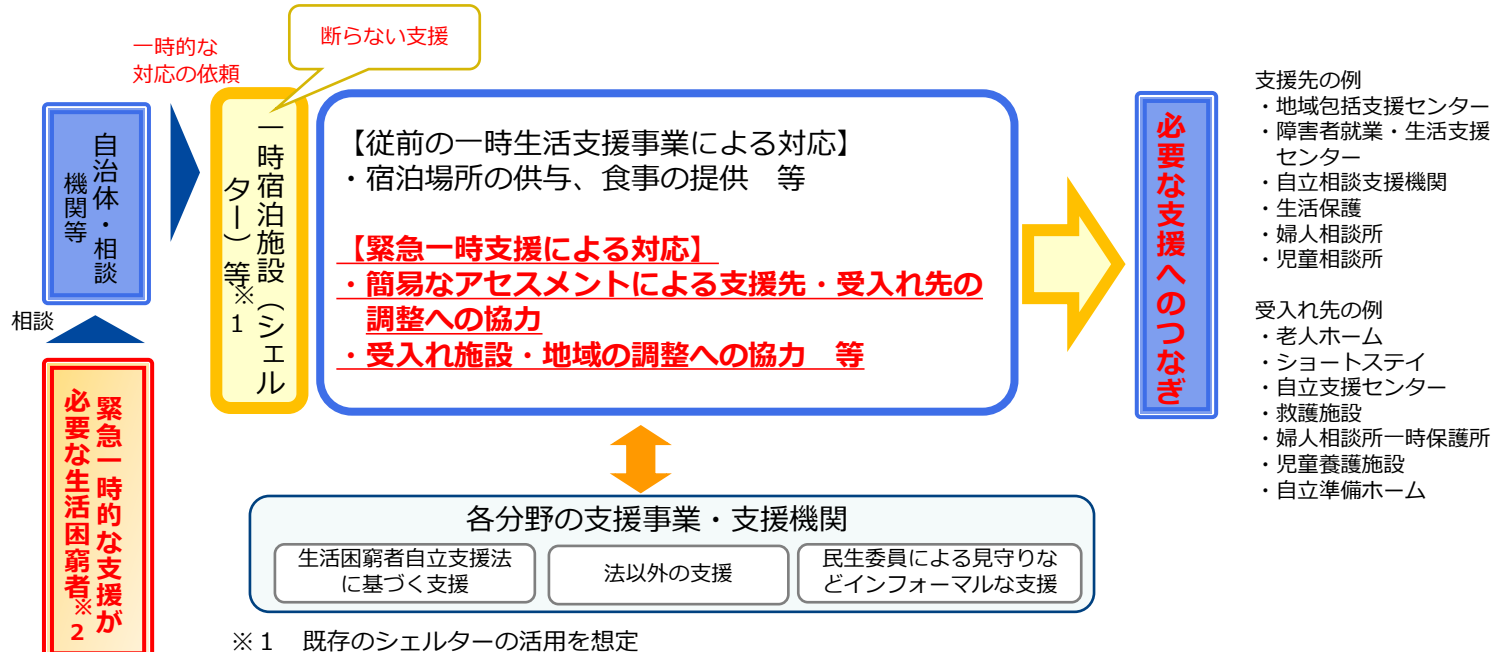
【見直し後の事業対象者】

- ・住居を持たず収入・資産が一定以下の生活困窮者
- ・緊急一時的な支援が必要な生活困窮者（※）

※原則365日受入れ対応

3 緊急一時支援のスキーム

- 緊急一時的な支援が必要な生活困窮者に対して、宿泊場所や滞在中の食事の提供等による一時的な支援を行うとともに、支援先・受入れ先の調整等を行う。



※1 既存のシェルターの活用を想定

※2 具体例

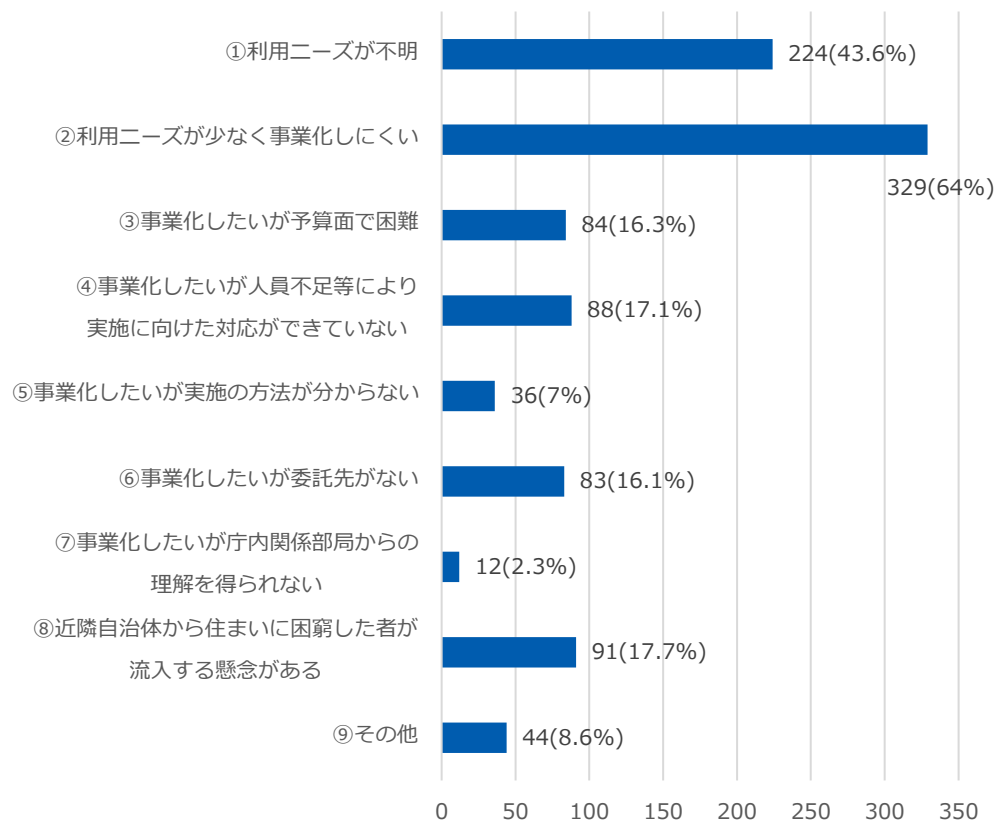
- ・友人宅で生活していたが同居人とのトラブルで家を追い出されたケース
- ・DV被害で自宅に帰れないケース

未実施自治体への追加調査結果【シェルター事業】 事業を実施しない理由

- 事業を実施しない理由として、「利用ニーズが少なく事業化しにくい」であることを（最大の）理由として挙げている自治体が最も多く、続いて「利用ニーズが不明」と回答している自治体が多い。
- 事業化したいが何らかの課題により事業を実施しないことを最大の理由として挙げている自治体は約15%。

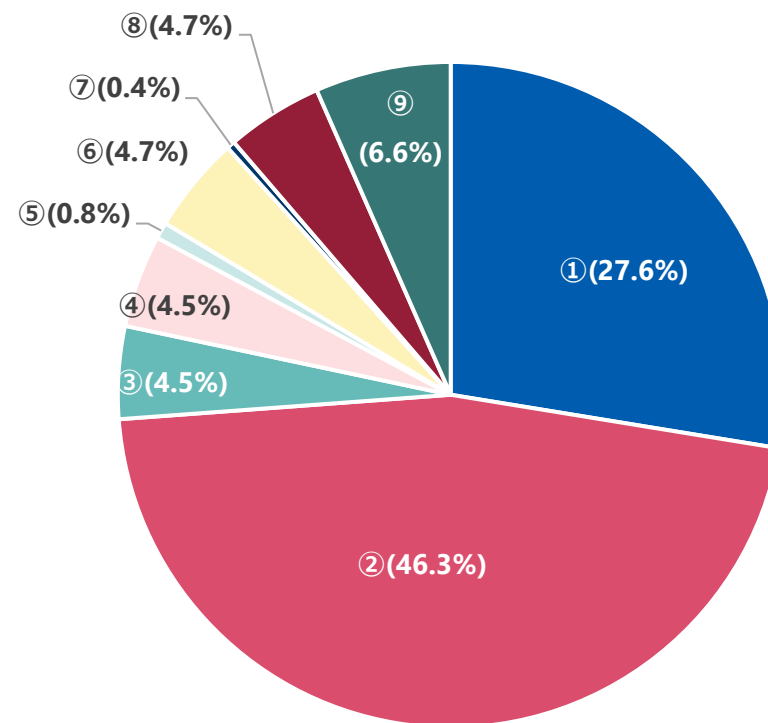
(1) シェルター事業を実施しない理由

(複数回答可) (n = 514)



(1-2) (事業を実施しない) 最大の理由

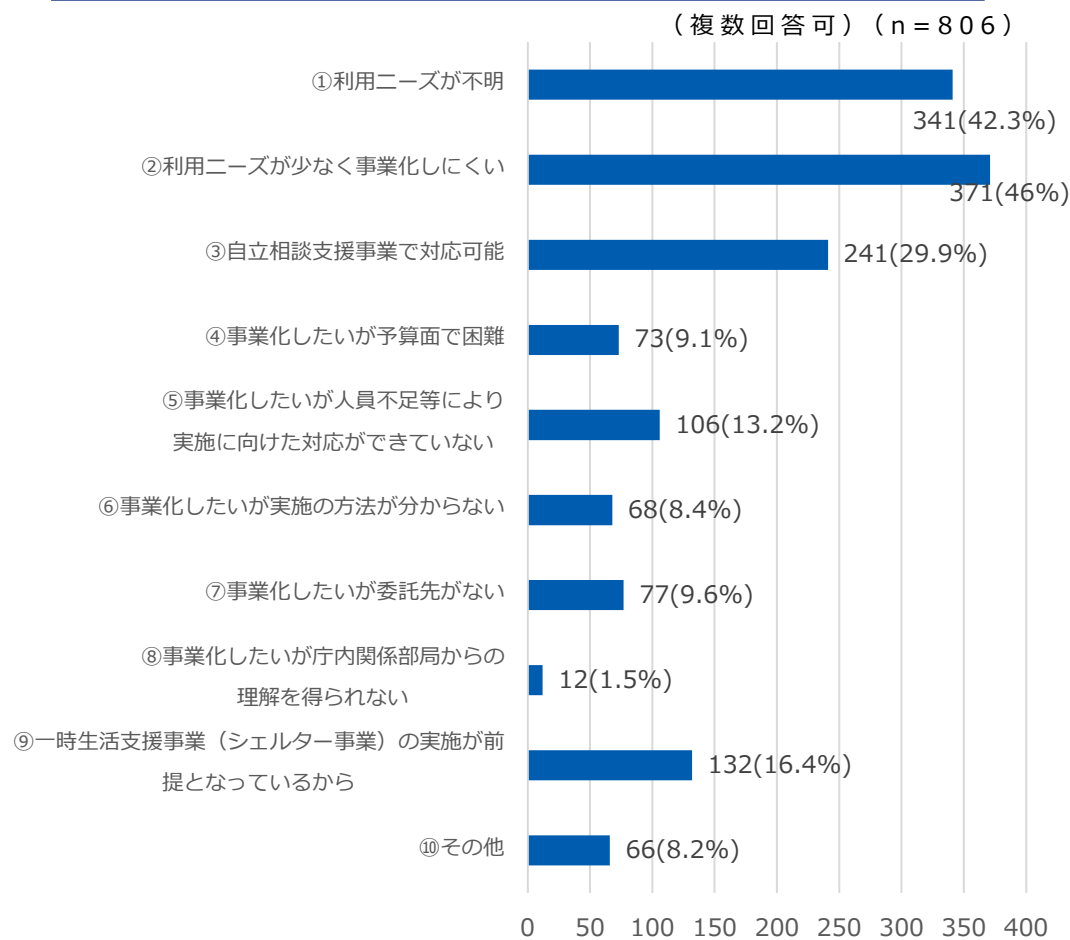
(いずれか1つを選択) (n = 514)



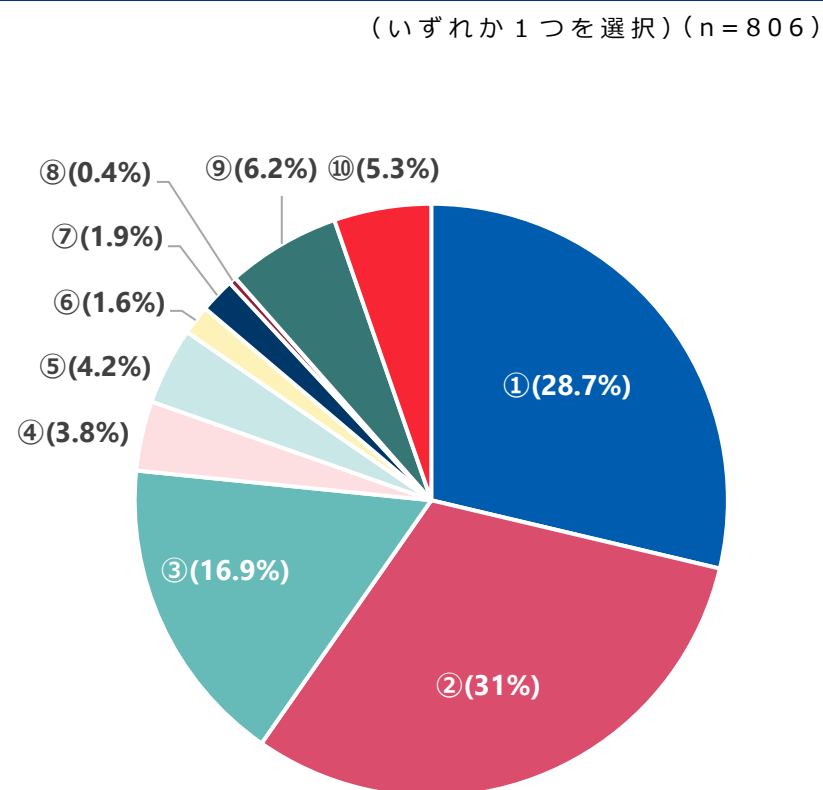
未実施自治体への追加調査結果【地域居住支援事業】 事業を実施しない理由

- 事業を実施しない理由として、「利用ニーズが少なく事業化しにくい」であることを（最大の）理由として挙げている自治体が最も多く、続いて「利用ニーズが不明」「自立相談支援事業で対応可能」と回答している自治体が多い。
- 事業化したいが何らかの課題により事業を実施しないことを最大の理由として挙げている自治体は約1割。

(1) 地域居住支援事業を実施しない理由



(1-2) (事業を実施しない)最大の理由



未実施自治体への追加調査結果【シェルター事業】 潜在的ニーズの状況

- 潜在的な事業の対象者については、約7割の自治体が「いた」と回答。このような者に対しては、「他の支援事業・支援機関につないだ」ことで対応している場合が多い。
- 他方、このようなシェルター事業以外の方法で対応した場合、約半数の自治体が「支援内容や支援効果等について困難や課題を感じたことがあった」と回答。その具体的な内容としては、
 - ・ 他の支援事業・支援機関等に頼らざるを得ない場合は、つなぎ先が見つからない場合等がある
 - ・ 一時的な支援にとどまり、根本的な解決につながらない等が挙げられた。

(2) これまでに次のような相談者がいたか

以下のような状況にあり、居所がない又は居所を失うおそれのあることから、衣食住の提供等の支援を行うことが必要である者（一時生活支援事業（シェルター事業）の対象者像として想定している者）

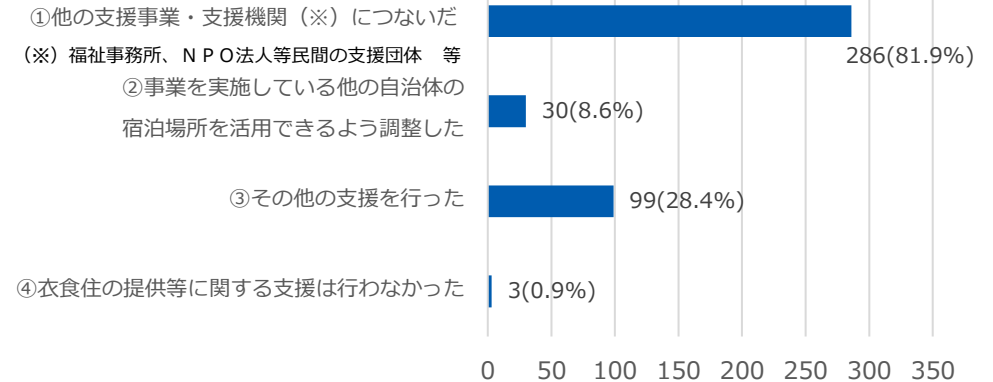
- ホームレス
- 知人宅やネットカフェ等を転々としている不安定居住者
- 家賃滞納により賃貸住宅から追い出された者 等

(n = 514)

▶ **いた：349自治体（67.9%）**

(2-2) (2) のような相談者に対し、 具体的にどのような衣食住の提供等に関する支援を実施したか

(複数回答可) (n = 349)



(2-3) (2) のような相談者に対し、(2-2) の支援を行った際、 困難や課題を感じたことがあったか

(n = 349)

▶ **あった：171自治体（49.0%）**

【具体的な困難や課題の内容（例）】

- ・ 受け入れ先がなかなか見つからない
- ・ 急に来るので対応が難しい
- ・ 夜間の時間帯での他の自治体等への連絡や交通手段
- ・ 他の自治体に支援を求めることに抵抗があった。
- ・ 一時生活支援事業を実施していないため他に頼るしか術がなく、調整に困難や課題を感じている
- ・ 居住支援法人やNPO法人等へ繋がらなかった場合の対応方法に不安を感じる。
- ・ 好意で行っていただいたため、今後も対応が可能かどうかという不確実な要素が課題である
- ・ 収入があるにもかかわらず家賃滞納等により住居喪失する者は、金銭管理能力が著しく乏しい傾向にあり、その背景には何らかの障害や発達課題が隠れていると思われる。多面的なアセスメントが必要である
- ・ 一時的な支援に過ぎず、同じことを繰り返す傾向にある相談者が多い

未実施自治体への追加調査結果【地域居住支援事業】 潜在的ニーズの状況

- 潜在的な事業の対象者については、約6割の自治体が「いた」と回答。このような者に対しては、「自立相談支援事業における住まいに関する相談支援等」や「他の支援事業・支援機関につないだ」ことで対応している場合が多い。
- 他方、このような地域居住支援事業以外の方法で対応した場合、約半数の自治体が「支援内容や支援効果等について困難や課題を感じたことがあった」と回答。その具体的な内容としては、
 - ・ 自立相談支援機関の負担となっている
 - ・ 一時的な支援にとどまり、根本的な解決につながらない
 - ・ 他の支援事業・支援機関等に頼らざるを得ない場合は、つなぎ先が見つからない場合等がある等が挙げられた。

(2) これまでに次のような相談者がいたか

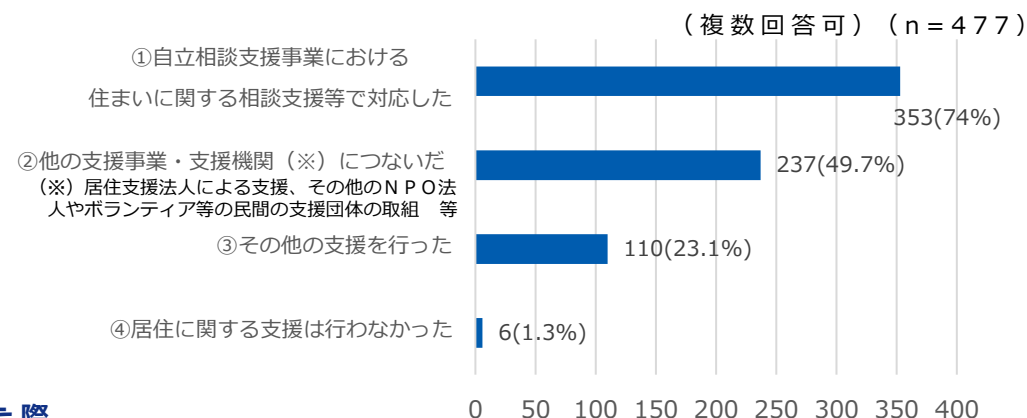
以下のような状況にあることから、地域における安定的な住まいの確保のための支援を行うことが望ましい者（地域居住支援事業の対象者像として想定している者）

- 一時生活支援事業におけるシェルターの退所者
- 知人宅やネットカフェ等を転々としている不安定居住者
- 地域社会から孤立しており、頼れる者がいないことから、日常生活を送る上での困難を抱えたり、住居を失うおそれのある者

(n = 806)

▶ **いた：477自治体（59.2%）**

(2-2) (2) のような相談者に対し、 具体的にどのような居住に関する支援を実施したか



(2-3) (2) のような相談者に対し、(2-2) の支援を行った際、 困難や課題を感じたことがあったか

(n = 477)

▶ **あった：246自治体（51.6%）**

【具体的な困難や課題の内容（例）】

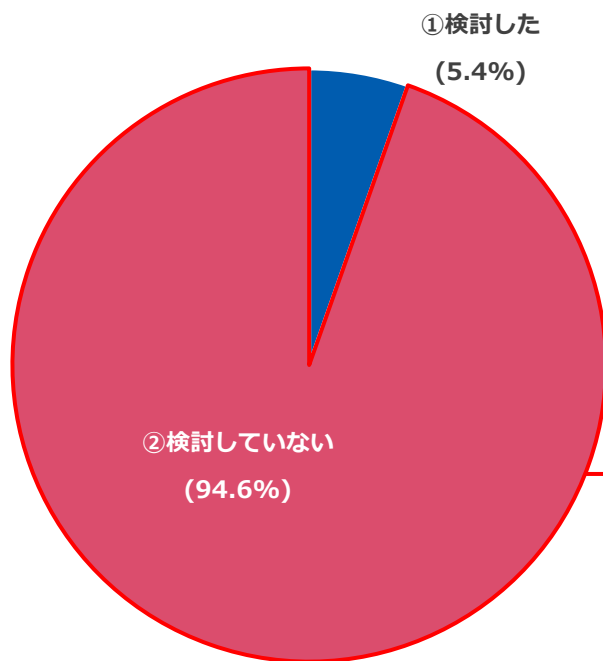
- ・ シェルター退所者は一時生活支援事業の実施年数に応じて増えており、シェルター退所者に対する支援が自立相談支援機関の業務を圧迫している
- ・ 賃貸借契約を二者間の合意の上できたとしても、転居後に、新生活の家具什器を整えられない者、住民票異動等の変更手続きができない者、通院先が変わり通院が途絶える者、社会との接点が無く孤立する者、早々に家賃滞納する者、ゴミ屋敷化する者、訪問販売等の被害に遭う者等、生活環境の変化に伴う課題が表面化するケースが散見される
- ・ 不安定居住者は、対象者自身に何らかの課題を抱えていることが多く、支援の方策を見出すのに苦慮した
- ・ 居住支援法人やNPO法人等へ繋がらなかった場合の対応方法に不安を感じる
- ・ 庁内住宅部局との連携 ・ 居住支援協議会との連携が難しかった ・ 不安定居住となった背景は多様で、様々な支援機関と連携を図る必要がある

未実施自治体への追加調査結果【シェルター事業】 広域実施の検討状況

- 事業未実施自治体のうち、9割以上の自治体は広域実施の検討を行っていない。
- その理由としては、「近隣に連携できる自治体があるかどうか分からない」「事業運営や費用等に係る自治体間の調整等が困難」「広域実施の方法が分からない」等の回答が多い。

(3) 広域実施することを検討したか

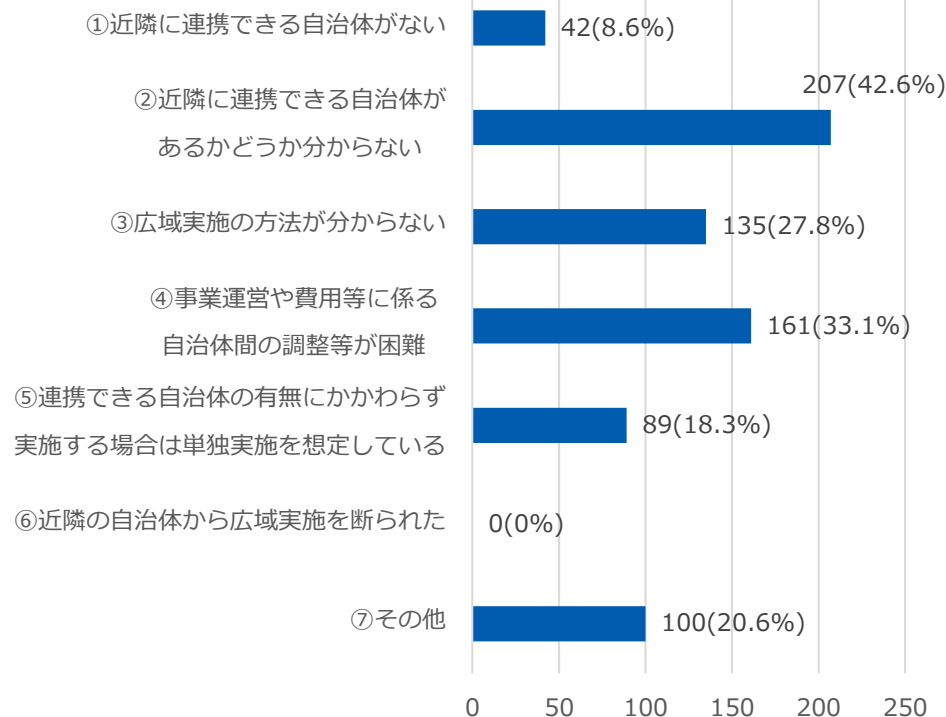
(いずれか1つを選択)(n=514)



(3-2) (広域実施することを検討していない場合)

その理由

(複数回答可)(n=486)

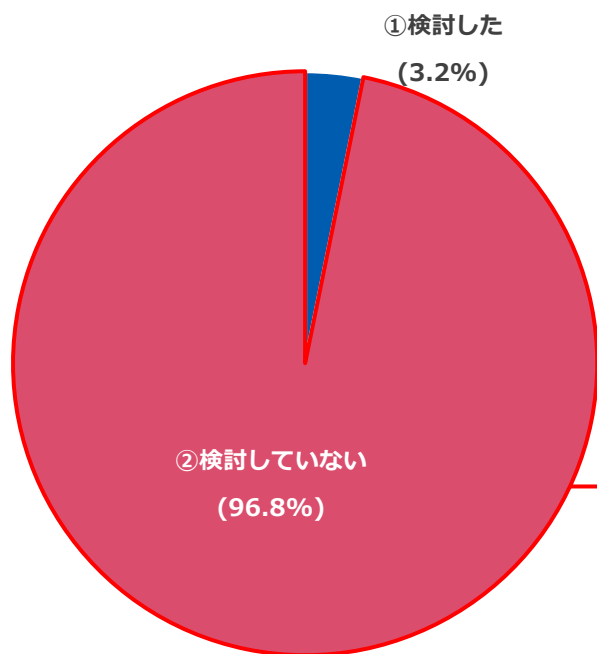


未実施自治体への追加調査結果【地域居住支援事業】 広域実施の検討状況

- 事業未実施自治体のうち、9割以上の自治体は広域実施の検討を行っていない。
- その理由としては、「近隣に連携できる自治体があるかどうか分からない」「事業運営や費用等に係る自治体間の調整等が困難」「広域実施の方法が分からない」等の回答が多い。

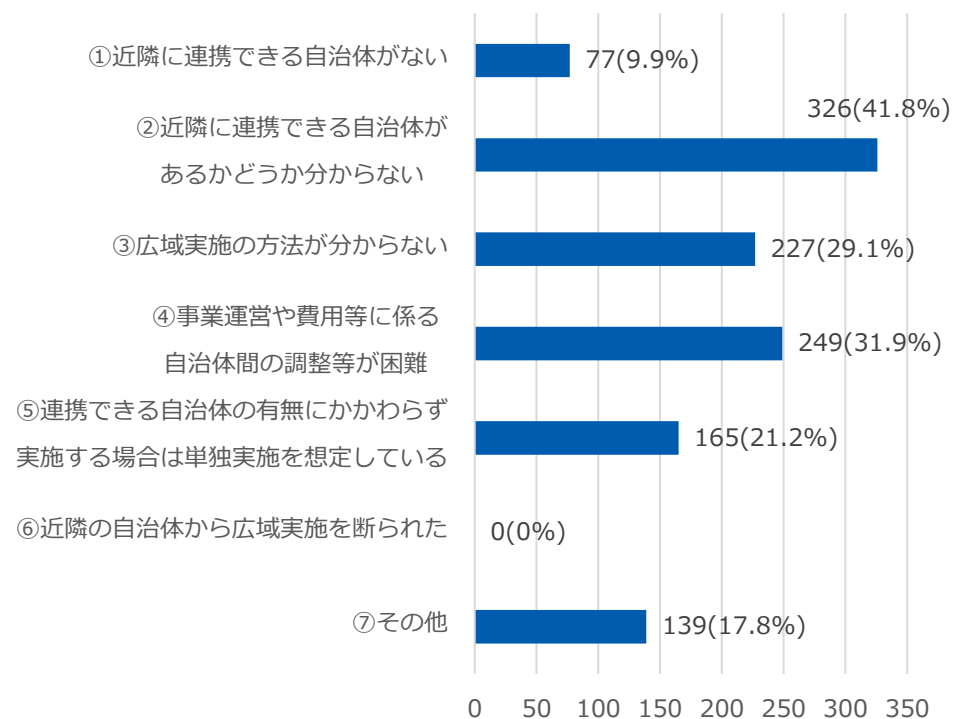
(3) 広域実施することを検討したか

(いずれか1つを選択) (n=806)



(3-2) (広域実施することを検討していない場合) その理由

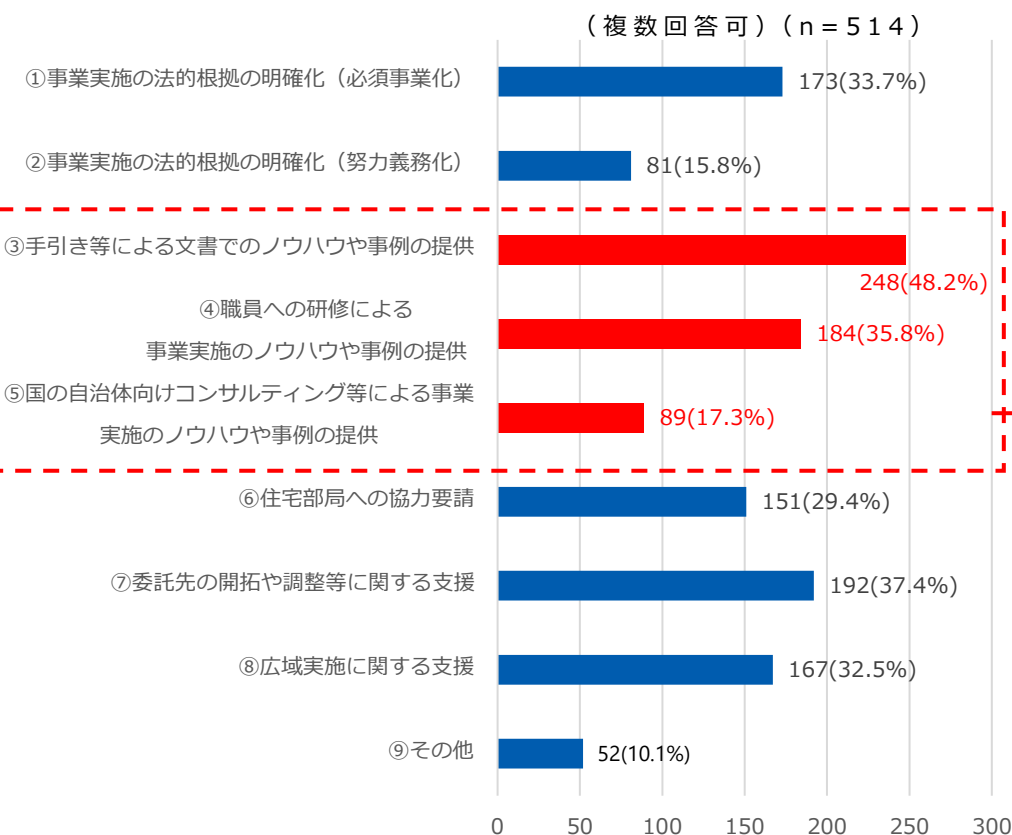
(複数回答可) (n=780)



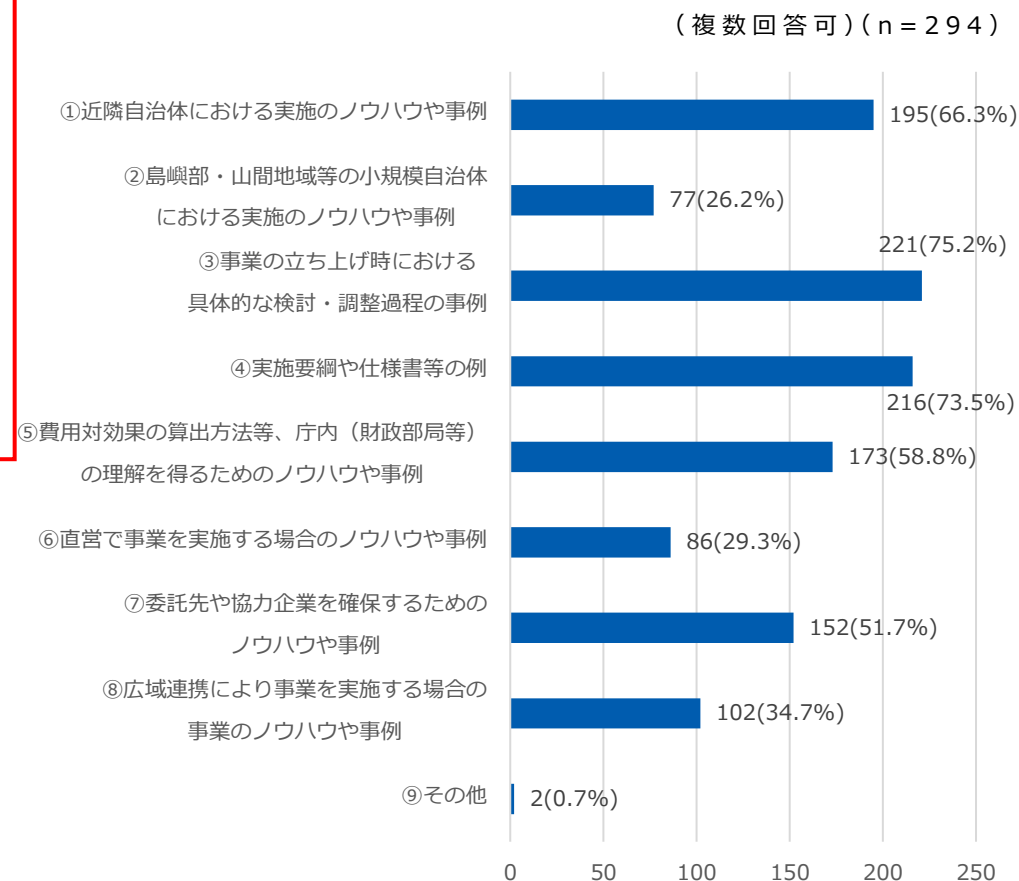
未実施自治体への追加調査結果【シェルター事業】 必要な支援策

- 事業を実施するためには、ノウハウ・事例の提供や委託先の開拓・調整等に関する支援等を求める回答が多い。
- 具体的なノウハウ・事例の内容については、「事業の立ち上げ時における具体的な検討・調整過程の事例」や「実施要綱や仕様書等の例」「近隣自治体における実施のノウハウや事例」の回答が多い。

(4) 現在の補助制度を前提に、シェルター事業を実施するには、国・都道府県から更にもどのような支援があると良いか



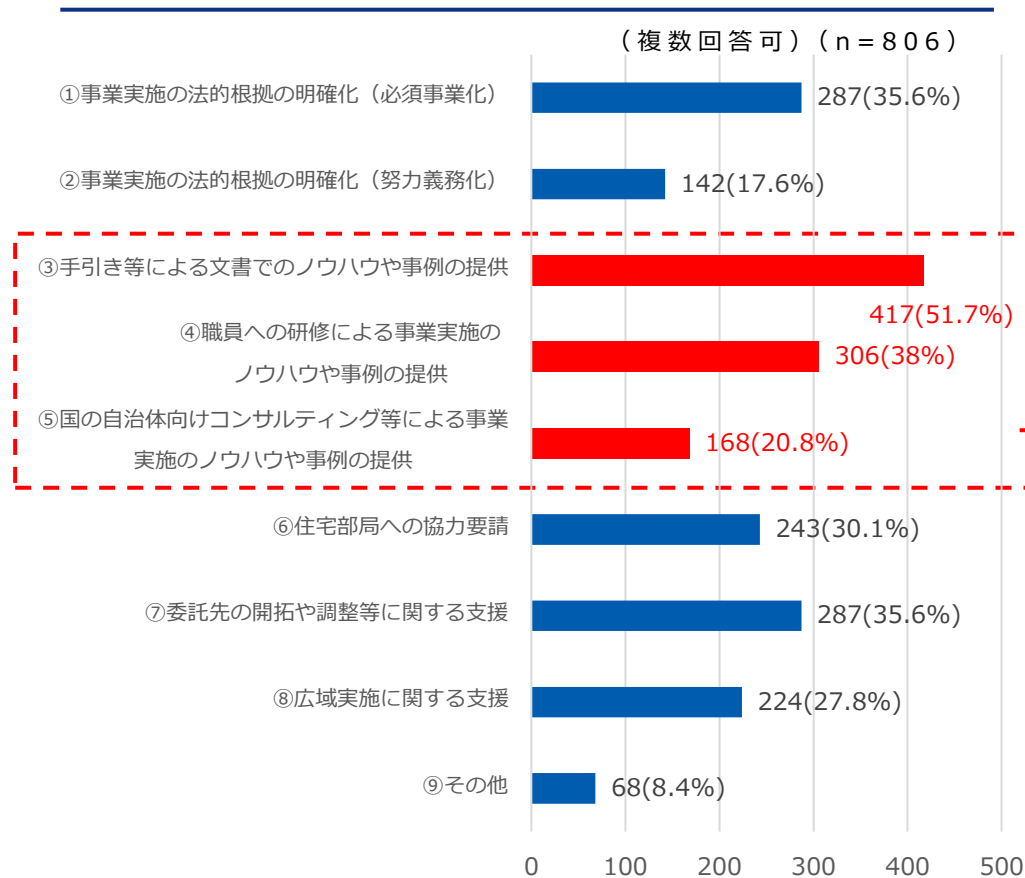
(4-2) 具体的にどのようなノウハウや事例に関する情報提供があると良いか



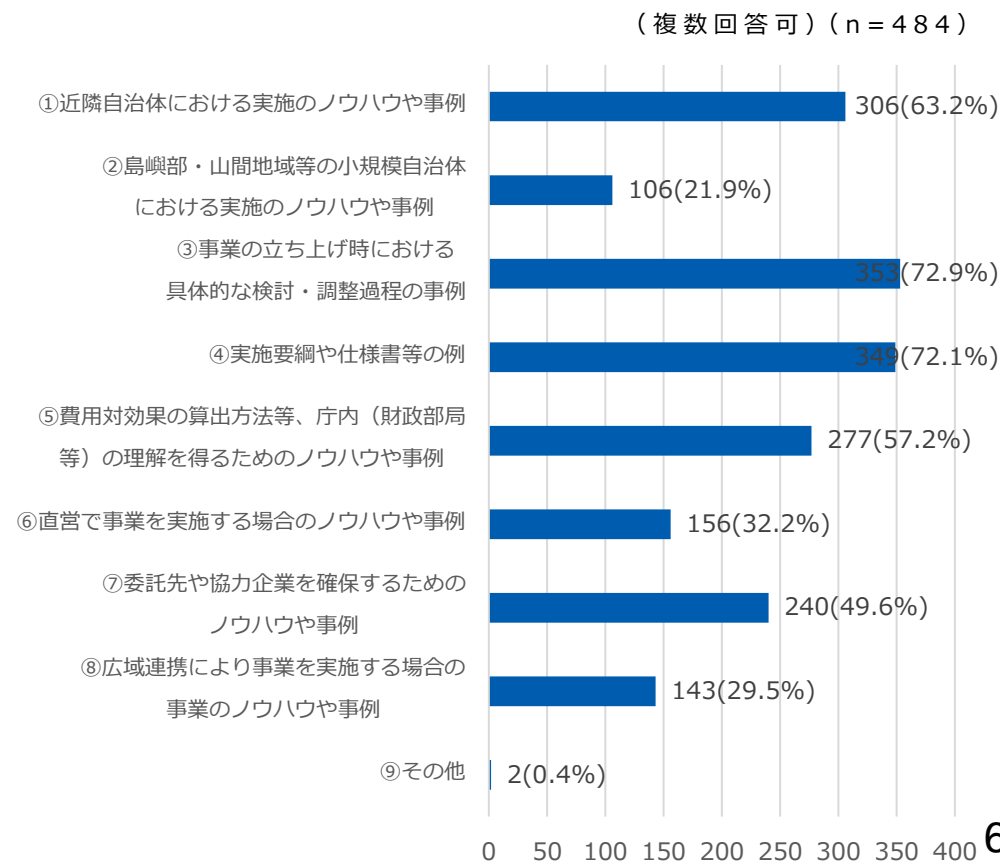
未実施自治体への追加調査結果【地域居住支援事業】 必要な支援策

- 事業を実施するためには、ノウハウ・事例の提供や委託先の開拓・調整等に関する支援等を求める回答が多い。
- 具体的なノウハウ・事例の内容については、「事業の立ち上げ時における具体的な検討・調整過程の事例」や「実施要綱や仕様書等の例」「近隣自治体における実施のノウハウや事例」の回答が多い。

(4) 現在の補助制度を前提に、地域居住支援事業を実施するには、国・都道府県から更にどのような支援があると良いか



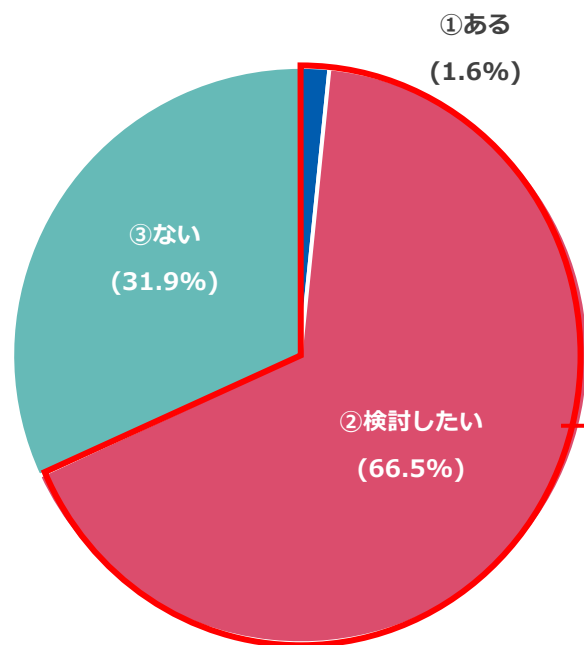
(4-2) 具体的にどのようなノウハウや事例に関する情報提供があると良いか



- 国・都道府県からの必要な支援がある場合、約7割の自治体が一時生活支援事業の実施について「実施する意向がある」又は「検討したい」と回答。

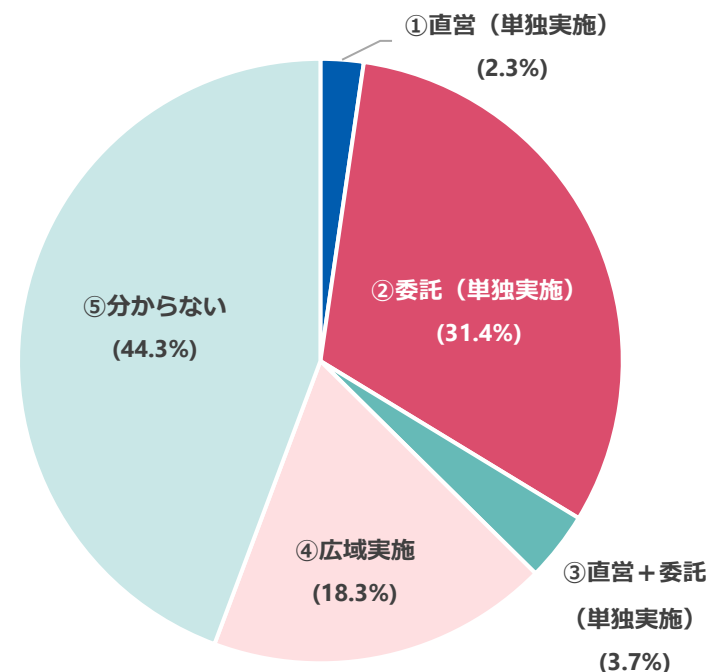
(5) (4)・(4-2)で選択した国・都道府県からの支援があれば、シェルター事業を実施する意向があるか

(いずれか1つを選択) (n=514)



(5-2) シェルター事業の実施について検討する場合、どのような実施方法を想定しているか

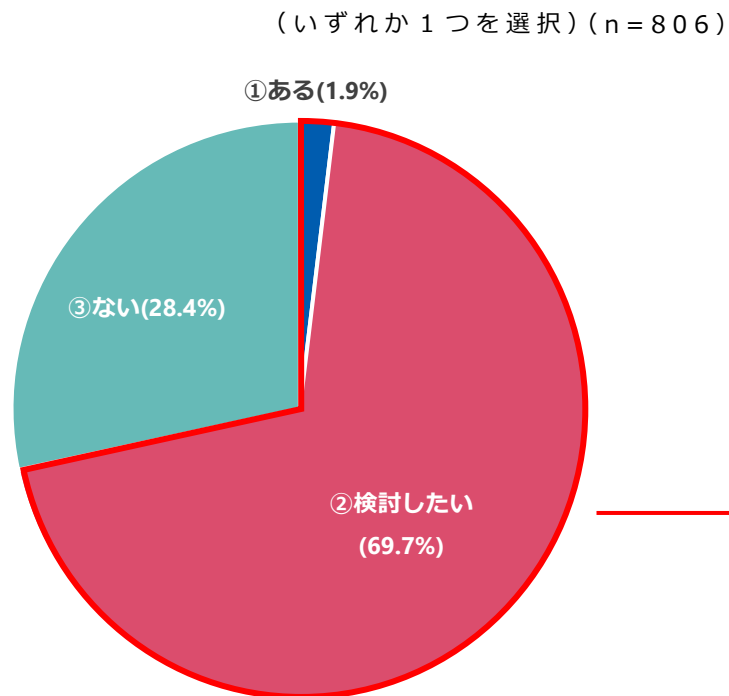
(いずれか1つを選択) (n=350)



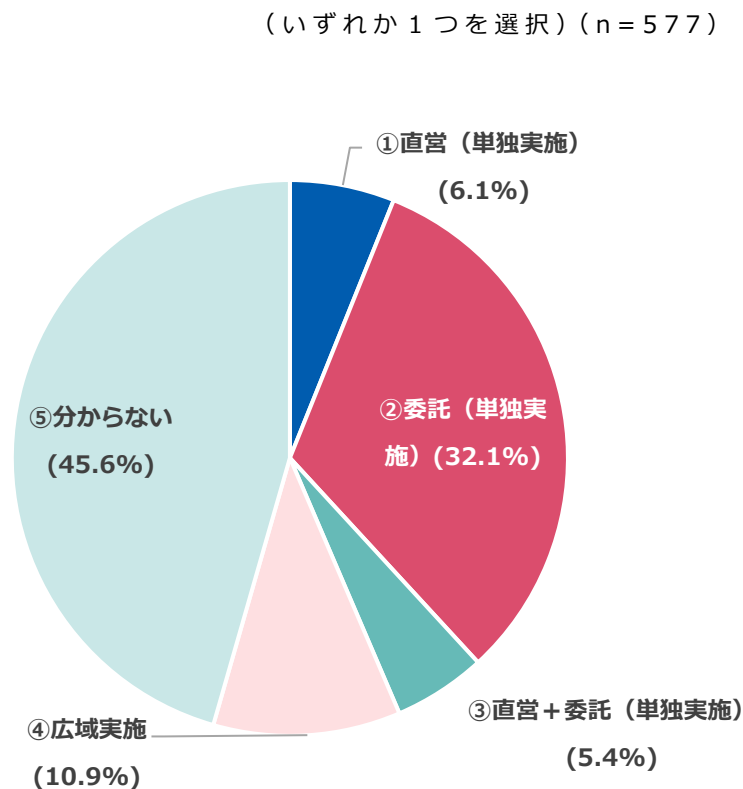
未実施自治体への追加調査結果【地域居住支援事業】 支援があった場合の事業の実施意向

- 国・都道府県からの必要な支援がある場合、約 8 割の自治体が地域居住支援事業の実施について「実施する意向がある」又は「検討したい」と回答。

(5) (4)・(4-2)で選択した国・都道府県からの支援があれば、地域居住支援事業を実施する意向があるか



(5-2) 地域居住支援事業の実施について検討する場合、どのような実施方法を想定しているか



検討会の概要

【趣 旨】

生活困窮者、高齢者、障害者、ひとり親世帯、刑務所出所者などの住宅の確保に配慮を要する方々（住宅確保要配慮者）が安心して生活を送るためには、生活の基盤となる住まいを確保することが重要であり、今後の単身高齢世帯等の増加により、住宅確保要配慮者の居住ニーズは高まることが見込まれる。

このため、厚生労働省、国土交通省、法務省の3省合同による本検討会を設置し、住宅確保要配慮者の円滑な住まいの確保や、住宅政策と福祉政策が一体となった居住支援機能等のあり方について検討する。

【事務局】

厚生労働省、国土交通省、法務省

検討項目

- 住宅確保要配慮者のニーズに対応した住宅を確保しやすくする方策
- 住宅確保要配慮者が円滑に入居でき、かつ適切な支援につなげるための方策
- 入居後の生活支援まで含めた、住宅確保要配慮者に対する居住支援機能のあり方
- 大家等が安心して貸せる環境整備のあり方

委員等（順不同、敬称略）◎座長

【委員】

- ◎大月 敏雄 東京大学大学院工学系研究科 教授
- 井上 由起子 日本社会事業大学専門職大学院 教授
- 常森 裕介 東京経済大学現代法学部 准教授
- 中川 雅之 日本大学経済学部 教授
- 三浦 研 京都大学大学院工学研究科 教授
- 矢田 尚子 日本大学法学部 准教授
- 奥田 知志 (一社) 全国居住支援法人協議会共同代表 副会長
NPO法人抱樸 理事長
- 早野 木之美 (公社) 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
- 荻野 政男 (公財) 日本賃貸住宅管理協会 常務理事
- 岡田 日出則 (公社) 全国宅地建物取引業協会連合会 理事
- 三好 修 (一社) 全国居住支援法人協議会共同代表 副会長
(公社) 全国賃貸住宅経営者協会連合会 前会長
- 出口 賢道 (公社) 全日本不動産協会 常務理事
- 金井 正人 社会福祉法人全国社会福祉協議会 常務理事
- 稲葉 保 更生保護法人全国更生保護法人連盟 事務局長
- 林 星一 座間市福祉部参事兼福祉事務所長兼地域福祉課長
- 加藤 高弘 名古屋市住宅都市局住宅部長

【オブザーバー】

- 独立行政法人 都市再生機構
- 独立行政法人 住宅金融支援機構

スケジュール

令和5年7月3日 第1回検討会を開催。令和5年秋頃に、中間とりまとめを予定。

令和5年度の社会福祉推進事業(生活困窮者自立支援制度関係)

令和5年度

1	自立相談支援機関における支援体制の強化に資する取組に関する調査研究	多様な相談者層の支援ニーズに適切に対応できるよう、自立相談支援機関の支援体制の強化に資する以下の3つのテーマに関する取組の調査研究を行う。 ①良質かつ多様な委託先を確保するための委託先の選定方法 （質を踏まえた評価選定、複数年度契約、コンソーシアムの活用等） ②ICTを活用した効果的な取組 （オンライン相談や関係機関との情報連携体制の強化に資する取組など） ③SNS等による効果的な制度の広報
2	生活困窮者自立支援制度の事業評価の方法及び帳票類の標準化に関する調査研究事業	生活困窮者自立支援制度全体の事業評価について、各自治体が自らの事業を評価できる方法に関して調査研究を行う。 就労準備支援事業及び家計改善支援事業について、統計データの標準化及び任意事業の効果を図るため、全国で統一的に使用する帳票の整備を行う。
3	自治体における住まいに不安を抱える生活困窮者の効果的な把握手法及び居住支援の効果を高める連携手法等のあり方に関する調査研究	自治体が管内の居住支援ニーズを効果的に把握するための手法について調査研究を行う。 特に居住支援ニーズが高いと考えられる住居確保給付金の受給者等の抱える様々な課題（就労、家計、債務、経営、住み替え等）に対応するため、公共職業安定所、家計改善事業、法テラス、よろず支援拠点、居住支援法人等との効果的な連携手法や事例収集に向けた調査研究を行う。
4	社会福祉協議会の生活福祉資金貸付におけるオンライン化に関する調査研究事業	生活福祉資金貸付事業における利用者の利便性の向上や実施主体である社会福祉協議会の事務負担の軽減等の観点から、オンライン申請のために必要なシステム構築に向けた調査研究を行う。

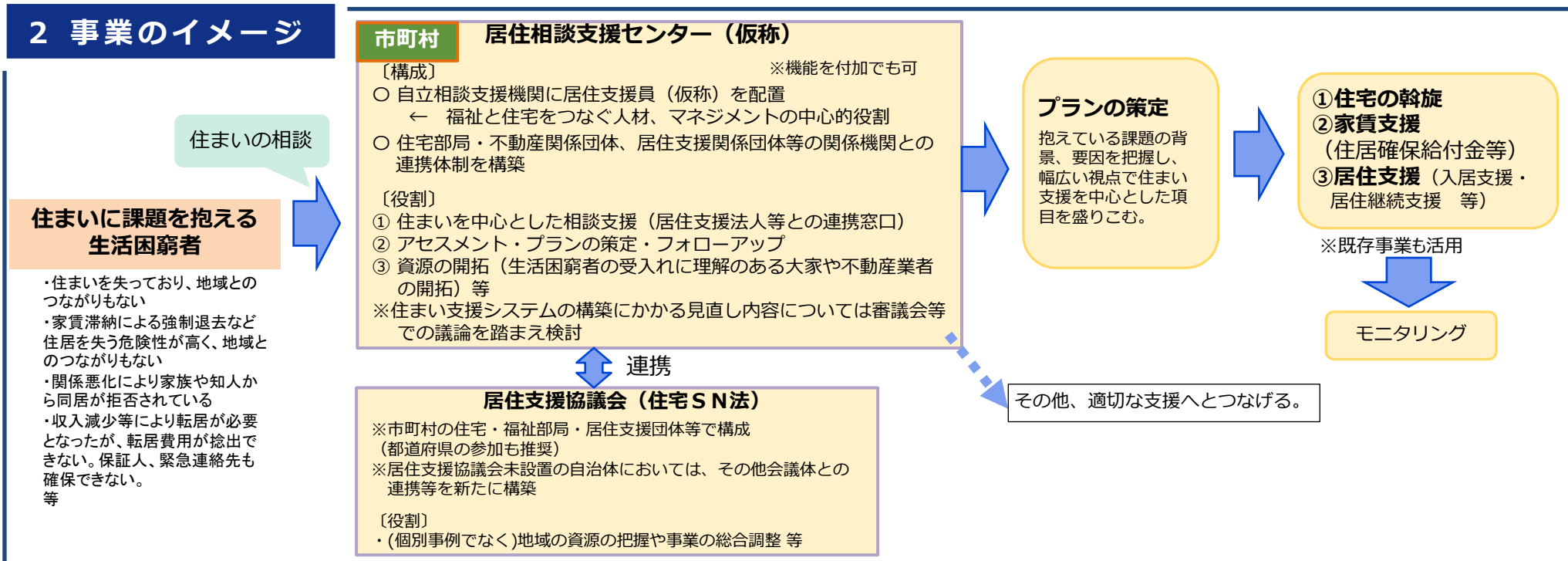
住まい支援システム構築に関するモデル事業等の実施

令和6年度概算要求額 2.2億円（-億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 「住まいに課題を抱える生活困窮者」は、複合的な課題を抱えている場合が多く、住宅の提供のみならず、地域で自立した日常生活を継続していけるよう、地域とつながる居住環境や見守り・相談支援の提供をあわせて行うことが求められている。
そのため、総合的な相談対応や一貫した支援を行える実施体制を整備し、見守り支援や地域とのつながり促進支援など、地域共生の観点も取り入れたマネジメントを行うモデル事業を実施し、住まい支援システムの構築に向けた課題等を整理する。
- 住まい支援システムの構築にかかる自立相談支援機関、重層的支援体制整備事業等における対応については、上記モデル事業、居住支援機能等のあり方検討会（国交省等との共同事務局）、全世代型社会保障構築会議及び社会保障審議会部会での議論を踏まえ、予算編成過程において見直し内容を検討する。

2 事業のイメージ



3 実施主体等

実施主体：実施自治体47か所 ※主に都市部を想定 補助率：国3/4 都道府県・市・区等1/4

※さらに、審議会等での議論を踏まえ、住まい支援システムの構築にかかる見直し内容について検討

住居確保給付金

- 離職・廃業や休業等により、住居を失うおそれが生じている方等に対して、住居確保給付金を支給することにより、求職活動中における安定した住まいの確保を支援する。

1 事業の概要

支給対象者

以下①又は②の者

- ①離職・廃業後2年以内の者（当該期間に疾病等やむをえない事情があれば最長4年以内）
- ②自己の責めによらず収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある者

支給要件

一定の収入要件（※）、資産要件、求職活動要件あり

※市町村民税均等割＋家賃額程度の水準、特別区では単身13.8万円、2人世帯19.4万円

求職活動要件

原則、①による求職活動を行う。ただし、一定の要件の下、②による取組みも可とする。

- ①公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で求職の申込みをし、求職活動を行う。
- ②公的な経営相談先へ経営相談の申込みをし、その助言等に基づいて、業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行う。

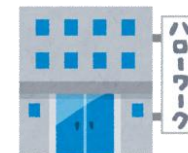
支給額

家賃額（住宅扶助額を上限）

（特別区では単身5.4万円、2人世帯6.4万円）

支給期間

原則3か月（求職活動等を行っている場合は3か月延長可能（最長9か月まで））



2 実施主体等

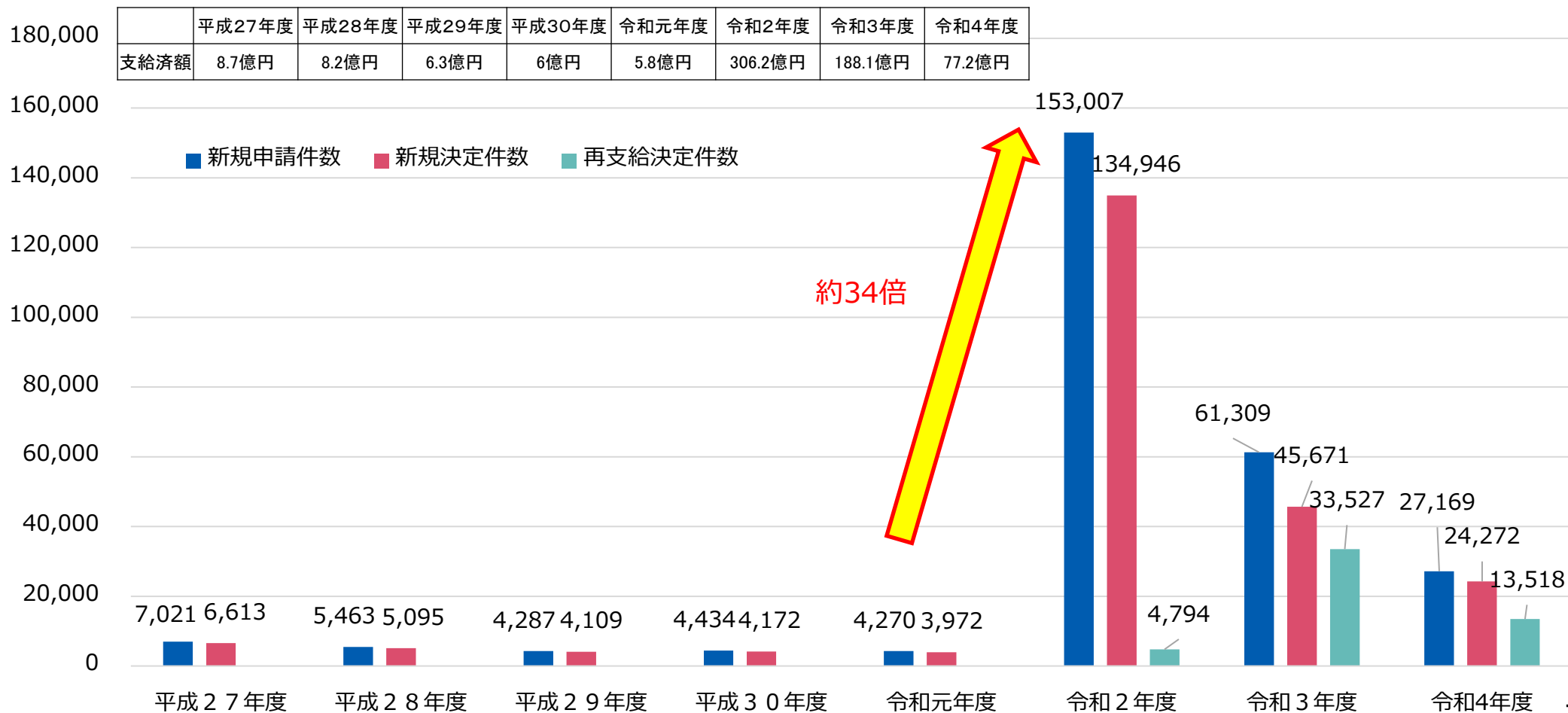
- 都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体、907自治体）

3 補助率

- 国3／4、自治体1／4

住居確保給付金の支給実績の年度別推移（平成27年度～令和4年度）

- 支給決定件数について、平成27年度～令和元年度は、約4,000～7,000件で推移していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により、令和2年度は約135,000件に急増、令和3年度は約46,000件、令和4年度は約24,000件。また、特例措置である再支給決定件数について、令和2年度は約5,000件、令和3年度は34,000件、令和4年度は約13,500件となり、生活困窮者の生活の下支えとして大きな役割を果たした。



※令和2・3・4年度の件数については、速報値のため変動する可能性があります。

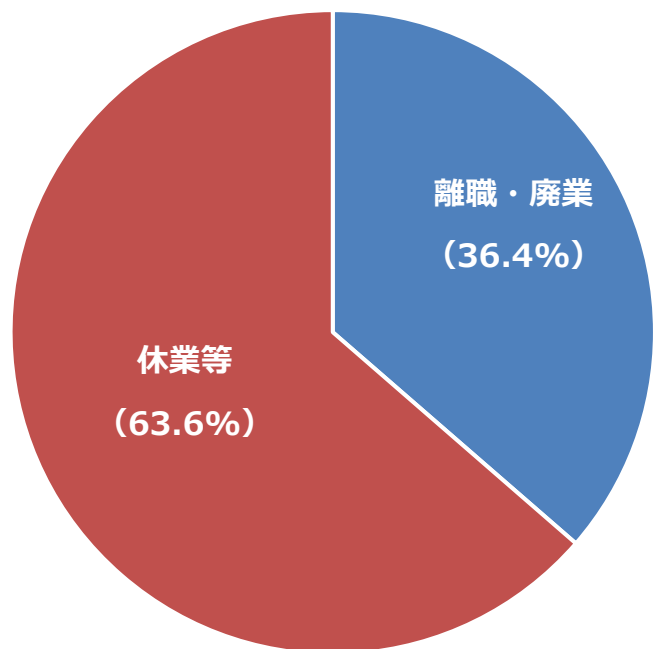
住居確保給付金の受給事由（令和2～3年度）

- 住居確保給付金の受給事由は、令和2年度は「休業等」が約64%を占めていたが、令和3年度は「離職・廃業」の割合が増加し約55%となった。

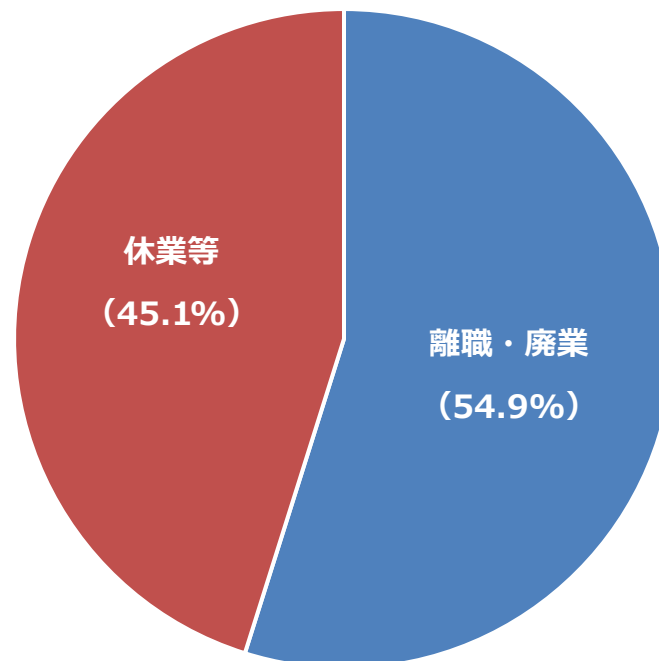
※「離職・廃業」・・・離職又は事業を行う個人の当該事業の廃止

※「休業等」・・・就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあること

令和2年度 受給理由の割合 (N=137,785)



令和3年度 受給理由の割合 (N=43,221)



※「休業等」による受給は令和2年4月の省令改正以後に可能となったため、令和元年以前の受給事由は「離職・廃業」のみ。

住居確保給付金の機能強化

令和5年度当初予算 545億円の内数 (594億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 住まいを失うおそれのある生活困窮者に対して、就労の基盤となる住まいを確保することで就労自立を支援する。
- コロナ禍における特例的な対応を一部恒久化するとともに、自立支援機能の強化等が図られるよう見直しを行う。

2 事業の概要・スキーム

支給対象者

- ① 離職・廃業後2年以内の者
- ② 自己の責めによらず収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある者

収入要件

世帯収入の月額が均等割非課税額（年額）の
1/12+住宅扶助額以下
※別途資産要件（最大100万円以下）あり

支給額

家賃額（住宅扶助額が上限）
※収入に応じた額を支給
※原則3か月、最大9か月まで

コロナ特例の見直し

- 職業訓練受講給付金との併給を可能とする特例を恒久化
- 求職活動要件について、自治体の無料職業紹介の窓口への求職申込でも可能とする特例を恒久化
- 本則による再支給（最大9か月）について、解雇された者だけでなく、新たにシフト減等により収入が減少し、離職・廃業と同程度の状態にある者も対象とし、コロナ特例による再支給（3か月）は終了
※ 就労自立の意欲を阻害しないよう、再支給までの期間を1年以上空けることとする

その他の見直し

- 児童扶養手当、児童手当等の特定の目的のために支給されている手当等を収入算定から除外
- 求職活動要件について、自営業者等の場合は、一定期間、ハローワークへの求職活動に代え、事業再生のための活動でも可とする
- 「離職・廃業後2年以内」という支給要件について、疾病、負傷等のやむを得ない事情がある場合、当該事情により求職活動が困難な期間を考慮できる取扱いとする（最長4年）

3 実施主体等

- 福祉事務所設置自治体

貧困ビジネス対策と単独での居住が困難な方への日常生活支援 <令和2年4月施行>

1. 無料低額宿泊所の規制強化(貧困ビジネス規制)

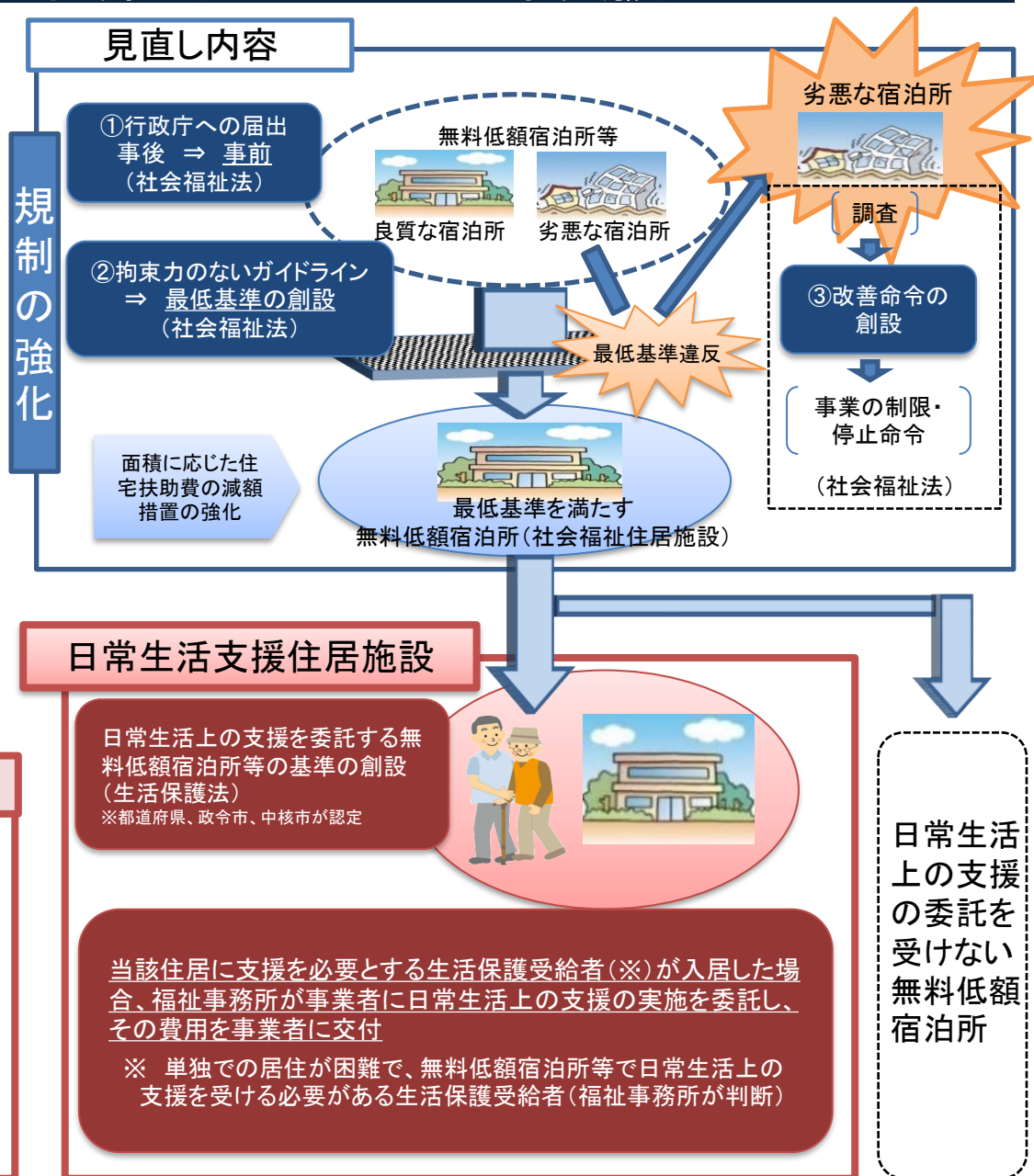
- 利用者の自立を助長する適切な支援環境を確保するため、社会福祉法を改正し、法令上の規制を強化
- ①無料低額宿泊事業について、新たに事前届出制を導入
- ②従来ガイドライン(通知)で定めていた設備・運営に関する基準について、法定の最低基準を創設 <令和元年8月省令公布>
- ③最低基準を満たさない事業所に対する改善命令の創設

2. 単独で居住が困難な方への日常生活支援

- 生活保護法を改正し、単独での居住が困難な生活保護受給者に対し、一定の支援体制が確保された「日常生活支援住居施設」において、必要な日常生活上の支援を提供する仕組みを創設
- ◆ 福祉事務所が、単独での居住が困難な受給者への日常生活上の支援の実施を、日常生活支援住居施設に委託可能とする

日常生活支援住居施設の認定要件及び委託事務費

- 日常生活支援住居施設の認定要件(人員配置基準)
利用者15人に対して職員1名(常勤換算15:1)を配置
- 日常生活支援に係る委託事務費
入居者1人あたり月額<地域別> 29,100円 ~ 23,400円
- ※ 職員を増配置している施設については、職員配置の状況に応じた加算措置
- 日常生活支援住居施設への委託開始等のスケジュール
施設の認定申請を令和2年4月以降から受け付け、令和2年10月から委託を開始



日常生活支援住居施設について

【令和5年度予算】2,678,356千円（2,678,356千円）

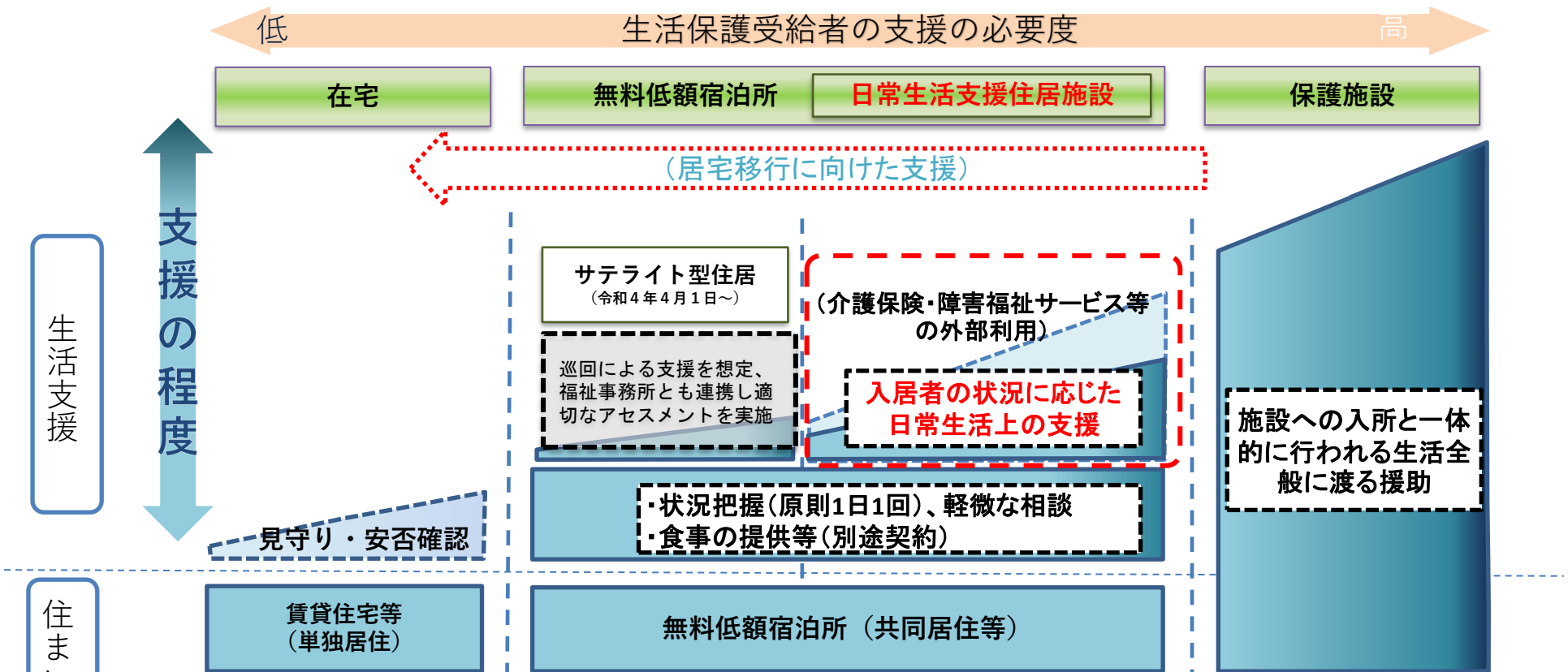
（保護施設事務費負担金）

実施主体：都道府県、指定都市、福祉事務所設置自治体

負担率：3/4

事業概要

- 生活保護受給者のうち、食事や洗濯等の家事、服薬等の健康管理、日常の金銭管理、人とのコミュニケーション等、日常生活を送る上での課題を有する者が地域の中で安定して暮らしていくためには、住まいそのものの確保のみならず、その者の課題に応じた生活上の支援を行うことが必要。
- 改正生活保護法に基づき、単独での居住が困難な生活保護受給者に対する日常生活上の支援について、適切な支援体制を確保した日常生活支援住居施設に委託する仕組みを創設し、支援の実施に必要な経費を負担する。



※ 上記の図は、無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設の位置づけについて、在宅生活と保護施設との関係性を整理したものであり、日常生活上の支援の提供については、他法のサービス活用など様々な形態があることに留意。

居住不安定者等居宅生活移行支援事業

令和5年度予算：被保護者就労準備支援等事業の内数
(参考：令和4年度国庫補助協議内示額375,794千円)

事業概要

- 令和2年度第2次補正予算において、生活困窮者と生活保護受給者の住まい対策を一体的に支援する「居宅生活移行緊急支援事業」を新設。
- 支援対象者の狭間を無くすとともに、居住の確保とその後の安定した住まいを継続的に支援することを可能とし、長期化すると見込まれる居住不安定者に対する支援を実施（令和2年度第2次補正予算「居宅生活移行緊急支援事業」から継続的な実施が可能な仕組み）

事業内容

生活困窮者及び生活保護受給者のうち、居宅生活への移行に際して支援を必要とする者に対して、転居先となる居宅の確保に関する支援、各種契約手続等に関する助言等の居宅生活に移行するための支援及び居宅生活移行後に安定した生活を営むための定着支援を実施する。

(1) 居宅生活移行に向けた相談支援

生活困窮者及び生活保護受給者に対して、居宅生活に移行すること及び移行後の転居先となる住宅に関して、希望や意向を聴取するとともに、転居先候補の紹介や不動産業者への同行、契約手続き等に関する助言等の居宅生活の移行に向けた相談支援を行う。

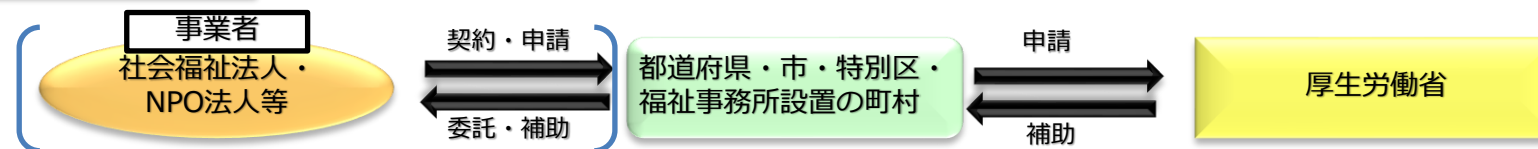
(2) 居宅生活移行後に安定した生活を継続するための定着支援

居宅生活に移行した者に対して、居宅生活を送る上での困りごと等に関する相談や緊急時の連絡への対応を行うほか、定期的な巡回や電話により、食事や洗濯、掃除、ゴミ出し等の生活状況及び公共料金等の支払い状況の確認並びに必要な応じた助言等を実施する。

(3) 入居しやすい住宅の確保等に向けた取組

- ① 居住支援法人を活用した不動産業者との調整による転居先の開拓、セーフティネット住宅を含む連帯保証人を設けることを入居条件としないなどの生活困窮者等が入居しやすい住宅のリスト化等の転居先候補となる住宅の確保に向けた取組
- ② 居住支援協議会、地方公共団体の住宅部局、宅地建物取引業者、介護サービス事業者等の関係機関との連絡調整体制の構築

補助スキーム等



- (1) 実施主体：都道府県、市、特別区及び福祉事務所を設置する町村（社会福祉法人等の民間団体への委託・補助も可能）
- (2) 補助率：国3/4、自治体1/4

令和5年度の調査研究事業について（生活保護制度関係）

令和5年度 社会福祉推進事業

1	福祉事務所における新たな支援に係るケースワーカーと関係機関との効果的な連携方策のあり方に向けた調査研究事業	ケースワーカーと関係機関の連携に関する現状と課題等を把握するとともに、社会福祉法上の支援会議等の取組実例を参考にしつつ、ケースワーカーと関係機関の連携の効果的な実施方法、新たな計画の具体的な内容等を整理するための調査研究を行う。
2	医療扶助における都道府県のデータ分析に基づくPDCAサイクル実践に関する調査研究事業	全ての都道府県が、質の高いデータ分析に基づくPDCAサイクルによる取組を推進し、管内市町村に対する必要な後方支援ができるよう、国が提供しているレセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）を活用した集計データを含む健診・医療等の情報を「見える化」するための分析ツールを作成するとともに、データ活用マニュアルを作成する。
3	福祉事務所等における情報照会の活用支援に関する調査研究事業	実施機関の情報照会の実施状況を把握するとともに、実施機関で活用できる平易なマニュアル及び都道府県が実施機関に対して行う研修で活用する研修素材を作成し、実施機関でのマイナンバー情報連携の更なる活用促進、ひいては実施機関における事務負担の軽減に資することを目的とし、自治体において管内の居住支援ニーズを属性や量的に把握するために効果的な把握手法について調査研究を行う。

令和5年度 委託事業

1	救護施設等における個別支援計画策定に係る調査研究	中間まとめでの議論を踏まえ、救護施設等の事業者や自治体に対し、救護施設等における個別支援計画策定に係る理念、目的、策定のポイント、策定手法、策定事例等について調査研究を行う。
---	--------------------------	---

令和5年度 厚労科研

1	生活保護利用者における多剤処方の実態把握と効果的な対応策立案に向けた研究	被保護者の多剤投薬の実態と取組効果について、質的・量的研究を実施し、効果的な対応策立案に資する基礎資料を得る。
---	--------------------------------------	---

⑥被保護者健康管理支援事業・医療扶助

【令和5年度予算額】 2,275,932千円(令和4年度 2,847,183千円)
 実施主体: 都道府県、指定都市、中核市、福祉事務所設置自治体
 負担率: 3/4

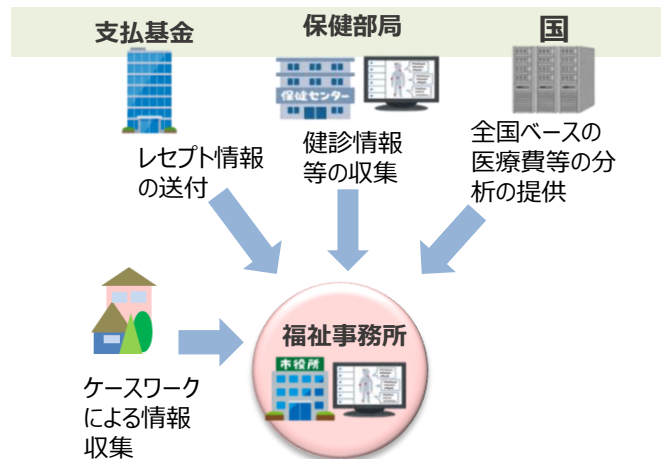
事業概要

- 生活保護制度は、被保護者の最低生活を保障するとともに、自立の助長を図ることを目的としている。自立の助長については、経済的自立だけでなく、日常生活自立や、社会生活自立といった側面からも、支援を講じていくことが必要。
- 一方で、**多くの被保護者は、医療保険者が実施する保健事業の対象とはなっていないが、多くの健康上の課題を抱えていると考えられ、医療と生活の両面から健康管理に対する支援を行うことが必要。**このため、医療保険におけるデータヘルスを参考に、**福祉事務所がデータに基づき生活習慣病の発症予防や重症化予防等を推進**する。
- **令和3（2021）年1月から「被保護者健康管理支援事業」が必須事業化され、全福祉事務所で実施することとなったため、全ての自治体が効果的・効率的に実施するために必要な経費を負担する。**

被保護者健康管理支援事業の流れ

① 現状・健康課題の把握

- 自治体毎に現状（健康・医療等情報、社会資源等）を調査・分析し、地域の被保護者の健康課題を把握（地域分析を実施）



② 事業企画

- 地域分析に基づき、自治体毎に事業方針を策定。以下の取組例の**オに加え、ア～エから選択**

- ア 健診受診勧奨
- イ 医療機関受診勧奨
- ウ 生活習慣病等に関する保健指導・生活支援
- エ 主治医と連携した保健指導・生活支援（重症化予防）
- オ 頻回受診指導

③ 事業実施

- 事業方針に沿い、リスクに応じた階層化を行い集団または個人への介入を実施
- ※ 医学的な介入のみではなく社会参加等の側面に留意した取組を実施

④ 事業評価

- 設定した評価指標に沿い、ストラクチャー、プロセス、アウトプット、アウトカム評価を実施

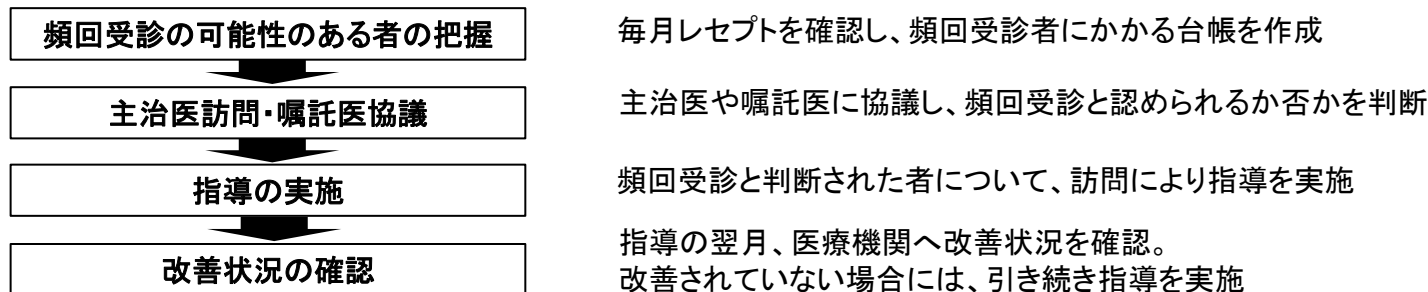
健康の保持増進により、被保護者の自立を助長

頻回受診の適正化について（概要）

頻回受診の指導対象者

同一傷病について、同一月内に同一診療科目を15日以上受診しており、短期的・集中的な治療（※）を行う者を除き、治療にあたった医師や嘱託医が必要以上の受診と認められた者 ※ 15日以上受診している者を抽出し、その前2ヶ月との合計が40日未満の者

適正化の対応



【頻回受診の改善の状況】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
受診状況把握対象者数（指導対象者の定義に該当する者の数）（A） ※平成29年度までは旧定義（15日以上が3箇月続いた者）、平成30年度は移行期間のため混在	13,548人	12,837人	11,594人	10,604人	12,753人	11,681人	10,736人
適正受診指導対象者数（B）	3,020人	2,557人	2,637人	2,387人	2,835人	2,320人	2,340人
改善者数（適正な受診日数に改善された者数）（C）	1,365人	1,338人	1,422人	1,292人	1,388人	1,136人	1,050人
改善者数割合（C/B）	45.20%	52.33%	53.92%	54.13%	48.96%	48.97%	44.78%

令和5年度以降の取組

- 令和4年度に引き続き、令和5年度予算に以下の事業を計上
 - ・ 頻回受診者の適正受診指導の強化（福祉事務所による同行指導の実施等）
 - ・ 頻回受診指導を行う医師の委嘱促進
 - ・ レセプトを活用した医療扶助適正化事業 → レセプトデータから頻回受診者等のリスト作成
- 適正受診指導を行ってもなお改善されない者に対する追加的な指導の方策として、有効期限が1箇月よりも短い医療券を本人に対して発行し、健康管理に向けた支援と並行することで、指導のタイミングを増やす取り組みを推進

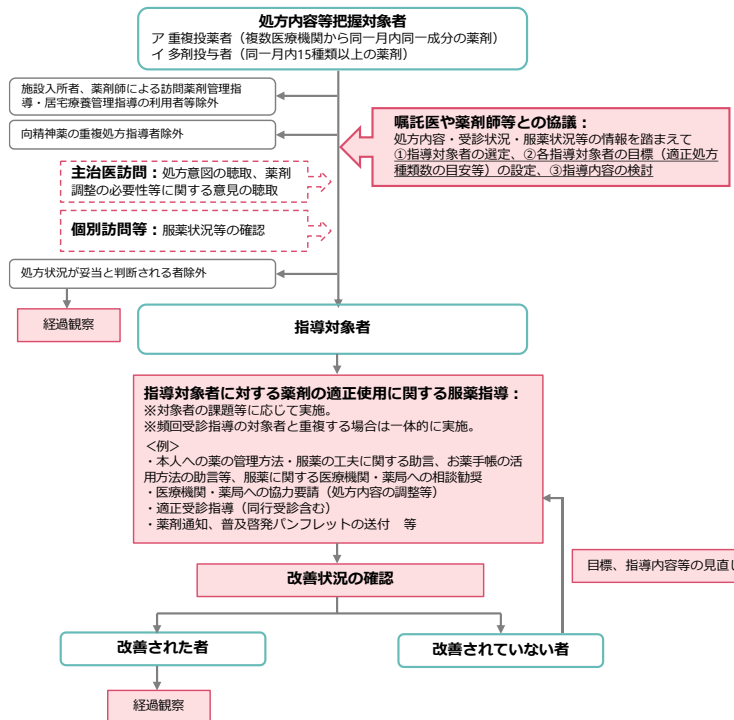
生活保護の医療扶助における医薬品の適正使用の推進について

(令和5年3月14日付け社援保発0314第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)

通知概要

- 今後、医療扶助の更なる適正な運営に向けては、重複投薬の是正を始め、医薬品の適正使用を推進することが重要。一方、医療扶助では、主に向精神薬の重複投薬に着目した取組は行ってきたが、**向精神薬以外の重複投薬の是正や多剤投与の適正化に着目した取組は広く実施されていない。**
- また、複数疾患を有する患者では、併存疾患を治療するための医薬品の多剤服用等によって、薬物有害事象の発生や医薬品の飲み残し等につながっていると指摘があり、医療保険では保険者等による医療機関及び薬局と連携した医薬品の適正使用に関する取組が進められている。
- このような状況を踏まえ、**重複投薬や不適切な複数種類の医薬品の投与がみられる者について、医師や薬剤師等医療関係者と連携して医薬品の適正使用に関する指導を行うことを目的とする。**

実施スキーム



1 重複・多剤投与の指導対象者の把握

(1) 処方内容等把握対象者の選定

福祉事務所は、レセプト等からア及びイの基準に該当する者を抽出。

ア 重複投薬者：同一月内に同一成分の医薬品（向精神薬を除く。）を2つ以上の医療機関から処方されている者。

イ 多剤投与者：同一月内に15種類以上の医薬品の投与を受けている者。

(2) 嘱託医や薬剤師等との協議、指導対象者の決定

処方状況等把握対象者について、処方内容、受診状況、服薬状況等の情報を踏まえ、重複・多剤投与の指導対象とするか否かを嘱託医や薬剤師等と協議[※]。また、多剤投与の指導対象と判断された者については、各指導対象者の指導内容等も協議。

※ 協議において主治医訪問の要否も検討し、主治医に処方意図等を聴取。また、必要に応じて対象者への個別訪問等により、服薬状況等を確認。

2. 重複・多剤投与者に対する指導

福祉事務所は、地域の実情に応じて、庁内の関係部局や、地域の医療機関・薬局、医師会・薬剤師会等の関係機関との連携体制の構築を含め、実施体制の確立を図り、重複・多剤投与の指導対象者への指導を実施。

3. 改善状況の確認

指導の結果、受診行動や処方種類数等が改善されたかどうかについて、翌月のレセプトにより確認。

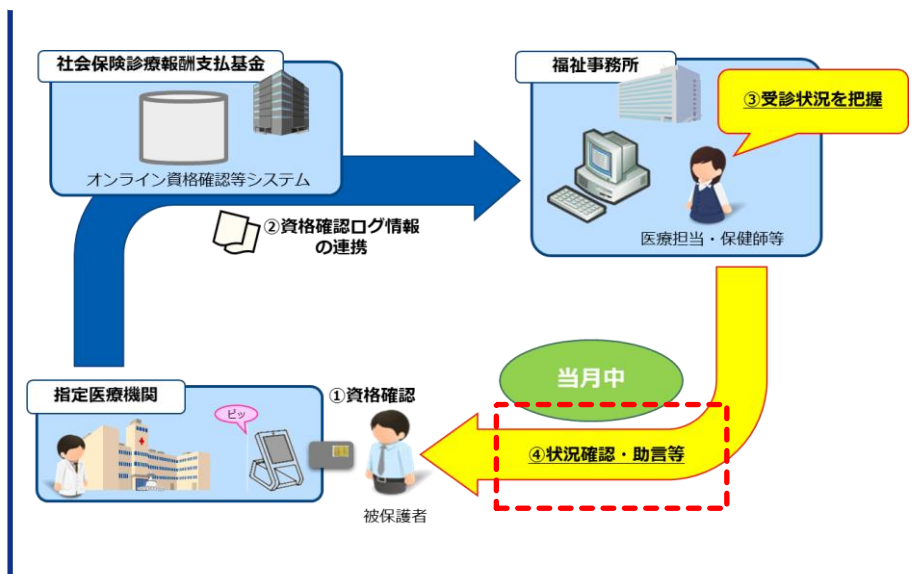
令和6年度概算要求額 63百万円（－）※（）内は前年度当初予算額

困窮補助金

1 事業の目的

- 頻回受診対策については、被保護者に頻回な受診行動が定着するより以前の早期に適正な受診を促すことが重要と指摘されている一方で、現行の頻回受診指導は、レセプトから対象者を抽出して実施しているため、受診から実際の指導までに2か月程度のタイムラグが生じており、効果的な取組が難しい。
- この点について、オンライン資格確認の導入後（令和5年度中導入予定）、福祉事務所には、オンライン資格確認等システムから被保護者の受診状況が連携される。この機能を用いて、福祉事務所において早期に頻回受診の傾向がある者を把握し、当該者に対する助言等を実施することにより適正な受診を推進する。
- 令和6年度においては、医療扶助のオンライン資格確認が円滑に稼働している自治体（10箇所程度）にてモデル的に実施する。
 ※ オンライン資格確認システムの1機能である「資格実績ログ」を活用。当該「資格実績ログ」の具体的な活用方法の検討、運用成果や課題等を取りまとめ、事例集として福祉事務所向け手引きを作成するための調査研究事業（委託事業）を別途予算要求。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

頻回受診の傾向がある者に対する早期の助言等のモデル実施
 （医療扶助適正実施推進事業において実施）

【実施主体】 モデル事業実施自治体（10箇所程度）

【補助率】 10/10

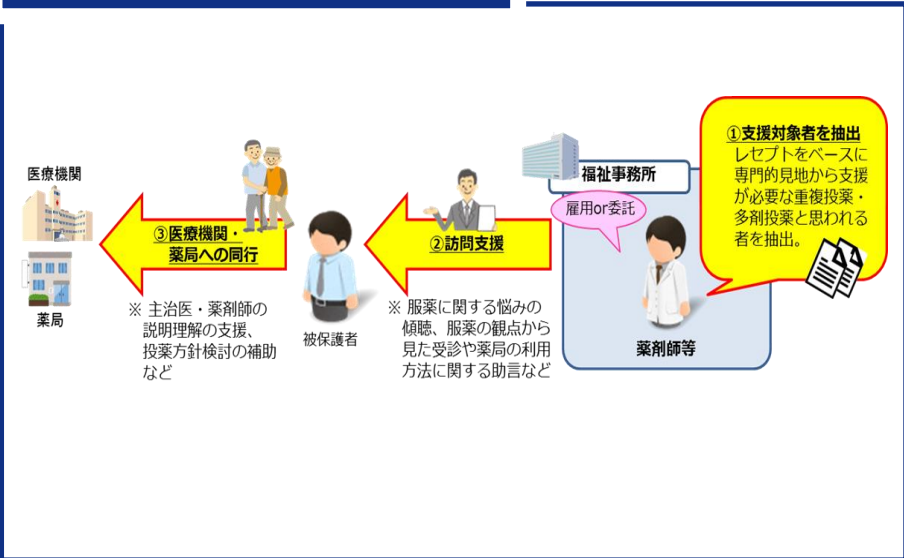
- 福祉事務所において、被保護者が医療機関の窓口で資格確認を行った際の実績（ログ情報）から、被保護者の受診状況を把握する。
- 福祉事務所は、当月に同一医療機関に15日以上受診している者について、早期に状況確認や相談支援を行い、必要に応じて訪問等による助言等を行う。

※ オンライン資格確認の仕組みで把握できるのは、資格確認の実績であり、頻回受診者の特定までではできないことに留意し、早期の段階での状況確認や相談支援等の支援を主とした対応を行う。

1 事業の目的

- 多剤投薬については、患者の薬物有害事象等のリスクを増加させ、薬剤費の増大につながるおそれもあることから、特に高齢者においてポリファーマシー（多剤服用でも特に害をなすもの）に着目した対策の必要性が指摘されている等の状況を踏まえ、令和5年度からレセプトから多剤投薬に着目した点検を行い、当該対象者に保健指導・生活支援や相談支援等の取組を実施している。
- 今般、令和6年度からの第4期医療費適正化基本方針として、複数種類の医薬品の投与の適正化に関する目標を設定することが考えられること、効果算定（医療費見込みの推計方法）としては9種類以上投与されている65歳以上の患者数と一人当たりの調剤費等を用いて算定すること、が示されたところ。
- これを踏まえ、現行（15種類以上）より多くの対象者（9種類以上）への指導要否の検討に係る取組を実施するための経費を要求する。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- **多剤投薬適正化指導の強化（医療扶助適正化事業）**
【令和5年度から実施】
【実施主体】福祉事務所設置自治体
【補助率】3/4
 - ・ 多剤投薬に着目したレセプト点検を実施し、多剤投薬が疑われる者を抽出
 - ・ 薬剤師等医療関係者の配置又は業務委託により、専門的見地から多剤投薬となっている者に対する受診や薬局の利用方法等に関する指導を実施
- 【補助内容】多剤投与の対象者を9種類以上とする場合に指導を行う薬剤師等1名 → 3名分への追加配置に係る経費を補助**
- (※) 9剤以上服薬している65歳以上の被保護者数は、15剤以上と比べて約3.5倍

令和5年度の調査研究事業について（生活保護制度関係）

令和5年度 社会福祉推進事業

1 福祉事務所における新たな支援に係るケースワーカーと関係機関との効果的な連携方策のあり方に向けた調査研究事業

ケースワーカーと関係機関の連携に関する現状と課題等を把握するとともに、社会福祉法上の支援会議等の取組実例を参考にしつつ、ケースワーカーと関係機関の連携の効果的な実施方法、新たな計画の具体的な内容等を整理するための調査研究を行う。

2 医療扶助における都道府県のデータ分析に基づくPDCAサイクル実践に関する調査研究事業

全ての都道府県が、質の高いデータ分析に基づくPDCAサイクルによる取組を推進し、管内市町村に対する必要な後方支援ができるよう、国が提供しているレセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）を活用した集計データを含む健診・医療等の情報を「見える化」するための分析ツールを作成するとともに、データ活用マニュアルを作成する。

3 福祉事務所等における情報照会の活用支援に関する調査研究事業

実施機関の情報照会の実施状況を把握するとともに、実施機関で活用できる平易なマニュアル及び都道府県が実施機関に対して行う研修で活用する研修素材を作成し、実施機関でのマイナンバー情報連携の更なる活用促進、ひいては実施機関における事務負担の軽減に資することを目的とし、自治体において管内の居住支援ニーズを属性的・量的に把握するために効果的な把握手法について調査研究を行う。

令和5年度 委託事業

1 救護施設等における個別支援計画策定に係る調査研究

中間まとめでの議論を踏まえ、救護施設等の事業者や自治体に対し、救護施設等における個別支援計画策定に係る理念、目的、策定のポイント、策定手法、策定事例等について調査研究を行う。

令和5年度 厚労科研

1 生活保護利用者における多剤処方の実態把握と効果的な対応策立案に向けた研究

被保護者の多剤投薬の実態と取組効果について、質的・量的研究を実施し、効果的な対応策立案に資する基礎資料を得る。

都道府県等による市区町村への支援に係る関係法令等

- 生活保護法上、都道府県知事は、市町村長に対して、**保護の実施等のため必要な助言その他の援助を行うことができる**こととなっている。
- 他方、現状は、都道府県は市町村に対して、医療扶助の運用等に係る**疑義照会があった際の回答対応に留まっている**といった声が聞かれるところ。

関係法令等

生活保護法

第81条の2

- 1 都道府県知事は、市町村長に対し、保護並びに就労自立給付金及び進学準備給付金の支給に関する事務の適正な実施のため、必要な助言その他の援助を行うことができる。
- 2 都道府県知事は、前項に規定するもののほか、市町村長に対し、被保護者就労支援事業及び被保護者健康管理支援事業の効果的かつ効率的な実施のため、必要な助言その他の援助を行うことができる。

医療扶助運営要領（抄）

（4）医療扶助に関する審議会（以下、「医療扶助審議会」という。）

都道府県本庁においては、知事の医療扶助その他保護の決定実施にあたっての医学的判断等を的確に行うことのできる体制を確保すること。また、これらの医学的判断その他医療扶助に関する諮問に答えるため等の附属機関として、医療扶助審議会を設置することが望ましい。

なお、その構成および運営等については、次の基準を参考とすること。

ア 審議事項

- (ア) 結核入院要否判定 (イ) 精神疾患入院要否判定 (ウ) 結核、精神疾患以外の傷病による入院要否の判定
(I) 訪問看護の要否判定 (オ) 在宅患者加算等各種給付の要否の判定
(カ) 医療扶助の適正実施に関して参考意見を述べること等その他必要と認められるもの

イ 構成

医療扶助審議会の委員として、国立病院、国立療養所および民間指定医療機関の医師、保健所長、都道府県民生部（局）の医系職員等のうちから適当な者を選任する。

ウ 審議

前記アにより諮問を受けた医療扶助審議会は、患者の病状及び療養状況等の全経過等を踏まえ総合的な検討を行うとともに、医療扶助の本則に基づき公正妥当な答申を行う。

なお、審議にあたっては、その経過および答申根拠の記録、その他関係書類を整備する。

都道府県等による医療機関への個別指導について

- ・指定医療機関に対する個別指導は、関係機関からの情報提供や、社会保険診療報酬支払基金から提供される診療報酬請求データ等の分析結果等から得られる指定医療機関の特徴等を総合的に勘案し、個別に内容審査した上で対象医療機関を選定することとしている。
- ・このうち、診療報酬請求データについては、請求全体に占める被保護者に関する請求割合が高いことや、被保護者以外と比較して被保護者の診療報酬明細書等の1件あたりの平均請求点数が高いこと等を例示している。

医療扶助運営要領（抄）

イ個別指導

（ア）厚生労働大臣又は都道府県知事が単独で行う指導

次に掲げる事項について、個別に内容審査をした上で、指定医療機関を選定すること。

- A 社会保険診療報酬支払基金、実施機関、被保護者等から診療内容又は診療報酬の請求その他医療扶助の実施に関する情報の提供があり、個別指導が必要と認められた指定医療機関
- B 個別指導の結果、再度個別指導を行うことが必要と認められた指定医療機関又は個別指導において改善を求めたにもかかわらず、改善が認められない指定医療機関
- C 検査の結果、一定期間経過後に個別指導が必要と認められた指定医療機関
- D 社会保険診療報酬支払基金から提供される被保護者に係る診療報酬請求データ又は電子レセプトの分析結果等を活用して得られる指定医療機関の特徴（例えば請求全体に占める被保護者に関する請求割合が高い、被保護者以外と比較して被保護者の診療報酬明細書（調剤報酬明細書を含む。）の1件あたりの平均請求点数が高い、被保護者の県外受診の割合が高い等）を総合的に勘案し、個別に内容審査をした上で個別指導が必要と認められる指定医療機関
- E その他、特に個別指導が必要と認められる指定医療機関

⑦生活困窮者自立支援制度と関連施策のあり方等

生活困窮者自立支援制度人材養成研修の充実

令和6年度概算要求額 **91**百万円 (67百万円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 社会保障審議会の「中間まとめ」(※)において、一時生活支援事業や子どもの学習・生活支援事業の従事者を対象とする研修を新たに設けることが求められている。
- また、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度については、制度間の連携を進めていくことが必要とされている。
- このため、被保護者に係る就労支援員・就労準備支援員研修についても一体的に実施することにより、生活困窮者自立支援制度における支援の質の向上及び生活保護制度との切れ目のない支援を推進する。

※ 社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会における「中間まとめ」(令和4年12月20日)

2 事業の概要・スキーム

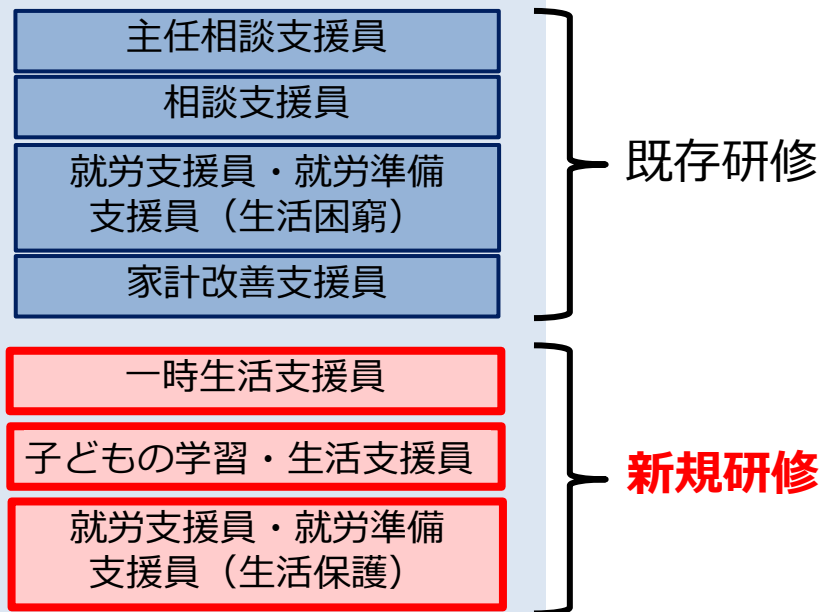
拡充

- 一時生活支援事業従事者養成研修、子どもの学習・生活支援事業従事者養成研修を新たに実施する。※
※令和5年度に調査研究事業でカリキュラム作成
- 被保護者の就労支援員・就労準備支援員研修と生活困窮の研修を一体的に実施する。

【令和6年度所要額】90,816千円

- ・人材養成研修予算：67,116千円(既存分)
- ・新規の2カリキュラム：8,650千円(拡充分)
- ・被保護者就労支援研修 予算：15,050千円(※)
(移管分) ※令和5年度予算額

国で実施する人材養成研修



3 実施主体等

実施主体：国(委託費)

**⑧生活困窮者自立支援制度と
関連施策の連携のあり方等について**

国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針 (令和5年厚生労働省告示第207号) (抄)

第一 国民の健康の増進の推進に関する基本的な方向

一 健康寿命の延伸と健康格差の縮小

全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現のため、個人の行動と健康状態の改善に加え、個人を取り巻く社会環境の整備やその質の向上を通じて、健康寿命の延伸及び健康格差（地域や社会経済状況の違いによる集団間の健康状態の差をいう。以下同じ。）の縮小を実現する。その際、個人の行動と健康状態の改善とそれらを促す社会環境の質の向上との関係性を念頭に取組を進める。なお、個人の行動と健康状態の改善のみが健康寿命の延伸・健康格差の縮小につながるわけではなく、社会環境の質の向上自体も健康寿命の延伸・健康格差の縮小のための重要な要素であることに留意が必要である。

第七 その他国民の健康の増進の推進に関する重要事項

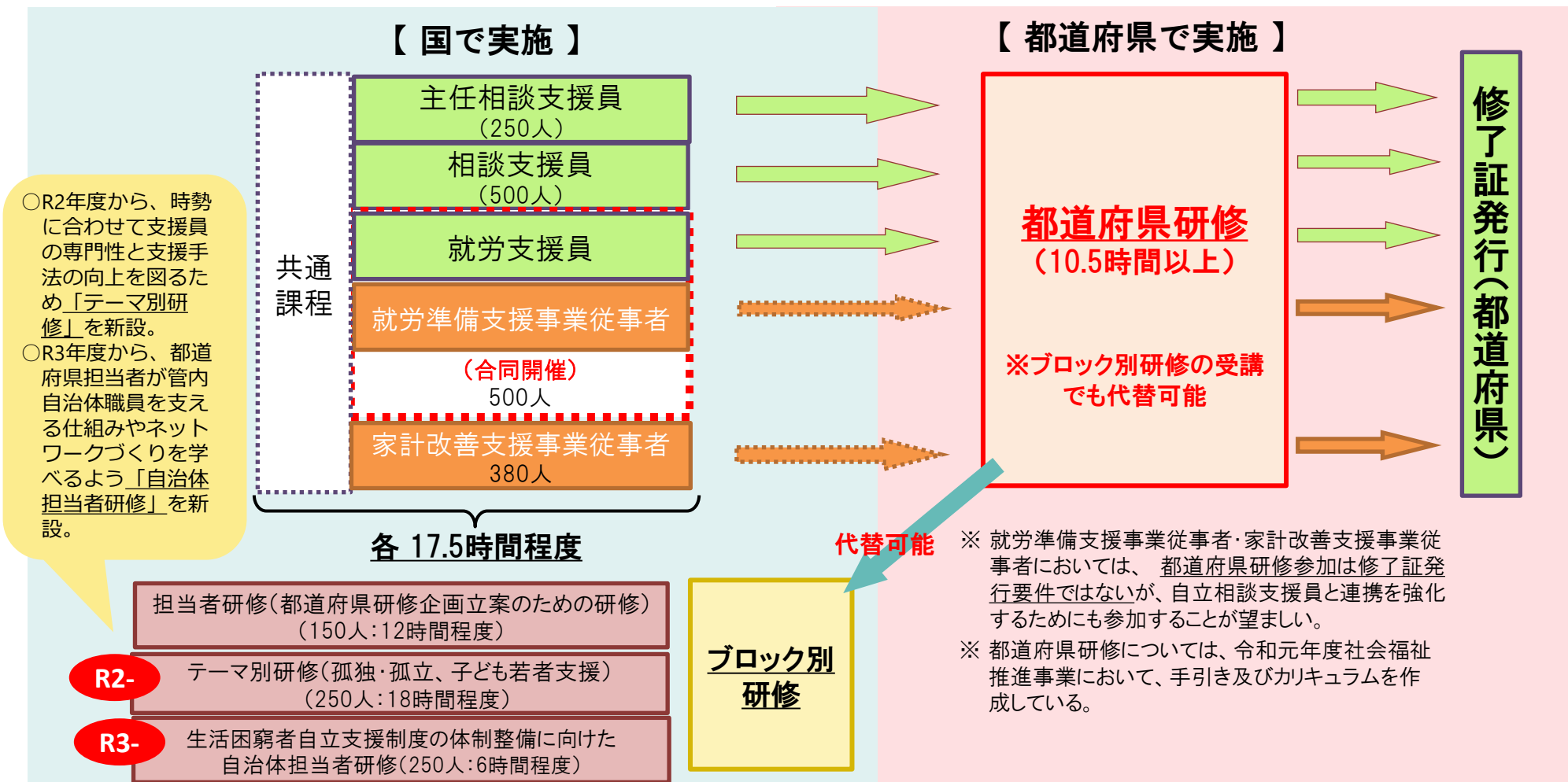
二 関係する行政分野との連携

健康増進の取組を推進するには、国と地方公共団体のいずれにおいても、様々な分野との連携が必要である。医療、食育、産業保健、母子保健、生活保護、生活困窮者自立支援、精神保健、介護保険、医療保険等の取組に加え、教育、スポーツ、農林水産、経済・産業、まちづくり、建築・住宅等の分野における取組と積極的に連携することが必要である。

⑨支援を担う体制づくり、人材育成等について

現行の生活困窮者自立支援制度における研修体系

- 国研修は、共通課程と職種別の研修から構成され、国研修・都道府県研修の受講後、都道府県より修了証が発行される（資格要件ではない）。
 - ※ 就労準備支援事業従事者・家計改善支援事業従事者においては、都道府県研修参加は修了証発行要件ではない。
- この他、国においては、都道府県職員を対象とした「都道府県研修企画立案のための研修」や、行政職員や支援者を対象とした「テーマ別研修」、「体制整備に向けた自治体担当者研修」を実施している。



令和6年度概算要求額 **33**百万円（－億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 生活困窮者自立支援制度における人材養成研修は、現在、初任者向けの研修のみ実施されている。中間まとめ（※1）においては「支援を担う人材の質を向上させるため、経験者向けのステップアップ研修」の創設について求められている。
- このため、経験年数ごとに体系化されたキャリアラダー及び現任者向けのステップアップ研修のカリキュラム作成をすることにより、支援員の資質向上を図る。

※1 社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会における「中間まとめ」（令和4年12月20日）

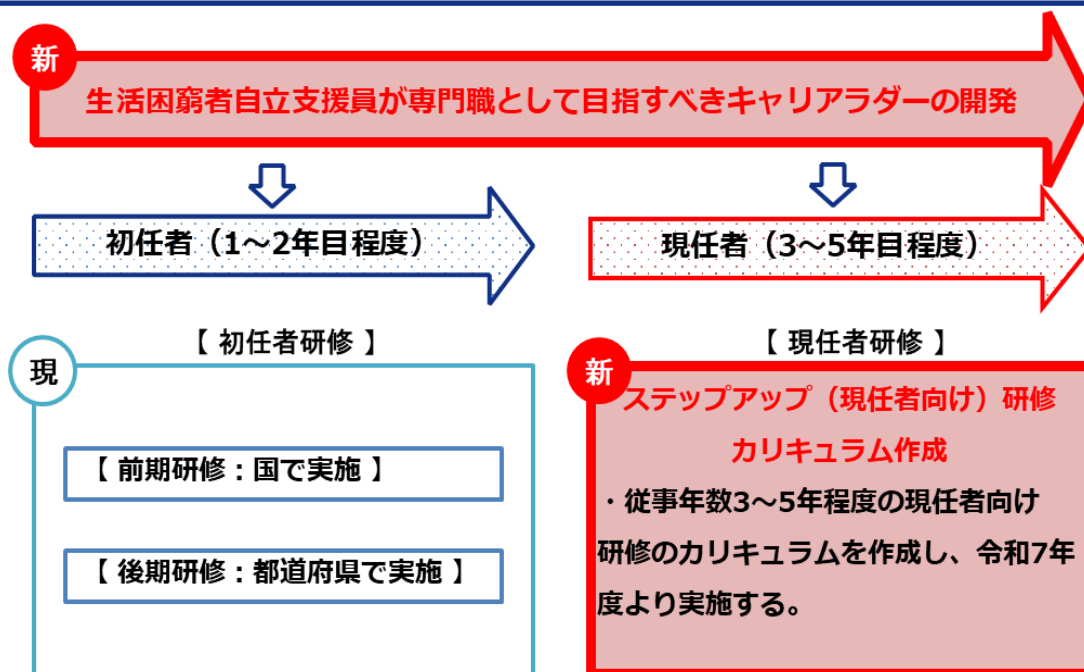
2 事業の概要・スキーム

【概要】

- ① 専門人材の育成のため、経験年数に応じたスキルの設定を行い、体系的なキャリアラダーを開発
- ② 上記キャリアラダーに応じ、ステップアップ（現任者向け）研修のカリキュラムを作成

<実施例>

- ・SV研修・アウトリーチ型支援研修
- ・コーチング等部下育成のための研修



3 実施主体等

実施主体：国（委託費）

都道府県研修の全都道府県実施に向けた体制整備支援の拡充

令和6年度概算要求額 1.3億円 (0.6億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 社会保障審議会の「中間まとめ」(※1)において、都道府県が研修に取り組みやすい環境を整備するとともに、支援員同士や関連施策の支援員等とのネットワークの構築を推進することにより、支援員に向けた支援を強化することについて検討することが求められている。
 - そのため、都道府県ごとに研修企画チーム(自治体職員や支援員等)を組織し、全都道府県において研修実施体制を整備するための支援を行う。 ※令和4年度研修実施率は59%(実施都道府県:28)
 - また、研修企画チームを核とした中間支援組織の立上げを行い、支援員同士や関連施策の支援員等とのネットワークの構築、拡大を行うなど、支援員に向けた支援を強化する。
- ※1 社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会における「中間まとめ」(令和4年12月20日)

2 事業の概要

(1) 都道府県研修実施のための研修企画チームの立上げ支援を強化

- ① ネットワークコーディネーターを配置し、都道府県研修実施のための研修企画チームの立上げを支援する。
- ② 研修企画チームの機能強化や運営を支援する。
- ③ 研修企画チームが発足している都道府県においては、ネットワークの拡大を行い、支援者への支援機関として、中間支援組織の組織化を支援する。

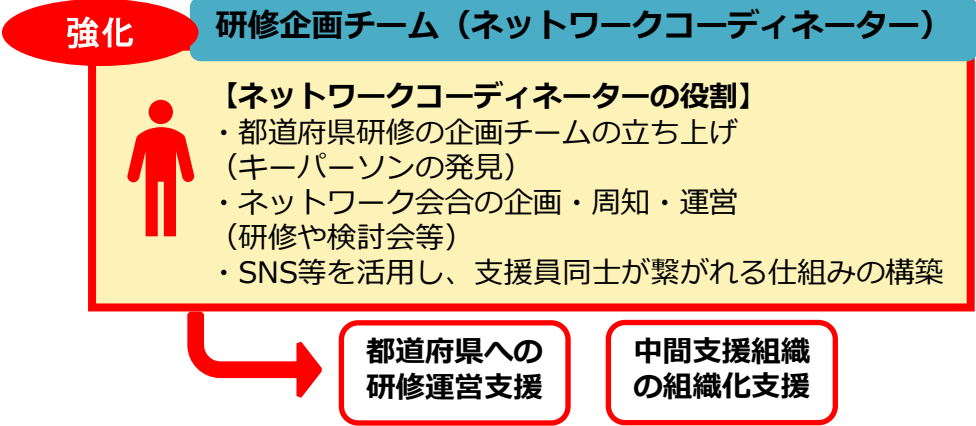
(2) 都道府県研修の全都道府県実施への支援

- 未実施の19自治体を含めて全都道府県で研修が実施されるよう、研修の運営を支援する。

4 実施主体等

都道府県による市町村支援事業 補助率 1 / 2
 1実施主体あたり 20,000千円 (国庫補助: 10,000千円)
 ©令和6年度要求額 129,535千円 (63,460千円) + 66,075千円

3 事業スキーム



都道府県研修全県実施に向けたスケジュール

令和6年度	(1) 都道府県研修実施のための研修企画チームの立上げ支援を強化 (2) (1)を後押しするネットワーク作り。
令和7年度	(1) 都道府県研修の実施に慣れていない都道府県への運営支援 (2) 企画チームのさらなる充実や継続のための体制整備
令和8年度	(1) 全都道府県での完全実施 (2) 企画チームから派生した中間支援組織の組織化・自立化 ※全都道府県での研修実施を完了し、フォローアップ期間とする。

都道府県の役割（制度上の位置づけ等）

生活保護法では、都道府県は、福祉事務所を設置していない町村部において、保護の実施機関として自ら保護の実施に当たるほか、様々な役割を担っている。平成30年改正では、都道府県の援助に関する規定が創設された。

都道府県の主な役割

- (1) 市町村長の行う事務に関する事務監査（第23条）
- (2) 保護施設の認可・指導監督等（第41条等）
- (3) 医療機関等の指定・指導等（第49条等）
- (4) 審査請求等（第64条等）
- (5) 市町村長の保護等に関する事務の適正な実施のために必要な助言その他の援助の実施（第81条の2）

○その他、法令上の規定はないが、ケースワーカーや査察指導員に対する研修等も行っている。

社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書（抄）（H29.12.15）

- 生活保護制度についても、就労支援事業や医療扶助に関する業務など、市町村圏域を超えた人の動きがあるほか、地域資源が不十分な地域などでは、複数の自治体で事業を実施することが効率的な場合もある。こうした場合に、都道府県が、事業の広域実施に向けた総合調整や助言等を行うことが効果的・効率的であると考えられる。

都道府県の援助に関する規定（平成30年改正）

（都道府県の援助等）

第八十一条の二 都道府県知事は、市町村長に対し、保護並びに就労自立給付金及び進学準備給付金の支給に関する事務の適正な実施のため、必要な助言その他の援助を行うことができる。

- 2 都道府県知事は、前項に規定するもののほか、市町村長に対し、被保護者就労支援事業及び被保護者健康管理支援事業の効果的かつ効率的な実施のため、必要な助言その他の援助を行うことができる。

生活保護における居住地特例について

趣旨

- 生活保護制度では、ケースワーカーによる訪問調査等を通じて被保護者の生活実態を把握し、必要な助言・指導を行うことにより保護の決定・実施を行う必要があることから、被保護者の居住地又は現在地を所管する実施機関（福祉事務所）が保護の実施責任を負うのが原則。
- 一方、被保護者が日常生活上の世話・生活指導を受ける施設に入所する場合には、施設所在地を所管する自治体に財政負担が集中しないように、入所前の居住地又は現在地を所管する実施機関が保護の実施責任を負うという居住地特例を講じている。

居住地特例が適用される施設の例

施設の種類	生活保護の居住地特例	(参考)介護保険の 住所地特例
救護施設、更生施設	○	—
無料低額宿泊所	×	—
日常生活支援住居施設	○	—
障害者支援施設	○	—
特別養護老人ホーム	○（※3）	○（※1）
有料老人ホーム、軽費老人ホーム		
特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を受ける者（※2）	○（※1）	○（※1）
特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を受けない者（※2）	×	○（※1）
サービス付き高齢者向け住宅（有料老人ホームに該当しないもの）	×	×
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	×	×

※1 定員29名以下の地域密着型の施設は住所地特例（介護保険）、居住地特例（生活保護）の対象外。

※2 特定施設：有料老人ホーム及び軽費老人ホームであって、地域密着型特定施設でないもの

※3 介護老人福祉施設に施設介護を委託する場合は、地域密着型施設は居住地特例の対象外。特別養護老人ホームに措置入所する場合は定員の多寡を問わず対象。

令和5年度の調査研究事業について（生活保護制度関係）

令和5年度 社会福祉推進事業

1	福祉事務所における新たな支援に係るケースワーカーと関係機関との効果的な連携方策のあり方に向けた調査研究事業	ケースワーカーと関係機関の連携に関する現状と課題等を把握するとともに、社会福祉法上の支援会議等の取組実例を参考にしつつ、ケースワーカーと関係機関の連携の効果的な実施方法、新たな計画の具体的な内容等を整理するための調査研究を行う。
2	医療扶助における都道府県のデータ分析に基づくPDCAサイクル実践に関する調査研究事業	全ての都道府県が、質の高いデータ分析に基づくPDCAサイクルによる取組を推進し、管内市町村に対する必要な後方支援ができるよう、国が提供しているレセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）を活用した集計データを含む健診・医療等の情報を「見える化」するための分析ツールを作成するとともに、データ活用マニュアルを作成する。
3	福祉事務所等における情報照会の活用支援に関する調査研究事業	実施機関の情報照会の実施状況を把握するとともに、実施機関で活用できる平易なマニュアル及び都道府県が実施機関に対して行う研修で活用する研修素材を作成し、実施機関でのマイナンバー情報連携の更なる活用促進、ひいては実施機関における事務負担の軽減に資することを目的とし、自治体において管内の居住支援ニーズを属性や量的に把握するために効果的な把握手法について調査研究を行う。

令和5年度 委託事業

1	救護施設等における個別支援計画策定に係る調査研究	中間まとめでの議論を踏まえ、救護施設等の事業者や自治体に対し、救護施設等における個別支援計画策定に係る理念、目的、策定のポイント、策定手法、策定事例等について調査研究を行う。
---	--------------------------	---

令和5年度 厚労科研

1	生活保護利用者における多剤処方の実態把握と効果的な対応策立案に向けた研究	被保護者の多剤投薬の実態と取組効果について、質的・量的研究を実施し、効果的な対応策立案に資する基礎資料を得る。
---	--------------------------------------	---